

2002 年度 修士論文

窃盗犯罪から見た高知県の犯罪情勢と防犯に関する一考察  
**A Study of Theft Crimes in Kochi-Prefecture  
and the Crime Prevention to Cope with Them.**

2003 年 1 月

指導教員 荒木英昭 教授

高知工科大学大学院工学研究科基盤工学専攻  
社会システム工学コース  
学籍番号 1055136  
氏名 岡林真史

## 2002 年度修士論文 要旨

### 窃盗犯罪から見た高知県の犯罪情勢と防犯に関する一考察

高知工科大学大学院基盤工学専攻

社会システム工学コース

指導教員 荒木 英昭 教授

学籍番号 1055136 岡林 真史

#### 1. 研究の背景

現在の都市空間は、都市化の進展に伴い、人々の目に付かない空間を生み出し、犯罪の起こりやすい環境要因ができています。場所によっては、街灯のない道があったり、複雑な街路や裏道等、街区の整備が不十分な地域もある。したがって、近年の都市づくりにおいて、防犯面の配慮が必要不可欠であり、誰もが安全で安心のできる都市づくりが求められている。こうした中で、犯罪の起こりやすい環境要因を究明することの必要性は高まっている。

#### 2. 研究の目的

本研究では、全国の犯罪情勢を把握し、高知県の治安状態を分析するとともに、高知市内のうちで窃盗犯罪の発生量の現況を割り出す。そして、その割り出された発生量に関する要因と窃盗件数との関係をみることで、犯罪のない安全な都市づくりに向けての考察を行うことを目的とする。

#### 3. 既往研究の状況と本研究の特色

防犯に関する既往研究には、「環境設計による犯罪防止 (CPTED : Crime Prevention Though Environmental Design) によって住環境の防犯性能を高める研究」<sup>1)</sup>や「被害住宅に対する現地調査、常習的犯罪者の犯行心理面から防止対策の糸口を探すための調査、侵入盗の防止対策を取り扱った研究」<sup>2)</sup>や「GIS (地理情報システム) を使った犯罪の地理的分布の分析研究」<sup>3)</sup>等、様々な方向からなされている。

しかし、本研究のように現地踏査にて防犯に関連する事柄 (防犯灯・門扉・道路幅等) について細かく調査した研究は、ほとんど見られない。

#### 4. 研究方法

全国の犯罪情勢を把握し、高知県における市町村別の刑法犯並びに都市の形態等に関係する窃盗犯等の状況を調査し、年度別に犯罪率を割り出す。そして、全国の犯罪情勢と高知県の犯罪情勢を見て、高知県の治安状態を考察する。

次に、高知市内における窃盗犯の犯罪率を分析し、犯罪の少ない地域の要因を探る。その地域に存在する住宅団地とその他の地域に存在する住宅団地の防犯に関連する事柄 (防犯灯・門扉・道路幅等) の現地踏査を踏まえ防犯診断をする。そこから得られる人口、世帯数、飼い犬の登録数等の相関を見て考察する。加えて、警察及び警備会社の聞き込み調査を行い、安全な都市づくりに向けての防犯対策について触れる。

#### 5. 高知県の治安状態

##### 5 - 1 高知県の犯罪情勢

安全度を示す指標として、犯罪率で各県を対比する必要がある。47 都道府県の人口に対する認知件数の割合を千分比で犯罪率を求め、順位と犯罪率の平均数をだして考察してみる。分析結果は、平成 13 年示している。犯罪率の求め方は次のとおりである。

$$\text{犯罪率} = \frac{\text{認知件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

表 - 1 都道府県別刑法犯・犯罪率分析表

順位	府 県 名	犯罪率	順位	府 県 名	犯罪率
1	大阪府	37.93	26	高知県	15.82
2	福岡県	31.68	27	静岡県	15.82
3	千葉県	27.82	28	長野県	15.77
4	愛知県	27.43	29	富山県	15.71
5	埼玉県	24.78	30	山梨県	15.53
6	東京都	24.76	31	香川県	15.24
7	京都府	24.60	32	熊本県	14.45
8	滋賀県	23.42	33	石川県	14.28
9	兵庫県	23.33	34	福井県	14.09
10	岐阜県	22.79	35	佐賀県	14.04
11	和歌山県	22.32	36	徳島県	13.45
12	奈良県	21.51	37	新潟県	13.41
13	神奈川県	21.33	38	宮崎県	13.16
14	宮城県	21.25	39	大分県	12.66
15	三重県	21.11	40	鳥取県	12.10
16	広島県	20.66	41	島根県	11.41
17	茨城県	20.53	42	青森県	11.39
18	岡山県	19.25	43	鹿児島県	11.16
19	栃木県	18.13	44	秋田県	10.66
20	愛媛県	17.89	45	岩手県	10.64
21	沖縄県	17.56	46	山形県	10.50
22	山口県	16.56	47	長崎県	9.23
23	福島県	16.44	全 国	平均	21.66
24	北海道	16.36	全 国	平均	18.08
25	群馬県	16.11			

注: 1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。  
 2) 人口は、住基人口記載の平成13年3月31日までのもの  
 3) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成13年による。

平成13年においては、犯罪率15.82で全国平均を下回り26位と全国的な犯罪情勢から見て高知県は、治安が良いが、地方圏から見ると、治安はあまり良い状態とは言えない。

### 5 - 2 順位別から見た市町村別の犯罪率

表 - 2 市町村別 順位および犯罪率平均数

犯罪率 順位	平成10年 - 平成13年 市町村別 犯罪率	犯罪率 順位	平成10年 - 平成13年 市町村別 犯罪率
1	高知市 23.55	28	土佐山村 6.94
2	南国市 14.63	29	土佐清水市 6.62
3	吉川村 14.46	30	池川町 6.54
4	本川村 13.27	31	吾北村 6.41
5	赤岡町 12.74	32	越知町 6.38
6	田野町 12.47	33	吾北町 6.35
7	土佐山田町 12.46	34	東津野村 6.30
8	大正町 12.17	35	大方町 6.28
9	安芸市 11.70	36	窪川町 6.09
10	須崎市 11.47	37	土佐町 6.06
11	室戸市 11.44	38	中土佐町 5.99
12	東洋町 10.71	39	鏡村 5.90
13	夜須町 10.59	40	本山町 5.45
14	野市町 10.55	41	佐賀町 4.99
15	宿毛市 10.46	42	構原町 4.83
16	中村市 10.21	43	三原村 4.59
17	土佐市 9.83	44	大豊村 4.54
18	奈半利町 9.44	45	馬路村 4.32
19	伊野町 9.36	46	十和村 3.93
20	日高村 9.18	47	大月町 3.78
21	佐川町 9.05	48	西土佐村 3.39
22	春野町 8.49	49	葉山村 3.32
23	芸西村 8.37	50	吾川村 3.29
24	物部村 8.02	51	大野見村 2.61
25	安田町 7.74	52	大川村 2.57
26	香我美町 7.53	53	仁淀村 2.38
27	北川村 7.36		

注: 1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。  
 2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成10年 - 平成13年3月31日現在までの人口による。

平成10年から平成13年までの犯罪率の平均数を求めた結果、犯罪率が最も高いのは、高知市であり最も低いのは仁淀村であ

る。

### 5 - 3 平成13年市町村別の窃盗犯の犯罪率

表 - 3 市町村別の窃盗犯の犯罪率

順位	市町村別	犯罪率	順位	市町村別	犯罪率
1	高知市	21.91	28	吾北町	6.43
2	赤岡町	18.75	29	池川町	6.10
3	本川村	16.25	30	吾北村	6.02
4	南国市	16.08	31	土佐山村	5.33
5	田野町	13.56	32	越知町	5.30
6	室戸市	13.39	33	土佐清水	5.25
7	土佐山田町	12.35	34	仁淀村	5.19
8	東洋町	10.63	35	吾川村	4.86
9	佐川町	9.92	36	窪川町	4.82
10	須崎市	9.77	37	馬路村	4.72
11	安芸市	9.76	38	物部村	4.63
12	宿毛市	9.72	39	安田町	4.61
13	春野町	9.56	40	構原町	4.40
14	夜須町	9.54	41	佐賀町	4.03
15	中村市	9.42	42	大豊町	3.98
16	土佐市	9.38	43	本山町	3.95
17	野市町	9.23	44	大野見村	3.91
18	大川村	8.67	45	土佐町	3.71
19	伊野町	8.66	46	西土佐村	3.55
20	吉川村	8.12	47	鏡村	3.43
21	奈半利町	7.49	48	大正町	3.14
22	十和村	7.45	49	中土佐町	2.94
23	日高村	7.25	50	葉山村	2.82
24	大方町	6.86	51	三原村	2.59
25	香我美町	6.84	52	東津野村	2.38
26	北川村	6.68	53	大月町	0.95
27	芸西村	6.45			

注: 1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数で;  
 2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成10年 - 平成12年3月31日現在まで人口に

平成13年において、犯罪率が最も高いのは、高知市であり、最も低いのは大月町である。

### 6 . 窃盗犯罪と様々な関係

#### 6 - 1 高知市内の各地域の窃盗犯の犯罪率

表 - 4 高知市内の各地域の窃盗犯罪率結果

所別地区	交番駐在所名	窃盗件数	総件数	人口	犯罪率	総犯罪率	世帯数	
高知市街	駅前	891	3305	21,567	41.31	46.43	10,196	
	帯屋町	432		4,023	107.38		2,266	
	上町	194		6,496	29.86		2,782	
	旭	343		11,635	29.48		5,169	
	山ノ端	212		8,969	23.64		4,142	
	はりまや	387		6,407	60.40		2,894	
	下知	265		10,682	24.81		5,307	
	中央公園	581		1,397	415.89		821	
	五台山	51		51	3,148		16.20	1,123
	一宮	389		389	26,351		14.76	14,76
高須	252	252	13,760	18.31	18,31	6,072		
介良	154	154	24,677	6.24	6,24	4,805		
素戔寺	319	319	18,539	17.21	17,21	7,792		
初月	289	289	24,188	11.95	11,95	9,259		
塚ノ原	71	71	7,914	8.97	8,97	2,724		
梅ノ辻	532	532	29,011	18.34	18,34	13,677		
三里	202	202	13,666	14.78	14,78	5,165		
桂浜	15	15	1,310	11.45	11,45	516		
長浜	260	260	26,397	9.85	9,85	9,590		
大津	185	185	11,240	16.46	16,46	4,448		
朝倉	625	625	27,734	22.54	22,54	12,260		
西分	40	40	2,821	14.18	14,18	947		
諾木	48	48	5,361	8.95	8,95	1,759		
鴨田	357	357	33,150	10.77	10,77	13,372		
小石木	123	123	2,719	45.24	45,24	1,322		

高知市街が最も犯罪率が高く、介良地区が最も犯罪率が低かった。

## 6 - 2 人口と犯罪率の関係

犯罪は意図して人口と関係してくるのが一般的であろう。そこで、表 - 4 の結果を用いて、人口と犯罪率の関係を分析してみた。

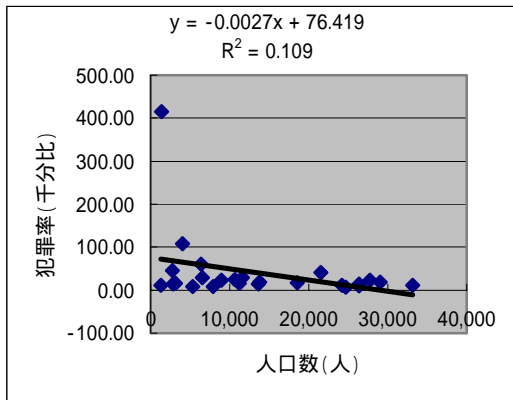


図 - 1 所別地区の人口と犯罪率の相関

分析した結果、約 33% 程度の相関しか見られなかった。人口と犯罪率はあまり関係がないことが考えられる。

## 6 - 3 人口密度と犯罪率の関係

次に所別地区の人口密度で犯罪率との関係を分析してみた。分析に用いたのが、表 - 5 であり、分析結果が図 - 2 である。

表 - 5 人口密度と犯罪率

所別地区	交番駐在所名	人口	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(km <sup>2</sup> )	犯罪率
高知市街	駅前	21,567	3.98	5413	41.31
	帯屋町	4,023	1.18	3401	107.38
	上町	6,496	0.86	7571	29.86
	旭	11,635	2.17	5364	29.48
	山ノ端	8,969	1.28	7029	23.64
	はりまや	6,407	0.97	6592	60.40
	下知	10,682	2.04	5241	24.81
	中央公園	1,397	0.25	5566	415.89
五台山	五台山	3,148	5.55	568	16.20
一宮	一宮	26,351	14.69	1794	14.76
高須	高須	13,760	3.72	3701	18.31
介良	介良	24,677	5.22	4726	6.24
泰泉寺	泰泉寺	18,539	18.55	1000	17.21
初月	初月	24,188	11.08	2184	11.95
塚ノ原	塚ノ原	7,914	3.10	2550	8.97
梅ノ辻	南郷・梅ノ辻	29,011	6.93	4189	18.34
三里	三里	13,666	9.65	1417	14.78
桂浜	桂浜	1,310	0.96	1363	11.45
長浜	長浜	26,397	12.01	2199	9.85
大津	大津	11,240	4.85	2316	16.46
朝倉	朝倉	27,734	24.49	1133	22.54
西分	西分	2,821	14.43	195	14.18
諸木	諸木	5,361	7.23	741	8.95
鴨田	鴨田	33,150	7.94	4175	10.77
小石木	小石木	2,719	1.59	1711	45.24

注: 1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。  
 2) 犯罪率算出に用いた所別地区の人口は、総務庁統計局「国勢調査」平成12年10月1日現在までの人口によるものである。  
 3) 面積は、高知市町名一覧表(パンフレット)によるものである。  
 4) 人口密度は、3)を用いて計算したものである。

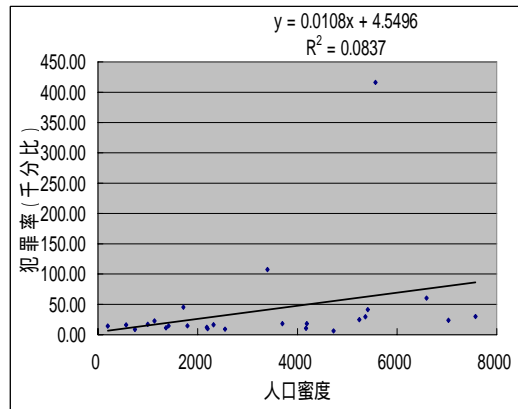


図 - 2 人口密度と犯罪率の関係

約 28% と相関が低く殆どないため人口密度と犯罪率にはあまり関係がないことが考えられる。

## 6 - 4 世帯数の密度と犯罪率の関係

表 - 6 世帯数の密度と犯罪率の関係

所別地区	交番駐在所名	世帯数	面積(km <sup>2</sup> )	世帯/Km <sup>2</sup>	犯罪率
高知市街	駅前	1,0196	3.98	2562	41.31
	帯屋町	2,266	1.18	1919	107.38
	上町	2,782	0.86	3235	29.86
	旭	5,169	2.17	2382	29.48
	山ノ端	4,142	1.28	3236	23.64
	はりまや	2,894	0.97	2973	60.40
	下知	5,307	2.04	2601	24.81
	中央公園	821	0.25	3284	415.89
五台山	五台山	1,123	5.55	203	16.20
一宮	一宮	10,657	14.69	726	14.76
高須	高須	6,072	3.72	1633	18.31
介良	介良	4,805	5.22	920	6.24
泰泉寺	泰泉寺	7,792	18.55	420	17.21
初月	初月	9,259	11.08	836	11.95
塚ノ原	塚ノ原	2,724	3.10	878	8.97
梅ノ辻	南郷・梅ノ辻	13,677	6.93	1,975	18.34
三里	三里	5,165	9.65	535	14.78
桂浜	桂浜	516	0.96	537	11.45
長浜	長浜	9,590	12.01	799	9.85
大津	大津	4,448	4.85	917	16.46
朝倉	朝倉	12,260	24.49	501	22.54
西分	西分	947	14.43	66	14.18
諸木	諸木	1,759	7.23	243	8.95
鴨田	鴨田	13,372	7.94	1,684	10.77
小石木	小石木	1,322	1.59	832	45.24

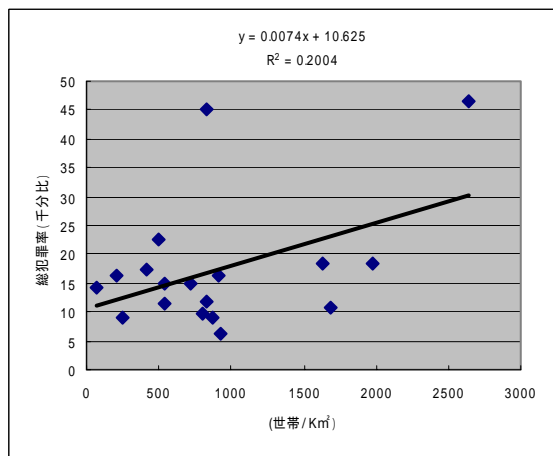


図 - 3 世帯数密度と犯罪率の関係

分析した結果、世帯数の密度（世帯数/K<sup>2</sup>）と犯罪率の関係は約 44%と多少の相関が見られた。

これは、介良地区のように世帯数の密度が高いにも関わらず犯罪率が著しく低い地区が混在しているからだと考えられる。

## 7. 現地踏査から見た様々な考察

### 7-1 飼い犬の数と犯罪率の関係

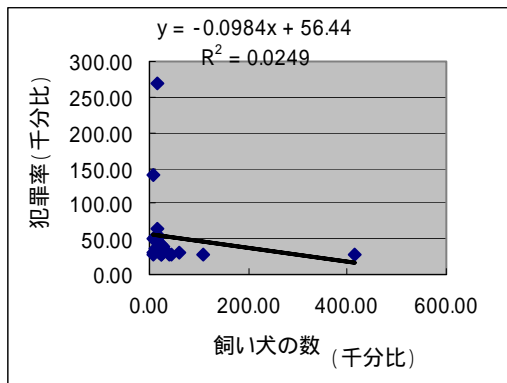


図 - 4 飼い犬の数と犯罪率

では、次に防犯に関して番犬が考えられる。分析した結果、飼い犬の数と犯罪率の相関は、約 14%で殆どない。飼い犬は犯罪率には殆ど影響がない事が言える。

### 7-2 明るさと窃盗件数の関係

算式(1)

$$E (\text{水平面照度}) = \frac{F \times U \times M}{W \times S}$$

表 - 7 照度計算の結果

団地名	防犯灯数	照明器具数	照明器具の光束	照明器具の光束	照明器具の光束	照明器具の光束	照明器具の光束
一宮地区							
三ツ谷地	12	139	863				
緑丘地	33	196	1684				
くね地	7	93	753				
蓮花地	43	163	2633				
東地	16	249	643				
トウ東(台ユータン)	31	361	833				
一宮原地	19	118	1610				
八谷地	19	72	2633				
菅原地	17	88	1933				
南郷地	19	68	2794				
その他の住宅地	926	3684	2514				
合数	1142	5231					
介良地区							
潮見ユータン	336	1147	2923				
中野地	51	540	923				
横地	69	226	3053				
宮地	11	83	1323				
その他の住宅地	330	874	4113				
合数	826	2870					

明るさは窃盗件数に関係があるのかを考察するために、照度の計算を行ってみた。

この結果、介良地区の一部で照度が確保されていたため、窃盗件数を抑えることができたと考えられるので明るさは関係があると思われる。

### 7-3 防犯灯数と窃盗件数の関係

表 - 8 一宮地区・介良地区の住宅に対する防犯灯の割合

団地名	防犯灯数	住宅数	防犯灯割合%	地区平均%
一宮地区				17.21
三ツ谷地	12	139	8.63	
緑丘地	33	196	16.84	
くね地	7	93	7.53	
蓮花地	43	163	26.33	
東地	16	249	6.43	
トウ東(台ユータン)	31	361	8.53	
一宮原地	19	118	16.10	
八谷地	19	72	26.33	
菅原地	17	88	19.33	
南郷地	19	68	27.94	
その他の住宅地	926	3684	25.14	
合数	1142	5231		
介良地区				24.70
潮見ユータン	336	1147	29.23	
中野地	51	540	9.23	
横地	69	226	30.53	
宮地	11	83	13.23	
その他の住宅地	330	874	41.13	
合数	826	2870		

注 1) 門扉はオートドア扉用照明器具が照明器具の総数に入る

防犯灯の地区平均割合が、一宮地区よりも介良地区の方が高かったので窃盗犯を抑制する効果があったとも考えられる。

このことから、防犯灯の数を増やすことによって、犯罪の件数の減少にも繋がり、明るい街づくり、都市づくりになってくるのではないと思われる。

### 7-4 門扉数と窃盗件数(犯)の関係

表 - 9 門扉数と窃盗件数(犯)の関係

団地名	住宅数	門扉有	門扉無	門扉有割合%	地区平均%
一宮地区					74.55
三ツ谷地	139	84	55	60.43	
緑丘地	196	137	59	69.90	
くね地	93	75	18	80.65	
蓮花地	163	101	62	61.96	
東地	249	160	89	64.26	
トウ東(台ユータン)	361	288	63	82.55	
一宮原地	118	114	4	96.61	
八谷地	72	31	41	43.06	
菅原地	88	77	11	87.50	
南郷地	68	67	1	98.53	
その他の住宅地	3684				
介良地区					87.19
潮見ユータン	1147	1081	66	94.25	
中野地	540	512	28	92.96	
横地	226	169	57	86.75	
宮地	83	72	11	74.78	
その他の住宅地	874				

一宮地区よりも介良地区の方が門扉数の平均割合が高いので窃盗犯を抑制する効果があったとも考えられる。

## 8. まとめ

以上の調査研究をまとめると以下のとおりである。

1. 高知県は全国から見て 26 位である。
2. 高知県の治安状態を市町村別で見ると犯罪率が最も高いのは、高知市で、最も低いのは仁淀村である。
3. 窃盗犯の犯罪率を市町村別で見ると、犯罪率が最も高いのは、高知市で、最も低いのは大月町である。
4. 所別地区の人口と犯罪率はあまり関係がない。
5. 所別地区の人口密度と犯罪率は関係がない。
6. 世帯数の密度と犯罪率の関係は多少の相関が見られた。
7. 飼い犬は犯罪率には殆ど影響がない。
8. 明るさは窃盗件数に関係があり、防犯灯の数を増やすことによって犯罪件数の減少に繋がる。
9. 門扉は窃盗犯を抑制する効果がある。

今後は、都市において住宅地の形状・形態等が窃盗犯罪とどのように関係してくるのか、十分な実態調査を行う必要があると思われる。

1) オスカー・ニューマン、「まもりやすい住空間」、鹿島出版会、1976年

2) 財団法人 都市防犯研究センター

<http://www.jusri.or.jp/> (2000.7) 取得

3) 科学警察研究所

<http://www.nrips.go.jp/index-j.html> (2000.7) 取得

[http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/japanese\\_2002/research\\_activities/symposium/5th/harada/](http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/japanese_2002/research_activities/symposium/5th/harada/) (2000.1) 取得

# Abstract

## **A Study of Theft Crimes in Kochi-Prefecture and the Crime Prevention to Cope with Them.**

**ID 1055136  
Masafumi OKABAYASHI**

In recent years , as the progress of urabanization , the increase of crimes in Japan has beyoned our imagination . Our daily life has rather wealthy year by year ; however , the menace of crimes occurs almost daily unnoticed to every Japanese citizen .

The maintenance of public peace has become a matter of life and death to us among grave upward tendency of cruel crimes.This problem which confront us must be considered now . The situation is becoming serious day by day .

For example , on complicated narrow streets and lanes , street lights are turned on but irregularly. Possibly ,these various environmental fact will bring about evil crimes.

The objective of this study is to grasp and investigate criminal situation in Japan and also in Kochi prefecture . Among other crime , is theft crimes about concerned. Therefore , I theft crimes which have been committed in Kochi-prefecture were analyzed. Theft crimes were considered and the cause of occurrence of poor order in some residential districts in Kochi city were analyzed. Feld survey in Ikku - zone and Kera - zone have been executed and investigated the width of lanes , the shape of gate which guarded each houses along the lanes and investigated.

Accordingly , the crime prevention measures in residential districts were considered.

## 目次

はじめに	1
1.研究背景	2
2.研究目的	2
3.既往研究の状況と本研究の特色	3
4.研究方法	3
第1章 侵入盗の状況	
1.1 犯罪と犯罪の種類	5
1.2 侵入盗の認知状況の推移	7
1.3 侵入盗の発生曜日の状況	8
1.4 侵入盗の発生時間帯の状況	9
1.5 都道府県別に見た侵入盗の被害発生状況	10
1.6 犯罪状況の低年齢化	10
1.7 来日外国人による犯罪の動向	12
第2章 統計から見た犯罪情勢	
2.1 近年の刑法犯罪の状況	13
2.2 全国的に見た高知県の刑法犯の犯罪情勢	14
2.3 道府県別刑法犯の犯罪率から見た高知県の治安状態	20
2.4 人口と犯罪率	23
2.5 高知県の犯罪率推移	24
2.6 市部と郡部別の刑法犯認知状況	24
2.7 市町村別人口と犯罪率	25
2.8 市町村別における犯罪率の平均数	29
2.9 順位別から見た市町村別の犯罪率	32
第3章 犯罪の起こる様々な環境要因	
3.1 住宅における防犯環境	34
3.2 様々な犯罪の起こる原因	35
(1) 社会の犯罪抑止機能の低下と防犯意識のなさ	
(2) 犯罪を誘発するインフラ環境	
3.3 犯罪者に狙われやすい住宅	36
3.4 犯罪者に狙われにくい住宅	37
3.5 侵入盗の多い住宅の種類	39
3.6 戸建て住宅への侵入口	39



第4章	窃盗犯罪の動向と様々な関係	
4.1	増加傾向を見せる窃盗犯	41
4.2	高知県（市町村別）における窃盗犯の状況	41
4.3	高知市内における各地域の窃盗犯の犯罪率	45
4.4	所別地区の人口と犯罪率の関係	48
4.5	所別地区の人口密度と犯罪率の関係	49
4.6	世帯数の密度と犯罪率の関係	50
4.7	飼い犬の数と犯罪率の関係	52
第5章	現地踏査から見た様々な考察	
5.1	夜間の明るさは窃盗件数（犯）と関係があるのか	53
5.2	照明と犯罪の関係	54
	(1) 照明に関する事項＜目的＞	
	(2) 照明条件の確保	
5.3	防犯灯の種類と特徴	57
5.4	一宮地区と介良地区の犯罪率状況	58
5.5	安全・安心の定義と市民意識	59
5.6	一宮地区と介良地区にある団地の特徴及び防犯診断結果	61
5.7	照度の計算方法	68
5.8	照度計算による明るさと窃盗件数の関係考察	69
5.9	防犯灯の数と窃盗件数（犯）の考察	73
5.10	門扉数と窃盗件数（犯）の考察	74
第6章	防犯対策	
6.1	防犯診断からの防犯対策	80
6.2	防犯環境設計	82
6.3	ピッキング被害からの対策	84
	(1) ピッキングとは	
	(2) 犯行のパターン	
	(3) ピッキング対策	
6.4	侵入盗の実態（被害に遭いやすい事例）および対策	86
	(1) 事例その1	
	(2) 事例その2（戸建て住宅の配置パターンと防犯対策）	
6.5	犯罪者の行動と心理	89
	(1) 交通手段は侵入盗犯によって異なる	
	(2) 「空き巣ねらい」被疑者の聞き取り調査＜35人＞	

(3) 夜間による照明と侵入盗犯	
6.6 犯罪等のない地域社会を目指して	91
(1) 安全・安心まちづくりの推進	

第7章 まとめ	92
---------	----

引用・参考文献

謝辞

資料

## はじめに

日本は、ここ数年の間に想像もつかないほど犯罪が増加した。特に、従来とかく犯罪に対して無防備であった日本の都市に付け込む来日外国人による計画的犯罪が増加したり、初犯者や犯罪常習者の低年齢化により、社会へ深刻な影響を及ぼしている。我が国は、先進国でまれなほど治安が良いことを誇っていたが、近年の犯罪の状況は質的に欧米化し、凶悪化してきているという。もはや犯罪を防止するには警察の力だけでは限界がきてしまっている状態である。

平成 14 年の警察白書によると、全国の刑法犯の認知件数が 273 万件であった。これを日本の人口で割ると約 45 人に 1 人の割合で何らかの犯罪に遭うという状況になってしまう。つまり、現代社会は危険にさらされていると考えられる。犯罪は、私達にとって日常的に身近であり、生命や財産に関わる大きな問題であると同時に、都市においても見直さなければならない問題の 1 つでもある。それは近年、マンション等の新しい住まいの形態も多くなり、居住者の匿名化が進み連帯感が薄れるなど、犯罪者にとって好都合の環境が生まれているからである。

一方、日本の建築設計や都市計画においては、防災面に関しては力を注いでいるが、防犯面に関しては取り組みが遅れている。例えば、都市河川の整備、下水道ポンプ場の整備、建築基準法の耐火・防火条項の強化等に対しては入念に計画され、強化されることで被害を小さく抑えてきているが、都市空間における防犯対策については、これまでの都市計画における安全性の項目の中にはあまり入っていない現状がある。そこで、今後の都市計画にとって犯罪並びに防犯は重要であると思い、私の住んでいる高知県を主な対象として犯罪情勢と防犯に関する研究に取り組むことにした。

## 1. 研究の背景

近年、日本経済の発展とともに我々の生活は豊かになった。しかし、情報化の進展、経済のグローバル化等により社会も複雑化し、それと共に、核家族の増加も広まり、家族とのコミュニケーション能力の欠如もさることながら、住民の連帯意識や規範意識が希薄になってきた。それに伴い、犯罪の多様化、凶悪化、低年齢化が進行し、また、数々の重大事件の発生により、日本は世界に類を見ない安全な国であるという「安全神話」は、もはや崩壊したとも言える。この背景には、先に述べたように住民の連帯意識や規範意識の希薄化など、地域社会の変容により、地域が本来有していた自主防犯機能が低下していることも一因として挙げられるであろう。

一方、現在の都市空間は、都市化の進展に伴い、人々の目に付かない空間を生み出し、犯罪の起こりやすい環境要因ができています。場所によっては、街灯のない道があったり、複雑な街路や裏道等、街区の整備が不十分な地域もある。したがって、近年の都市づくりにおいて、防犯面の配慮が必要不可欠であり、誰もが安全で安心のできる都市づくりが求められている。こうした中で、犯罪の起こりやすい環境要因を究明することの必要性は高まっている。

また、日本における都市と犯罪発生との関係についてこれまでは、研究蓄積があまり十分でなく、今後の研究が期待されるところである。

## 2. 研究目的

本研究では、全国の犯罪情勢を把握し、高知県の治安状態を分析するとともに、高知市内のうちで窃盗犯罪の発生量の現況を割り出す。そして、その割り出された発生量が起こる要因を現地踏査において、住宅団地等（位置、規模の形態等が種々異なる住宅団地）に関して、防犯に関連すると思われる道路状況や防犯灯、また門扉等の実態を実査する。

以上により、これら諸条件の異なる地域の犯罪傾向の差異を比較検討し、その依ってくる要因と窃盗件数との関係を見ることで、犯罪のない安全な都市づくりに向けての考察を行うことを目的とする。

### 3. 既往研究の状況と本研究の特色

近年の犯罪の低年齢化や凶悪犯罪の増加が懸念されることなどから、犯罪発生率の高まりなどを受け、都市計画をはじめ公園緑地など都市の空間地を設計する際にも、防犯性の視点を考慮することの必要性が高まってきている。防犯に関する既往研究には、「環境設計による犯罪防止(CPTED: Crime Prevention Through Environmental Design)によって住環境の防犯性能を高める研究」<sup>1)</sup>や「被害住宅に対する現地調査、常習的犯罪者の犯行心理面から防止対策の糸口を探すための調査、侵入盗の防止対策を取り扱った研究」<sup>2)</sup>や「GIS(地理情報システム)を使った犯罪の地理的分布の分析研究」<sup>3)</sup>等、様々な方向からなされている。

しかし、本研究のように現地踏査にて防犯に関連する事柄(防犯灯・門扉、道路等)について細かく調査した研究は、ほとんど見られない。

### 4. 研究方法

誰もが安全で安心のできる都市に住むためにはどのようにすればよいのか、住環境を踏まえながら、防犯対策を講ずる必要性が問われる。

また、住宅地をはじめ、各地域に多く見られる窃盗犯を防ぐには、一義的には個々の家屋での防犯対策等の強化が重要であると思われるが、犯罪の多寡は住宅地の形態や団地ぐるみの防犯対策等とも関連があるとの予想のもとで、実態を調査してみることにする。

そこで本研究では、まず全国の犯罪情勢を把握し、同時に高知県における市町村別の刑法犯ならびに都市の形態等に関係する窃盗犯等の状況を調査し、年度別に犯罪率を割り出して、全国の犯罪情勢と高知県の犯罪情勢を見て、高知県の治安がどのような状態にあるのかを考察する。

考察するにあたり、都道府県別の刑法犯の犯罪率を割り出し、その平均、順位を求める。そして、高知県(市町村別)においても同様に犯罪率の順位、平均を挙げて分析を行う。さらに、罪種別における窃盗犯の犯罪率を分析し、そこから、高知市内の中でも犯罪が多い地域と少ない地域を把握する。そのうち犯罪の少ない地域の発生理由を調査するために、その地域に存在する住宅団地とその他の地域に存在する住宅団地の防犯に関連する事柄(防犯灯・門扉数・道路幅等)の現地踏査を含めた防犯診断を行い、双方の団地の安全性を見て、そこから得られる人口、世帯数、門扉数、飼い犬の登録数等の相関分析をして考察する。加えて、警察及び警備会社の聞き込み調査を行い、安全な都市づくりに向けての防犯対策にもついて触れる。

---

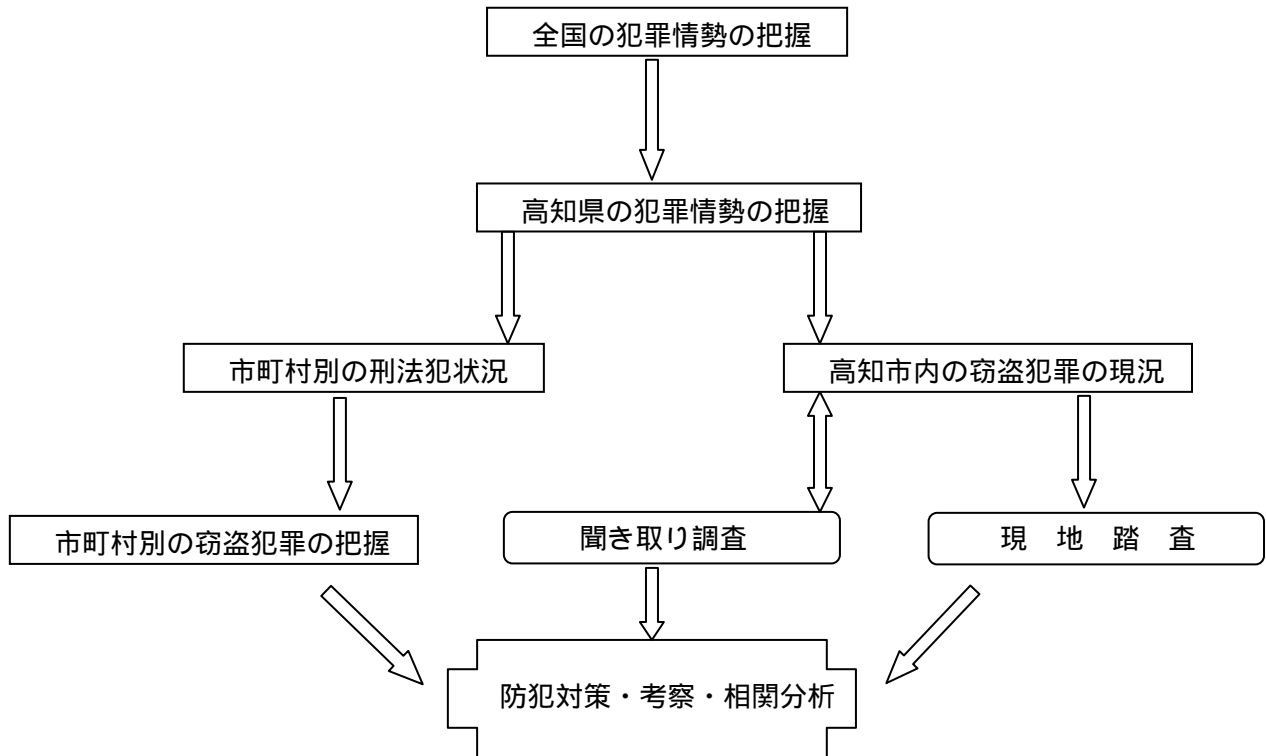
1) オスカー・ニューマン、「まもりやすい住空間」、鹿島出版会、1976年

2) 財団法人 都市防犯研究センター <http://www.jusri.or.jp/> (2000.7) 取得

3) 科学警察研究所 <http://www.nrips.go.jp/index-j.html> (2000.7) 取得

[http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/japanese\\_2002/research\\_activities/symposium/5th/harada/](http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/japanese_2002/research_activities/symposium/5th/harada/) (2000.1) 取得

## 研究方法のフローチャート



統計からみた近年の刑法犯罪の状況を把握する。

高知県の治安状態を分析する。

市町村別の刑法犯の状況を把握する。

高知市内の窃盗犯罪の現況を警備会社・高知県警察本部・各交番・駐在所において聞き込みをする。窃盗犯の現況を見て地図上に記した上で、窃盗犯罪の現況を把握し、考察をする。

市町村別の窃盗犯罪の状況を地図上に記し、窃盗犯罪の現況を把握する。

防犯に関連する事柄（防犯灯・門扉数・道路幅の測定等）・防犯診断を行う。

聞き取り調査（交番・駐在所等の窃盗件数や防犯対策）をする。

犯罪率の相関分析（人口・人口密度・世帯数・防犯灯・飼い犬数等）を見て考察する。

聞き取り調査内容と考察内容を含めた防犯対策について触れる。

## 第1章 侵入盗の状況

### 1.1 犯罪と犯罪の種類

犯罪とは、法により刑罰が課せられることが定められている行為のことで、より実質的には、国民の生命や身体、自由や財産を侵害したり、公共の秩序、国家の作用を乱したりする行為で、その行為者に処罰を加えることを国民が妥当だと認める行為である。

法的には、次の3つの要件を満たすことが必要だとされている。

構成要件に該当すること

その行為が、「人を殺す(殺人罪)」とか、「他人の財物を窃取する(窃盗罪)」といった、法に定められた犯罪の種類にあてはまっていること。

違法であること

処罰に値するだけの害悪をもたらす行為であり、正当防衛や法令行為(例えば警察官による逮捕)として特に許される場合に当たらないこと。

有責であること

その行為について、行為した者を非難することができること。例えば、精神に障害があり物事の是非が分からない者には責任が認められない。

わが国の犯罪は、その侵害する利益の観点から、国家法益に対する罪(公務執行妨害罪や賄賂罪等) 社会法益に対する罪(放火罪や偽造罪等) 個人法益に対する罪(殺人罪や誘拐罪、窃盗罪等)に分類されることが多いが、その他にも様々な分類方法がある。犯罪統計の多くは、まず犯罪を規定する法律が何であるのかを基準として、刑法犯とそれ以外の法律に規定された特別法犯に分類している。更に、刑法犯については再分類している。特別法犯は、刑法犯を除く全ての犯罪(覚醒罪取締法、劇物及び毒物取締法、入国管理法、銃刀法、児童福祉法等のほか、条例に規定するものも含む)をいう。犯罪の種類を大きく分類すると、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯の6つに分かれる。

罪種の内訳を細かく述べると、凶悪犯とは殺人、強盗、放火、強姦のことである。

粗暴犯とは凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝のことである。

窃盗犯とは窃盗のこと示し、窃盗は、さらにその手口や行為、被害対象等によって、侵入盗(空き巣狙い、忍び込み、事務所破り、出店荒し、金庫破り)、乗物盗(自動車盗、自転車盗等)、車上狙い、ひったくり、スリ等に分かれる。

知能犯とは詐欺、横領、偽造、汚職、背任のことである。

風俗犯とは賭博、わいせつのことを示し、その他の刑法犯とは、上記以外の罪種(占有離脱物横領、住居侵入等)のことを言う。

この内、最も多い犯罪は窃盗犯である。以後、第1章は住宅に関わる侵入盗を対象にそれぞれ述べてみることにする。

以下は警察統計における犯罪の分類を表にまとめたものである。

様々な犯罪の種類 表 1 - 1

包括罪種	罪種	罪名
凶悪犯	殺人	殺人罪、 嬰兒殺、 殺人予備罪、 自殺関与罪
	強盗	強盗殺人罪（致死を含む）、 強盗傷害罪、 強盗強姦罪（致死を含む）、 強盗罪、 強盗準備罪（事後強盗、 昏睡強盗）
	強姦	強姦罪、 強姦致死傷罪
粗暴犯	凶器準備集合	凶器準備集合罪、 凶器準備集結罪
	暴行	暴行罪
	傷害	傷害罪、 傷害致死罪、 傷害助勢罪
	脅迫	脅迫罪、 強要罪
	恐喝	恐喝罪
窃盗	窃盗	窃盗罪
知能犯	詐欺	詐欺罪、 準詐欺罪
	横領	横領罪、 業務上横領罪
	偽造	通貨偽造罪、 文書偽造罪、 有価証券偽造罪、 印章偽造罪
	汚職	賄賂罪（収賄罪・賄賂罪）、 職権乱用罪（致死傷を含む。）
	背任	背任罪
風俗犯	賭博	普通賭博罪、 常習賭博罪、 賭博開帳等罪
	わいせつ	強制わいせつ罪（致死傷を含む。）、 公然わいせつ罪、 わいせつ物頒布等罪
その他の刑法犯		



## 1.2 侵入盗の認知状況の推移

侵入盗は、依然として、住宅等での金品財宝の盗みを繰り返し、住民等を脅かし、不安感をつのらせるばかりである。侵入盗犯は、主に人がいないことをみはからって窃取することが多い。侵入の際には、極度の緊張感をもっていると思われる。その際、仮に住人などに見つかったりすれば、そのせいでパニックを起こすことが考えられる。だから、逆に興奮をして隠し持っていた凶器などを取り出し、傷害をおよぼすこともあるし、最悪の場合、殺人事件まで発展するケースがあるとさえも言われている。生命や財産をおびやかすこの犯罪を食い止める、もしくは、抑制するには、住民どうしの関わりあいはもちろんのこと、都市整備における防犯環境を整備しなければならないのである。以下は、過去5年間の侵入盗による認知状況を犯罪統計書のデータを用いて作成したものである。

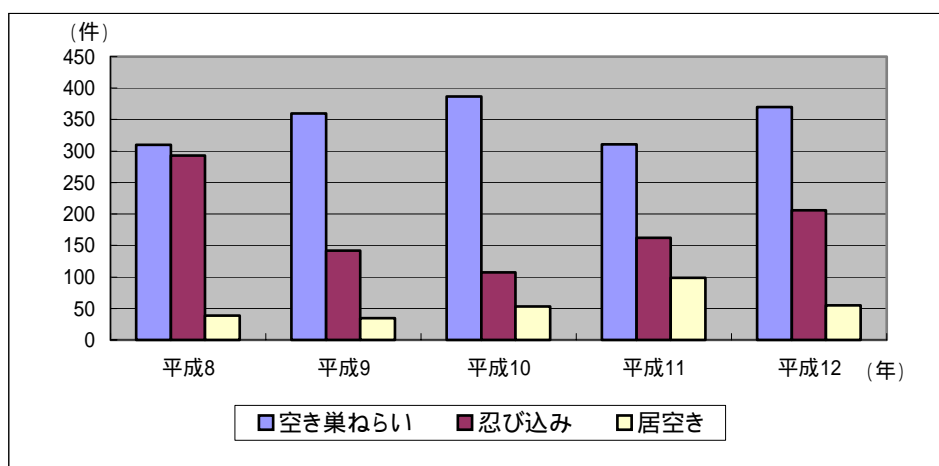


図1-1 高知県における侵入盗の認知状況の推移

平成8年から平成12年における侵入盗をそれぞれ見ると、空き巣ねらいでは、平成8年から平成10年まで増加し、平成11年には減少している。ところが、平成12年では再び増加している。平成8年と平成12年を比較してみると分かるように、かなり増加していることが言える。一方、忍び込みでは、平成8年において、空き巣ねらいとほぼ同じくらいの件数であったが、平成9年から平成10年においては、減少傾向を辿っている。しかし、平成11年から平成12年において再び増加傾向をみせはじめている。平成8年と平成12年を比較すると、忍び込みは減少していると言えるが、全体としては平成10年をさかいに増加傾向を辿っている。居空きにおいては、平成8年から平成9年には少し減少しているが、平成10年から平成11年にかけては約2倍近く増加している。平成12年では、再び平成11年と同じ件数くらいに戻っている。平成8年と平成12年と比較すると、やはり居空きも増加しているようである。だから、侵入盗全体として、増加の一途をこれからは辿っていくようなことが予想される。ことに、防犯意識の高上とともに、防犯に対する住環境及び周辺の環境を整備する必要性が問われるのではなかろうか。

### 1.3 侵入盗の発生曜日の状況

下の図1-2は、平成12年における高知県の侵入盗（空き巣ねらい・忍び込み・居空き）の侵入盗の曜日別発生状況を示して作成したものである。発生件数は平成12年、犯罪統計書によるものである。

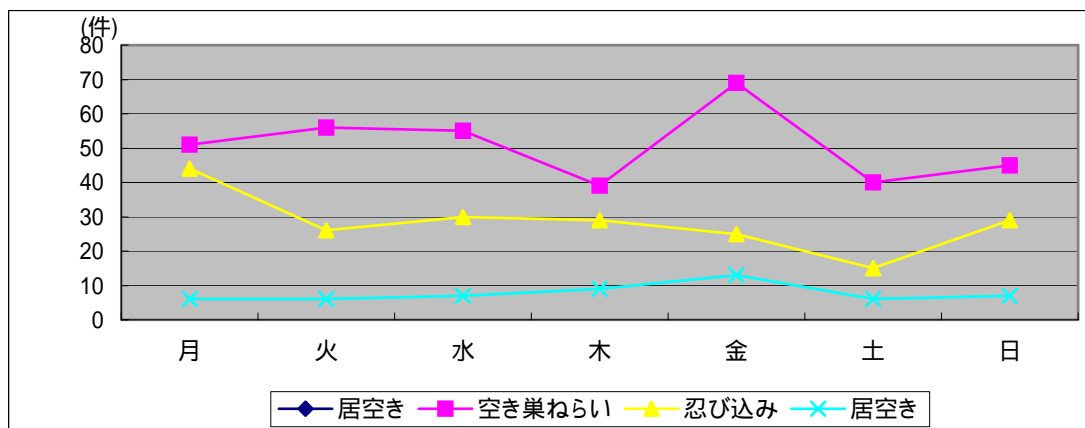


図1-2 侵入盗 曜日別発生状況

平成12年の曜日別発生状況をそれぞれ見ると、おもに金曜日に多発している。ただ、忍び込みにおいては、金曜日から土曜日にかけて減少していて、日曜日から月曜日にかけて多発している。これは、週末休みであるために人が居る場合が多いためである。むしろ、日曜日から月曜日にかけて多発するのは、土曜日は家でのおんびりとしていても、せめて日曜日なら外出する人も多いと思われる。さらに、月曜日は仕事などで不在にすることが多いためだと考えられる。逆に空き巣ねらいは、月曜日から水曜日までに多発しているが、木曜日が最も減少している。13日の金曜日ではないが、高知県民はこの曜日には要注意しなければならない。居空きについては、金曜日を除く月曜日から水曜日までほぼ一貫して多発していて、木曜日から徐々に増え始め、金曜日には多発していると言える。

## 1.4 侵入盗の発生時間帯の状況

次に、平成12年における高知県の侵入盗（空き巣ねらい・忍び込み・居空き）の侵入盗の時間帯別発生状況を図1-3に示して作成した。発生件数は平成12年、犯罪統計書によるものである。

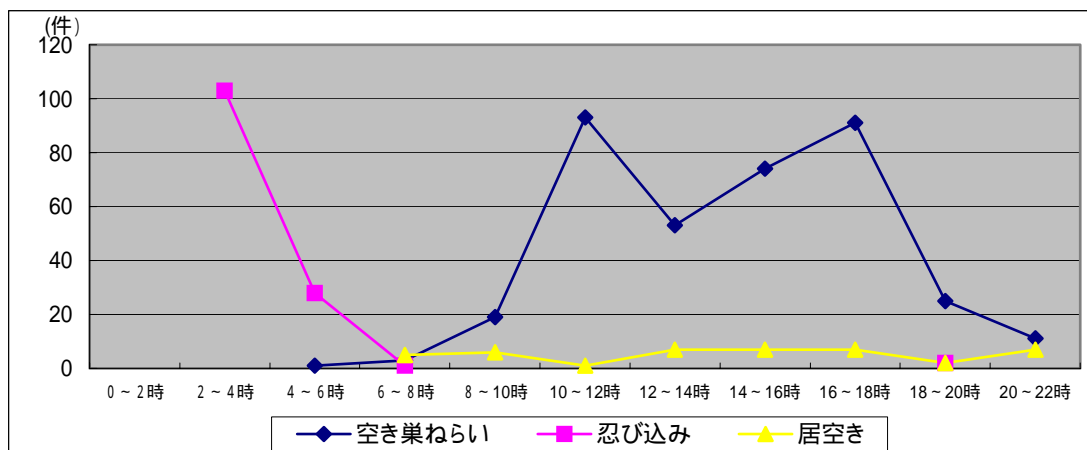


図1-3 侵入盗の時間帯別発生状況

時間帯別発生状況を見ると、空き巣ねらい・忍び込み・居空きの時間帯はそれぞればらばらであることが分かる。そもそも窃盗のなかでも侵入盗の多くは、人が不在である時に、こっそりと行われる犯罪なので、被害者が警察に通報するまでの時間のずれや、被害に遭った時間が分からないこと等のことを考えると、発生時間帯を正確に知るといことはなかなか難しいことなのかもしれない。しかし、統計書の発生件数がこれらの時間帯であったということを示していたという条件をもとに再び見てみると、空き巣ねらいは、朝早くからはあまりなく、8時から10時にかけて発生件数が増え始めている。これは、一般に働いている人や学生は、通常、7時から8時頃には出かけるのでその直後に件数が増え始めるのだと思われる。また、この時間帯は主婦などがゴミを出しに行くことが多く、ゴミを出すために玄関の鍵を開けっぱなしにするということが考えられるためであろう。その後、10時から12時にかけて多発し、12時から14時は減少している。ところが、再び16時から18時にかけて多発している。このことから、ピーク時は2度あることが示している。忍び込みについては、午前0時から2時にかけて徐々に増え始め、午前2時から4時にかけて最も多発している。これは、人々が睡眠をしている時を狙ったの犯行が多いためであろう。だから、朝方の6時から8時にかけては人々が目を覚ます時間帯なので急激に減少していると言える。次に居空きを見ると、6時から10時にかけてはほぼ一貫して発生しているが、10時から12時にかけて減少している。ところが、12時から18時にかけては、再び発生しているように見えるが、いったんは18時から20時には減少している。そして、またもや20時から22時にかけて発生している。このことから、居空きというのは、午前中あまり発生しない傾向が強く、午後から頻繁に発生しているのである。

## 1.5 都道府県別に見た侵入盗の被害発生状況

平成7年の警視庁資料によると、都道府県別の侵入盗被害発生状況は、右のようになっている。

北海道を除く、東北地方、関東地方、中部地方で70%以上が戸締り忘れによる侵入被害に遭っている事が分かる。この他、九州地方も福岡県を除いて、殆ど70%以上で狙われている。

一方、四国地方は全て70%以上である。このことから、四国地方では防犯に対する意識が薄く戸締りをしてないことが考えられる。

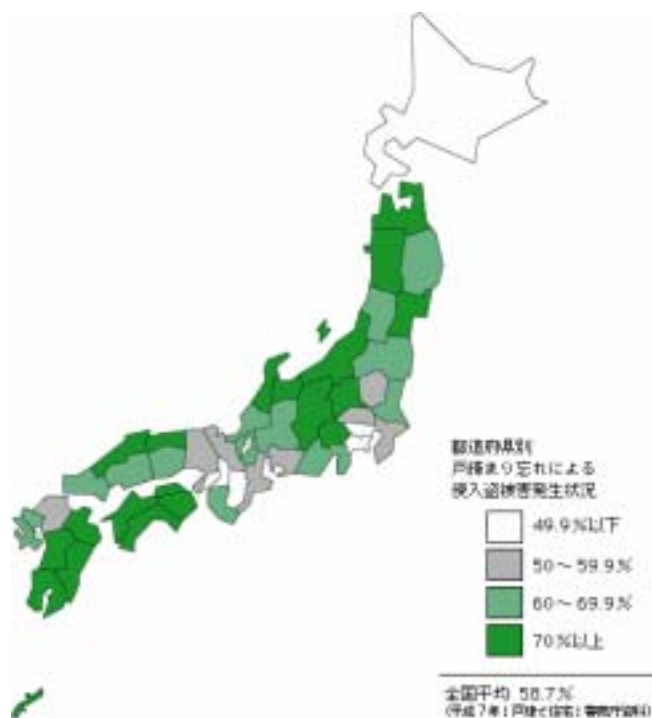


図1-4 全国の侵入盗被害発生状況

## 1.6 犯罪状況の低年齢化

現代社会がかかえる問題には、環境問題をはじめ、経済面での不良債権問題など多種多様に存在する中、今日いわれているのが少年犯罪の増加で、いわゆる犯罪の低年齢化が進んでいると懸念されている。最近の少年非行等の状況をみると、最近の少年犯罪は、社会を震撼させた特異・重大事件に象徴される凶悪・粗暴な非行の深刻化、容易に金銭をねらう犯罪の多発等、厳しい状況にあるようだ（警視庁・警察白書・平成13年による）。21世紀の将来を担う少年たちがなぜ、犯罪をおかすようになったのか。それは、ライフスタイルの変化にともない、社会の連帯意識の希薄化、核家族が増加し、家庭や学校でのあり方が変わり、そして、地域社会の少年問題への無関心など社会の環境に影響することが多いと考えられる。

また、24時間オープンのお店（コンビニ・スーパー・ガソリンスタンド・ファーストフード店、マンガ喫茶・カラオケなど）が増加したために、夜の眠らない街ができあがっている。このことから、多くの若者が深夜にたむろい、さわぐなどの迷惑のかかる行為が当たり前となってきているように思える。それによって犯罪の増加が起きるとされる。

高知県において、手口別（窃盗のみ）に少年犯罪を見るとどうだろうか。高知県の平成12年・犯罪統計書によると、最も多いのは、非侵入盗の分類のうち、なかでも万引きが一番多く、次に多いのが乗り物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）である。やはり、少年というだけのことではあっても犯罪にも特定化した傾向が見られる。ところが、信じられ

ないことに、非侵入盗に対して侵入盗（空き巣ねらい・忍び込み・居空き）<sup>1)</sup>があることが挙げられる。一般に、侵入盗は大人だけがする犯罪だと思われがちであるが、少年にもこのような犯罪をおかす者がいるということは、身近に起きている可能性が高いといっても過言ではなからう。それでは、いったい何歳からこのような犯罪をおかすのであろうか。それを示すデータをそれぞれ見てみると、

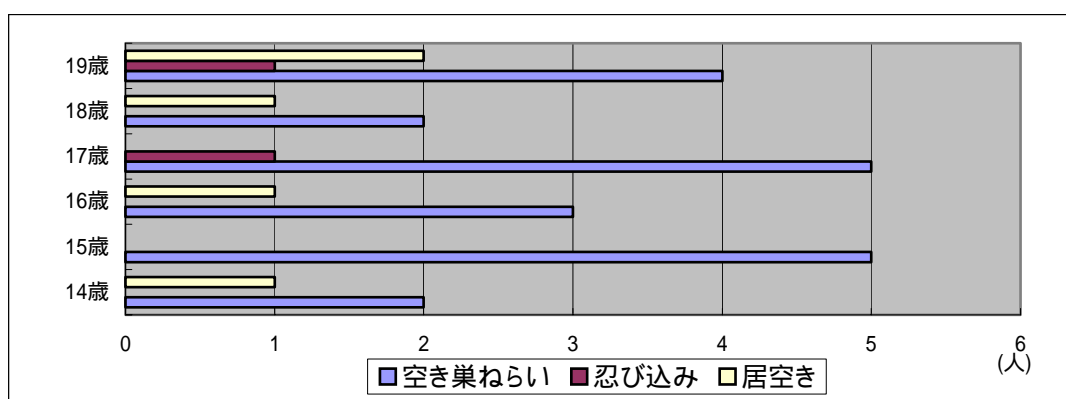


図 1 - 5 侵入盗の年齢別検挙状況

（高知県・平成 12 年 犯罪白書のデータより作成）

空き巣ねらいにおいてはわずか、14 歳にもかかわらず 2 人検挙されている。15 歳では、5 人も検挙され、16 歳では、3 人も検挙されている。17 歳では、15 歳と同じ人数も検挙され、18 歳は 2 人、19 歳では 4 人検挙となっている。年齢が 1 歳ごとに増えるに従って、増加したり減少したりしている。このことから、侵入盗においても低年齢化により、犯罪をおかす可能性が潜んでいる事の証明ともいえよう。さらに、居空きを見てみると、14 歳、16 歳、17 歳のそれが 1 人ずつ検挙されている。15 歳についてだけ検挙がなかったのは、おそらく検挙されていないのかもしれない。なぜなら、15 歳を除いて他の年齢は、居空きで検挙されているのにたまたま、15 歳は居空きはいなかったただけだとは考にくいからである。最後に、忍び込みを見ると、17 歳と 19 歳で 1 人検挙されていることが分かる。いずれにしても、検挙された人数というのは、統計上にあらわれた数字のみであるので、これらの検挙数字が犯罪件数とは確かに正しいとはいいがたいが、明らかに、犯罪は、低年齢化し、侵入盗にまでおよんでいることをデータが示しているのである。

1) 「空き巣ねらい」とは、家人が不在の住宅に侵入して、現金などを窃取するものをいい、「忍び込み」とは、夜間、家人が就寝しているときに住宅の屋内に侵入して、現金などを窃取するものをいい、「居空き」とは、家人が在宅し食事や昼寝をしているときに住宅の屋内に侵入して、現金などを窃取するものをいう。加えて、家人が庭先などで所用をしているときの被害などもこれに含まれる。

## 1.7 来日外国人による犯罪の動向

警察庁によると、平成2年に約350万人であった外国人入国者数は、平成12年には約1.5倍の約527万人となっている。窃盗犯の件数は年々増加し、そのなかでも広域にわたって組織的に敢行されるピッキング用具を使用した侵入盗(いわゆる泥棒)が急増している。住宅への侵入盗の件数は2001年で16万1883件。4年連続で増え、平成9年の1.4倍になっている。平成12年では、全国で2万9,211件を認知しており、大都市圏での発生が目立っている。また、来日外国人による侵入盗の検挙件数の約8割が中国人によるものとなっている。下図は、1-6は警察白書によるものと同様である。

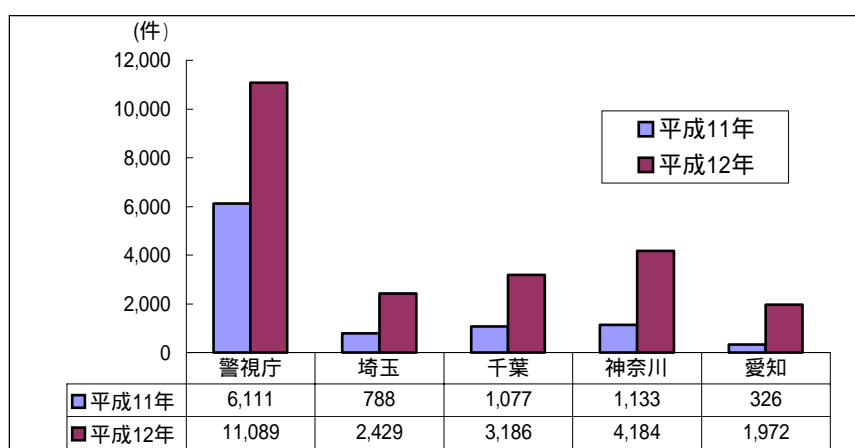


図1-6 大都市圏におけるピッキング用具を使用した侵入盗の認知件数(平成11,12年)

一方、高知県において、平成12年の犯罪統計書で調査したところ、来日外国人による侵入盗の犯罪は、さいわい1件もなかった。このことから、今のところ来日外国人による犯罪はないように思われる。

## 第2章 統計から見た犯罪情勢

### 2.1 近年の刑法犯罪の状況

現在、犯罪はいかなる状態にあるのだろうか。それを示すデータを見てみよう。

図2-1は、わが国の昭和21年～平成12年までにおける、刑法犯認知件数と犯罪率の推移を掲載したものである。(平成13年版 警察白書より)

わが国における刑法犯の認知件数は、昭和40年頃を境に一旦減少し、昭和45年には再び増加した後に減少傾向を見せたと思われた。ところが、昭和50年以降を境にほぼ一貫して増加し始めてからは年々増加の一途を辿っている。平成12年には、244万3,470件にまで達してしまった。

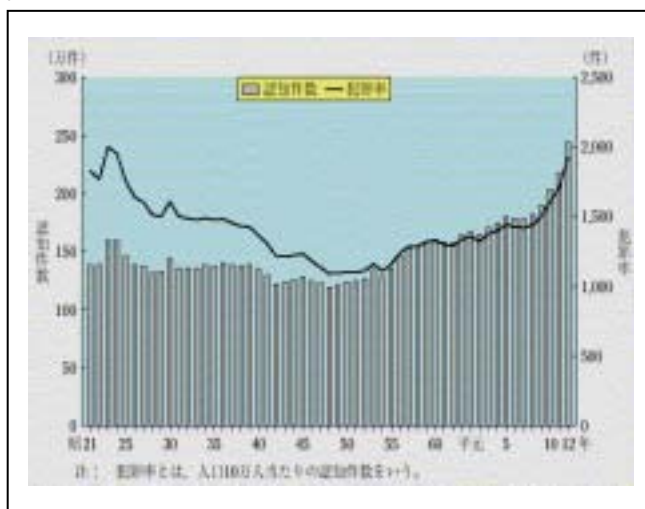


図2-1 (全国の刑法犯認知件数と犯罪率)

平成14年度の上半期刑法犯犯罪の情勢について警視庁のまとめによると、全国の警察が今年上半期(1月～6月)に認知した刑法犯は、135万1,727件で、過去最悪であった前年同期に比べて6万3,498件(4.9%)増加し、検挙率は20.1%で、前年同期比1.1ポイント上昇した。しかし、殺人、強盗、放火など重要犯罪に関しては、認知件数が増加傾向にある中で、検挙率は前年同期に比べ1.9ポイント低下して52.5%という厳しい状況となっている。来日外国人による組織犯罪の急増、減少傾向から増加に転じたピックアップ侵入盗 など治安は最悪である。

#### (重要犯罪)

14年上半期の重要犯罪(殺人、強盗など)の認知件数は9,715件で、前年同期に比べて330件(3.5%)増加している。

検挙件数は、5,102件、検挙人員は4千749人で、前年に比べて検挙件数は7件(0.1%)減少しているものの、検挙人員は203人(4.5%)増加している。検挙率は前年同期比1.9ポイント減の52.5%となっている。強盗事件の認知件数は3,155件。このうち、路上強盗

事件は1,309件で、前年同期比13.0%増加している。しかも、検挙人員819人のうち、67.6%に当たる554人が少年で占められている。

(重要窃盗犯)

(窃盗犯のうち、侵入盗、自転車盗、ひったくり、すりをいう)認知件数は22万9,743件で、前年同期に比べて1万9,100件(9.1%)増加している。前年同期比10%台の増加をみたのは、侵入盗の12.9%(1万8,537件)増、ひったくりの10.7%(2千425件)増。

約7割を占める侵入盗の認知件数は16万1,809件。このうち、住宅対象は8万8,753件で、対前年同期比20.9%も増加している。ピックアップ侵入盗は、前年同期に比べ1,195件(13.6%)増の9,975件で、昨年の減少傾向から再び増加に転じた。

自動車盗の認知件数は3万6,528件、検挙人員は2,351人で、前年同期に比べ、認知件数は1,452件(4.5%)減少し、検挙件数は552件(9.2%)、検挙人員は31人(1.3%)それぞれ増加し、検挙率は21.4%で、前年同期に比べ2.7ポイント上昇している。

ひったくりの件数は2万5,175件で、2,425件(10.7%)増加した。

## 2.2 全国的に見た高知県の刑法犯の犯罪情勢

平成12年中の全国の犯罪現状(刑法犯認知件数)は244万3,470件であった。では、47都道府県別に犯罪現状を細かく見てみるとどうか。表2-1は地域別(都道府県別)の人口及び刑法犯認知件数を各種統計からピックアップし、刑法犯の認知平均件数と順位を表したものを作成してみたものである。これにより、全国の犯罪現状がどの程度であるのか一目瞭然であることが分かる。また、一般に人口が多い地域であればあるほど認知件数も高く、犯罪が多いということもここで証明することができる。



表 2 - 1 都道府県別 刑法犯認知件数

府 県 名	認知件数	人 口	順 位	府 県 名	認知件数	人 口
東京都	291,371	12,064,101	26	愛媛県	24,407	1,493,092
大阪府	252,367	8,805,081	27	山口県	23,059	1,527,964
愛知県	176,119	7,043,300	28	和歌山県	21,961	1,069,912
神奈川県	169,968	8,489,974	29	沖縄県	21,491	1,318,220
埼玉県	156,842	6,938,006	30	鹿児島県	19,487	1,786,194
福岡県	153,630	5,015,699	31	青森県	16,730	1,475,728
千葉県	152,516	5,926,285	32	宮崎県	15,905	1,170,007
兵庫県	94,150	5,550,574	33	大分県	15,202	1,221,140
北海道	86,786	5,683,062	34	岩手県	13,865	1,416,180
静岡県	60,438	3,767,393	35	長崎県	13,493	1,516,523
京都府	54,078	2,644,391	36	香川県	13,412	1,022,890
広島県	52,827	2,878,915	37	石川県	12,804	1,180,977
茨城県	52,110	2,985,676	38	高知県	12,721	813,949
宮城県	47,207	2,365,320	39	山梨県	12,533	888,172
岐阜県	39,177	2,107,700	40	山形県	12,171	1,244,147
栃木県	33,819	2,004,817	41	秋田県	12,159	1,189,279
長野県	32,110	2,215,168	42	富山県	12,005	1,120,851
岡山県	31,883	1,950,828	43	佐賀県	11,025	876,654
群馬県	28,822	2,024,852	44	福井県	10,886	828,944
福島県	27,826	2,126,935	45	徳島県	10,717	824,108
熊本県	26,874	1,859,344	46	島根県	7,533	761,503
滋賀県	26,288	1,342,832	47	鳥取県	6,682	613,289
三重県	25,662	1,857,339	全 国	2,443,470	126,925,843	
新潟県	25,309	2,475,733	全 国 平 均	51,989		
奈良県	25,043	1,442,795				

注意: 1) 人口は、住基人口記載の平成10年3月31日までのものである。

2) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成13年による。

まず、刑法犯の認知平均件数を求めてみると5万1,998件であった。この平均数を上回るということは数値的に見れば犯罪が多い地域(県)だと言える。その証拠として順位別に上位3位、下位3県を挙げてみる。地域別(都道府県別)で刑法犯認知件数が最も多いのは、上位では、東京の人口が1千2百6万4,101人に対し、認知件数が29万1,371件もある。やはり日本の中樞を担う東京都が断然トップである。次いで人口8百80万5,081人に対し、認知件数が29万2,367件の大阪が第2位となっている。第3位としては、7百4万3,300人の愛知県で、認知件数が17万6,119件である。そして、下位3県を見ると、徳島県の人口82万4,108人に対し、認知件数が1万717件ある。次いで、島根県の人口76万1,503人に対し、認知件数が7千533件である。最下位は鳥取県の人口61万3,289人に対して、認知件数の6千682件である。こうして、それぞれの県を見比べて分かるように認知件数は人口数に相関しているのである。

一方、高知県ではどうか。人口81万3,949人に対し、認知件数は1万2,721件あり、順位は38位である。このことから、高知県は全国的に見て明らかに刑法犯の認知平均件数を下回っていることからして、犯罪が少ない県だと断定できるので、治安がよい県だと読み取れる。しかし、必ずしも認知件数と人口数に相関があるとは言えないことが例外としてある。それは、40位から42位において、山形県の人口が124万4,147人に対し、認知件数が1万2,171件、秋田県の人口が118万9,279人に対し、認知件数が1万2,159件、富山県の人口が112万851人に対し、認知件数が1万2千5件とそれぞれなっている。これ

を高知県の人口 81 万 3,949 人と比較するとこの 3 県は、人口が約 37 万人の差がある。それに関わらず、高知県より認知件数と順位が低い。つまり、認知件数と人口数の相関は多少の例外もあるということなのだ。下図 2 - 2 は、刑法犯認知件数と人口数を相関図に表している。下図の通り認知件数と人口数は約 97%もあるので相関がある。

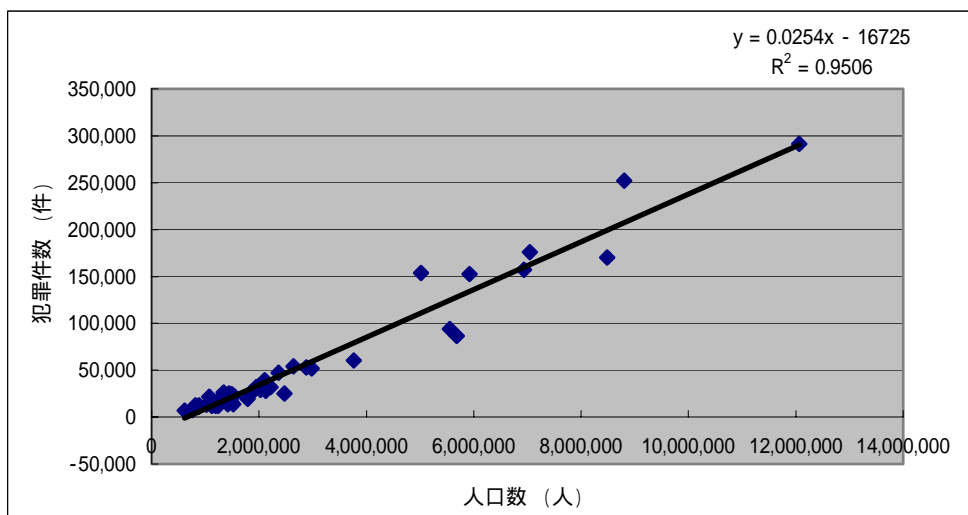


図 2 - 2 人口と刑法犯認知件数

では、過去の年も同様のことが言えるのか、気になるので、平成 10 年～平成 13 年（平成 12 年を除く）の人口と刑法犯認知件数も見ておくことにする。以下、表 2 - 2・表 2 - 3・表 2 - 4 は、全国の人口と認知件数を表したもので、図 2 - 3・図 2 - 4・図 2 - 5 は、人口と刑法犯認知件数の相関図である。

表 2 - 2 平成 10 年 都道府県別 刑法犯認知件数

順位	府 県 名	認知件数	人 口	順位	府 県 名	認知件数	人 口
1	東京都	251,180	11,624,986	26	三重県	21,065	1,852,854
2	大阪府	196,383	8,616,279	27	奈良県	20,063	1,444,726
3	神奈川県	134,613	8,268,275	28	鹿児島県	19,379	1,792,719
4	埼玉県	131,984	6,804,517	29	山口県	17,752	1,543,727
5	愛知県	129,383	6,838,342	30	沖縄県	16,808	1,304,275
6	福岡県	124,071	4,940,435	31	岩手県	14,997	1,429,752
7	千葉県	122,549	5,834,275	32	宮崎県	13,881	1,187,974
8	北海道	82,688	5,693,495	33	大分県	12,248	1,240,082
9	兵庫県	75,166	5,473,832	34	秋田県	12,201	1,214,254
10	静岡県	54,478	3,748,621	35	高知県	12,054	822,812
11	京都府	49,637	2,559,215	36	山形県	11,151	1,250,752
12	広島県	48,185	2,875,022	37	富山県	10,841	1,128,066
13	茨城県	41,168	2,983,111	38	青森県	10,755	1,506,412
14	宮城県	38,821	2,333,334	39	長崎県	10,420	1,542,151
15	群馬県	29,657	2,009,745	40	石川県	10,304	1,174,889
16	栃木県	28,620	1,994,303	41	香川県	10,002	1,034,241
17	岡山県	28,174	1,956,160	42	福井県	9,542	827,334
18	長野県	28,173	2,197,325	43	山梨県	9,335	882,611
19	岐阜県	28,068	2,105,973	44	徳島県	8,296	836,300
20	福島県	25,703	2,139,879	45	島根県	7,508	768,310
21	新潟県	24,530	2,490,637	46	佐賀県	7,304	885,175
22	愛媛県	22,530	1,520,642	47	鳥取県	6,348	618,996
23	滋賀県	22,405	1,305,535	全 国		1,789,049	125,568,035
24	熊本県	21,824	1,870,059	全 国 平 均		38,065	
25	和歌山県	21,302	1,095,626				

注： 1) 人口は、住基人口記載の平成10年3月31日までのものである。

2) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成13年による。

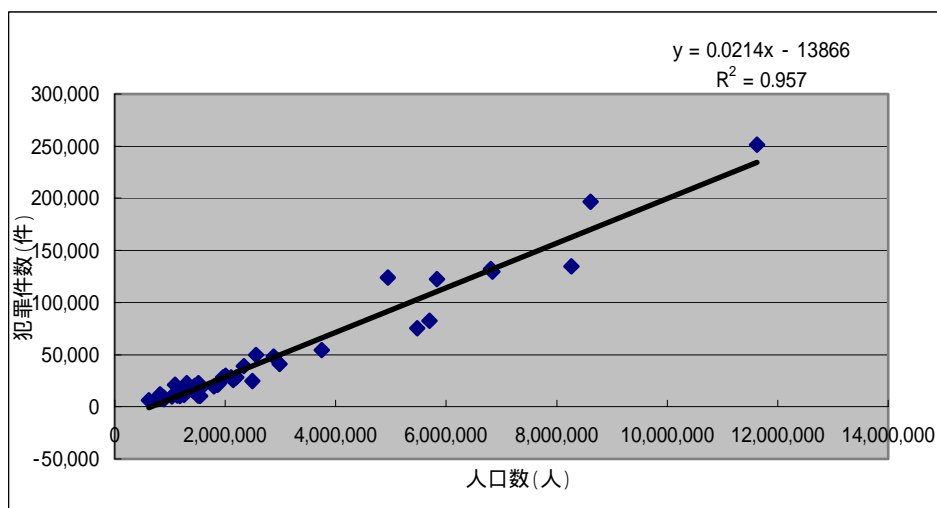


図 2 - 3 人口と刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の上位 3 県 東京都・大阪府・神奈川県

下位 3 県 島根県・佐賀県・鳥取県

高知県は、35位  
 相関関係 約97%となっている。

表2-3 平成11年 都道府県別 刑法犯認知件数

順位	府県名	認知件数	人口	順位	府県名	認知件数	人口
1	東京都	268,006	11,680,490	26	愛媛県	21,386	1,517,190
2	大阪府	200,102	8,624,045	27	奈良県	20,477	1,477,496
3	愛知県	158,791	6,875,723	28	山口県	18,634	1,540,354
4	神奈川県	143,134	8,324,355	29	沖縄県	18,578	1,313,804
5	埼玉県	142,972	6,838,164	30	鹿児島県	17,677	1,790,437
6	千葉県	136,521	5,863,182	31	宮崎県	14,586	1,188,341
7	福岡県	133,238	4,955,439	32	岩手県	13,610	1,427,987
8	北海道	81,820	5,691,737	33	大分県	13,292	1,238,496
9	兵庫県	78,857	5,500,842	34	青森県	12,941	1,504,358
10	静岡県	56,220	3,754,758	35	香川県	12,047	1,035,579
11	広島県	53,388	2,876,405	36	長崎県	11,917	1,537,280
12	京都府	49,176	2,561,860	37	山形県	11,749	1,249,165
13	茨城県	44,356	2,990,472	38	高知県	11,513	821,199
14	宮城県	42,820	2,340,145	39	秋田県	11,419	1,209,196
15	岐阜県	33,266	2,108,530	40	石川県	11,376	1,175,511
16	栃木県	31,996	1,998,186	41	富山県	11,154	1,126,782
17	岡山県	30,135	1,958,385	42	山梨県	9,978	883,847
18	群馬県	29,744	2,013,753	43	福井県	9,666	828,087
19	長野県	29,252	2,200,468	44	徳島県	8,846	835,781
20	新潟県	25,827	2,487,980	45	佐賀県	7,960	883,960
21	福島県	24,231	2,138,605	46	島根県	6,915	765,980
22	三重県	23,049	1,855,860	47	鳥取県	6,509	618,868
23	滋賀県	22,907	1,316,331	全 国		2,165,626	125,860,006
24	熊本県	21,814	187,047	全 国 平 均		46,077	
25	和歌山県	21,774	1,094,120				

注意：1) 人口は、住基人口記載の平成10年3月31日までのものである。  
 2) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成13年による。

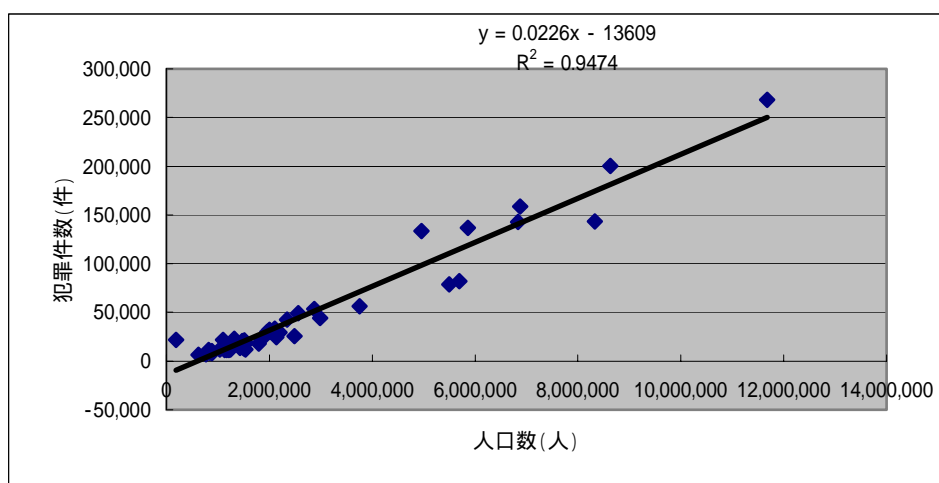


図2-4 人口と刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の上位3県 東京都・大阪府・愛知県

下位3県 佐賀県・島根県・鳥取県

高知県は、38位

相関関係は、約97%となっている。

表2-4 平成13年 都道府県別 刑法犯認知件数

順位	府県名	認知件数	人口	順位	府県名	認知件数	人口
1	大阪府	327,262	8,628,601	26	愛媛県	26,987	1,508,842
2	東京都	292,579	11,818,845	27	山口県	25,317	1,528,944
3	愛知県	190,212	6,935,031	28	和歌山県	24,273	1,087,614
4	神奈川県	179,692	8,425,783	29	沖縄県	23,426	1,334,122
5	埼玉県	170,963	6,898,219	30	鹿児島県	19,905	1,783,231
6	千葉県	164,721	5,920,398	31	富山県	17,660	1,124,414
7	福岡県	157,749	4,979,227	32	青森県	17,051	1,497,036
8	兵庫県	129,197	5,537,365	33	石川県	16,805	1,176,601
9	北海道	92,832	5,675,309	34	香川県	15,744	1,033,248
10	京都府	63,051	2,563,205	35	大分県	15,625	1,234,429
11	茨城県	60,681	2,955,583	36	宮崎県	15,588	1,184,535
12	静岡県	59,556	3,764,054	37	岩手県	15,125	1,421,796
13	広島県	59,352	2,872,196	38	長崎県	14,097	1,527,398
14	宮城県	49,887	2,347,166	39	山梨県	13,761	886,077
15	岐阜県	48,088	2,109,804	40	山形県	13,029	1,241,364
16	三重県	39,246	1,858,890	41	高知県	12,941	817,869
17	岡山県	37,678	1,957,529	42	秋田県	12,768	1,197,566
18	栃木県	36,321	2,003,283	43	佐賀県	12,391	882,639
19	福島県	35,069	2,133,396	44	福井県	11,671	828,039
20	長野県	34,764	2,204,498	45	徳島県	11,181	831,241
21	新潟県	33,205	2,476,900	46	島根県	8,695	762,144
22	群馬県	32,544	2,019,726	47	鳥取県	7,468	617,078
23	滋賀県	31,258	1,334,621		全 国	2,735,612	126,284,805
24	奈良県	31,163	1,448,533		全 国 平 均	58,205	
25	熊本県	27,034	1,870,416				

注：1) 人口は、住基人口記載の平成10年3月31日までのものである。

2) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成13年による。

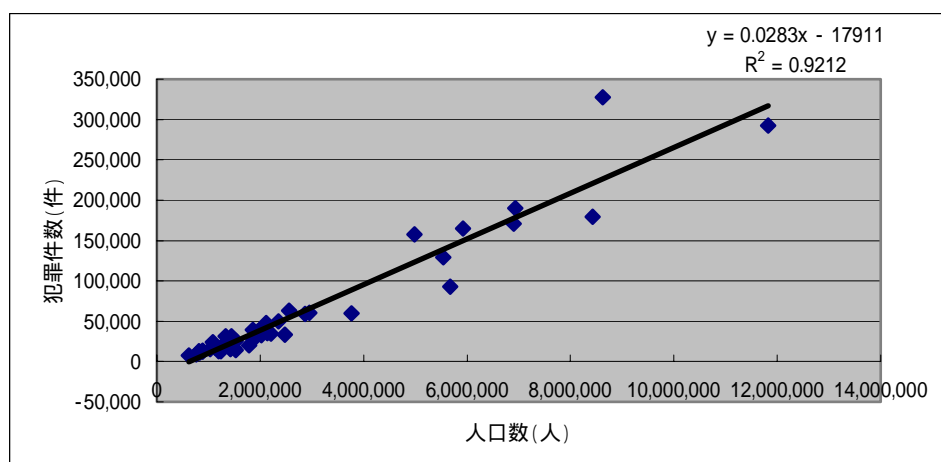


図2-5 人口と刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の上位3県 大阪府・東京都・愛知県

下位3県 徳島県・島根県・鳥取県

高知県は、41位

相関関係は、約96%となっている。

以上のように、それぞれの過去の年にも人口と刑法犯認知件数は、相関があると言える。

### 2.3 道府県別刑法犯の犯罪率から見た高知県の治安状態

第2章2.2で認知件数と人口数を見ると確かに犯罪がどの程度あるのかがうかがえた。しかしながら、果たして本当に認知件数と人口数を見ただけで治安が良い県であるなどと言ってよいものか疑問をもつ人もいるであろう。

そこで、安全度を示す指標として、犯罪率で各県を対比する必要がある。47都道府県の人口に対する認知件数の割合を千分比で犯罪率を求めて治安が本当に良いのかどうか、順位と犯罪率の平均数をだして検証してみることにする。検証あたって用いたデータは、平成12年と平成13年を比較してある。

犯罪率の算式は次のとおりである。

$$\text{算式(2.3.1)} \quad \frac{\text{認知件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

以下の検証した結果が、表2-5・表2-6の犯罪率分析表である。

表 2 - 5 平成 12 年の都道府県別刑法犯・犯罪率分析表

順位	府 県 名	犯 罪 率	順位	府 県 名	犯 罪 率
1	福岡県	30.63	26	熊本県	14.45
2	大阪府	28.66	27	群馬県	14.23
3	千葉県	25.74	28	山梨県	14.11
4	愛知県	25.01	29	三重県	13.82
5	東京都	24.15	30	宮崎県	13.59
6	埼玉県	22.61	31	福井県	13.13
7	和歌山県	20.53	32	香川県	13.11
8	京都府	20.45	33	福島県	13.08
9	神奈川県	20.02	34	徳島県	13.01
10	宮城県	19.96	35	佐賀県	12.58
11	滋賀県	19.58	36	大分県	12.45
12	岐阜県	18.59	37	青森県	11.34
13	広島県	18.35	38	鹿児島県	10.91
14	茨城県	17.45	39	鳥取県	10.9
15	奈良県	17.36	40	石川県	10.84
16	兵庫県	16.96	41	富山県	10.71
17	栃木県	16.87	42	秋田県	10.22
18	愛媛県	16.35	43	新潟県	10.22
19	岡山県	16.34	44	島根県	9.89
20	沖縄県	16.3	45	岩手県	9.79
21	静岡県	16.04	46	山形県	9.78
22	高知県	15.63	47	長崎県	8.9
23	北海道	15.27	全 国		749.5
24	山口県	15.09	全 国 平 均		15.95
25	長野県	14.5			

注：1) 犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2) 人口は、住基人口記載の平成 12 年 3 月 31 日までの人口による。

3) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成 12 年による。

表 2 - 6 平成 13 年の都道府県別刑法犯・犯罪率分析表

順位	府 県 名	犯罪率	順位	府 県 名	犯罪率
1	大阪府	37.93	26	高知県	15.82
2	福岡県	31.68	27	静岡県	15.82
3	千葉県	27.82	28	長野県	15.77
4	愛知県	27.43	29	富山県	15.71
5	埼玉県	24.78	30	山梨県	15.53
6	東京都	24.76	31	香川県	15.24
7	京都府	24.60	32	熊本県	14.45
8	滋賀県	23.42	33	石川県	14.28
9	兵庫県	23.33	34	福井県	14.09
10	岐阜県	22.79	35	佐賀県	14.04
11	和歌山県	22.32	36	徳島県	13.45
12	奈良県	21.51	37	新潟県	13.41
13	神奈川県	21.33	38	宮崎県	13.16
14	宮城県	21.25	39	大分県	12.66
15	三重県	21.11	40	鳥取県	12.10
16	広島県	20.66	41	島根県	11.41
17	茨城県	20.53	42	青森県	11.39
18	岡山県	19.25	43	鹿児島県	11.16
19	栃木県	18.13	44	秋田県	10.66
20	愛媛県	17.89	45	岩手県	10.64
21	沖縄県	17.56	46	山形県	10.50
22	山口県	16.56	47	長崎県	9.23
23	福島県	16.44	全 国		21.66
24	北海道	16.36	全 国 平 均		18.08
25	群馬県	16.11			

注：1) 犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2) 人口は、住基人口記載の平成 13 年 3 月 31 日までの人口による。

3) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成 13 年による。

これから、認知件数と人口数を読み取るだけでは治安が良い県であるということが言えないことが分かった。平成 12 年において表 2 - 1 では、都道府県別刑法犯認知件数で上位を占めていた東京都が最も犯罪の多い都市であった。だが、犯罪率が 24.15 であったため表 2 - 5 の犯罪率分析表では順位は 5 位となっている。それに代わって表 2 - 1 に示した刑法犯認知件数の順位 6 位であった福岡県の 30.63 が犯罪率の上位を占める結果となっている。次いで犯罪率 2 位、3 位をそれぞれ挙げてみると、2 位が大阪府 28.66、3 位が千葉県 25.74 である。千葉県は、表 2 - 1 では 7 位であったが、犯罪率上位 3 位内に挙げられる。ということは犯罪が多いと言える。

また大阪府は、表 2 - 1 の順位 2 位と表 2 - 5 の犯罪率分析表を比較すると、順位が 2 位と変わっていないことからして、犯罪が多いということが断定できる。その理由として、犯罪率の平均を出してみると 15.95 である。この平均数を福岡県、大阪府、千葉県は余裕で超えている。

このことから、人口と認知件数が多いと、犯罪率も高くなっていることが伺える。



また、表 2 - 1 で認知件数が 15 万件以上ある場合、犯罪の多い県だと見てとれるのであるが、まれに、和歌山県の認知件数 2 万 2 千件に足りない 28 位のように、平均認知件数 5 万件以下の県であったとしても、犯罪率が高くなることもある。これは、県民性の犯罪に対する良識認識度の強弱によるものではなかろうか。

一方、高知県の犯罪率を見ると 15.63 で、順位は 22 位である。だから、犯罪は全国的に見ると平均していると認識することができる。しかし、犯罪率の平均数より僅かながらではあるが、3.2 以下の差がある。さて、平成 13 年において犯罪率分析表を見てみると、全国平均が 18.08 になっており、上位 3 県は、1 位が犯罪率 37.93 の大阪府、2 位が犯罪率 31.68 の福岡県、3 位が犯罪率 27.82 の千葉県となっている。前年と比較すると、上位 3 県には相違はないが、順位の大阪府と福岡県が入れ替わっている。従って、福岡県より、大阪府の方が犯罪が増加したと考えられる。では、高知県はどうか。高知県は、平成 13 年においては、犯罪率 15.82 で 26 位の位置にある。前年に比べ全国的に犯罪率が上がったものの、順位は 26 位と下がっている。このことから、全国的な犯罪情勢から検証した結果から高知県は、順位も下がっているので、治安はさほど悪くない状態と思われる。

## 2.4 人口と犯罪率

第 2 章の 2.2 において全国的に見た高知県の刑法犯の犯罪情勢を見た結果、認知件数と人口には相関関係があった。

では、人口と犯罪率において相関があるのか分析してみる。分析した年は（平成 12 年～平成 13 年）である。以下は、図 2 - 6・図 2 - 7 の相関図に表してみた。犯罪率はさきほど分析した結果の表 2 - 5・表 2 - 6 を用いている。

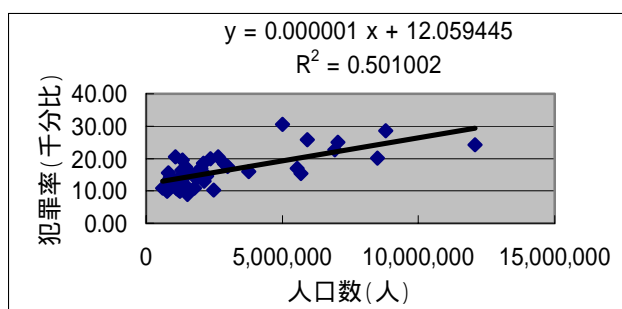


図 2 - 6 平成 12 年 人口と犯罪率の関係

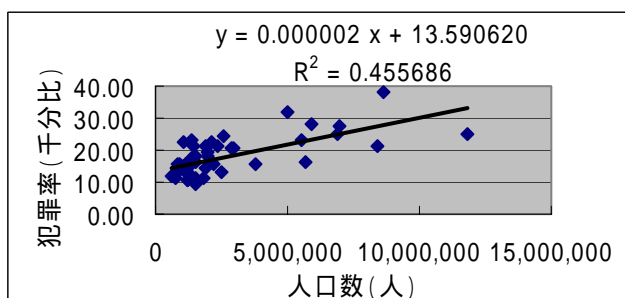


図 2 - 7 平成 13 年 人口と犯罪率の関係

平成 12 年において、人口と犯罪率の相関を分析した結果、約 70%の相関がある。このことから、人口が増加すると犯罪率は増加するとは言えそうである。同様に、平成 13 年において見てみると、相関が約 67%にすぎなかった。

前年と比較すると、3%も下がっている。ということは、人口と犯罪率の関係には相関が低くなっている傾向が考えられる。このまま低くなっていくとなれば従って、人口と犯罪率の相関関係は、成り立たなくなってくると思われる。

## 2.5 高知県の犯罪率推移

図 2 - 8 は、高知県犯罪統計書（平成 13 年）から平成 10 年から平成 13 年までの刑法犯認知件数をピックアップし、犯罪率（算式は 2.3.1 を用いている）を求めた結果を折れ線グラフに表したものである。

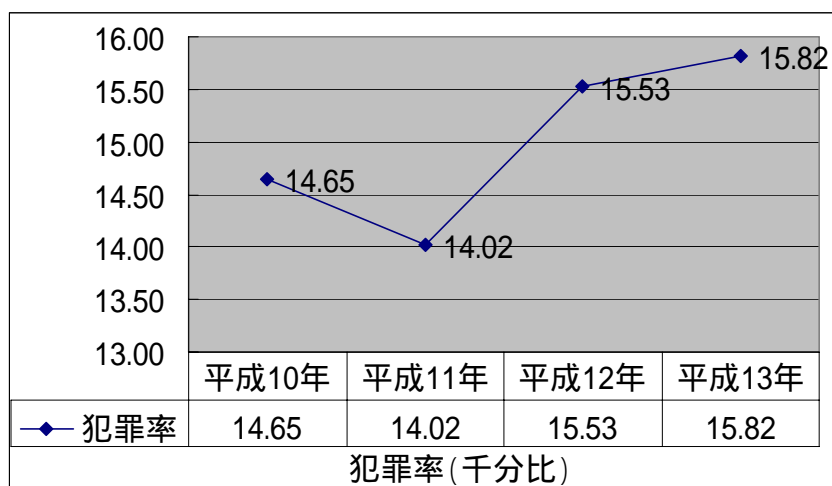


図 2 - 8 高知県の犯罪率推移

高知県における犯罪率推移を見ると、平成 10 年から平成 11 年にかけて犯罪率の推移は、0.63 と下降していた。ところが、平成 10 年から平成 12 年において 1.51 も急上昇している。さらに、平成 13 年においては 0.29 も増加し、今後も犯罪率推移は上昇傾向を示していくことが考えられる。

## 2.6 市部と郡部別の刑法犯認知状況

図 2 - 9 は、平成 10 年～平成 13 年までの市部と郡部の刑法犯認知状況を棒グラフにして分けたものである。認知件数は、平成 13 年犯罪統計書のデータによる。市部の認知件数を総数（市部 + 郡部）で割り 100 を掛けて構成比を出し、棒グラフにしている。

表 2 - 7 平成 13 年の統計データ（刑法犯認知件数）

年次	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
総数(市部+郡部)	12,054	11,513	12,721	12,941
市部	9,471	9,541	9,719	10,785

表 2 - 8 市部と郡部の構成比結果

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
市部	78.57	82.87	76.40	83.34
郡部	21.43	17.13	23.6	16.66

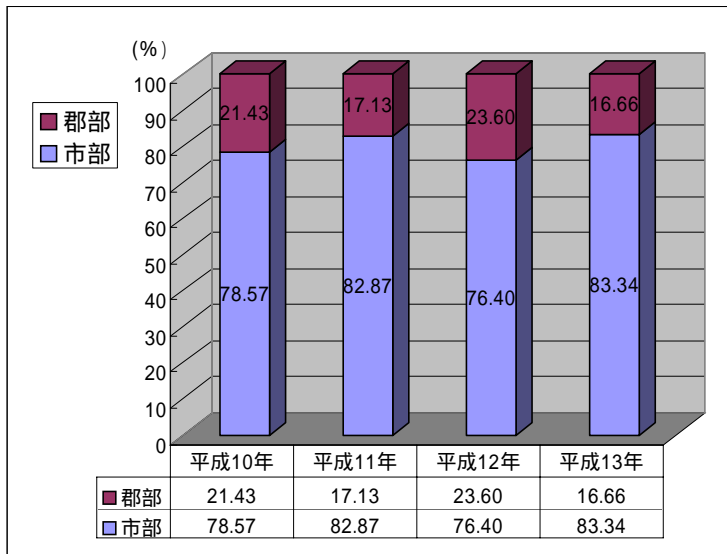


図 2 - 9 市部・郡部別の刑法犯認知状況

平成 10 年において市部が全体の 78.57% を占め、郡部が 21.43% を占めている。平成 11 年には、市部が全体の 82.87% を占め、郡部が 17.13% となっている。ところが、平成 12 年には、市部が 6.47% 下降し、逆に郡部が 6.47% も上昇している。平成 13 年の県下全体に占める割合を前年（12 年）と比較してみると、市部が 6.94% も上昇している。

それぞれ、平成 10 年～平成 13 年までの刑法犯認知件数は市部・郡部ともに上昇下降の繰り返しをしている。この年のうち、郡部の割合が最も高いのは 12 年であり、割合が最も低いのは 13 年となっている。逆に市部においては、割合が最も高いのは 13 年であり、割合が最も低いのは 12 年となっている。このことから、今後は、市部の割合が上昇して、郡部が下降していく傾向があると思われる。

## 2.7 市町村別人口と犯罪率

市町村別で見ても、本当に人口数が多い所には犯罪が多いのか、少ないのかということが気になる。そこで、市町村別の人口と高知県の刑法犯認知件数を用いて犯罪率を、平成 10 年～平成 13 年までを求めて、人口数の多い所と人口数の少ない所での認知件数と犯罪率を年度ごとにそれぞれを見て、比較検証をしてみる。算式は 2 章 2.3 (2.3.1) を参照。

求めた結果が、表 2 - 9 である。

表2-9 市町村別・刑法犯認知件数および犯罪率の状況

市町村別	平成10年			平成11年			平成12		
	認知件数	人口	犯罪率	認知件数	人口	犯罪率	認知件数	人口	犯罪率
総数	12,054	822,812	14.65	11,513	821,199	14.02	12,721	819,252	15.53
<b>市部</b>	10,161	556,264	18.27	9,553	556,418	17.17	10,438	555,836	18.78
<b>高知市</b>	<b>7,646</b>	<b>322,586</b>	<b>23.70</b>	<b>7,266</b>	<b>323,342</b>	<b>22.47</b>	<b>7,742</b>	<b>323,791</b>	<b>23.91</b>
室戸市	212	21,683	9.78	219	21,311	10.28	226	20,917	10.80
安芸市	225	22,518	9.99	198	22,351	8.86	346	22,179	15.60
南国市	592	48,710	12.15	603	49,273	12.24	738	49,676	14.86
土佐市	385	31,451	12.24	227	31,303	7.25	295	31,166	9.47
須崎市	353	28,483	12.39	313	28,232	11.09	336	27,971	12.01
中村市	383	35,441	10.81	327	35,463	9.22	362	35,259	10.27
宿毛市	251	25,440	9.87	259	25,450	10.18	257	25,449	10.10
土佐清水市	114	19,952	5.71	141	19,693	7.16	136	19,428	7.0
<b>安芸郡</b>	183	23,112	7.92	182	22,930	7.94	256	22,712	11.27
東洋町	51	3,981	12.81	34	3,927	8.66	34	3,916	8.68
奈半利町	29	4,299	6.75	33	4,267	7.73	57	4,190	13.60
田野町	32	3,586	8.92	26	3,527	7.37	64	3,500	18.29
安田町	24	3,873	6.20	39	3,870	10.08	37	3,775	9.80
北川村	6	1,671	3.59	10	1,659	6.03	22	1,673	13.15
馬路村	7	1,273	5.50	3	1,265	2.37	6	1,274	4.71
芸西村	34	4,429	7.68	37	4,415	8.38	36	4,384	8.21
<b>香美郡</b>	629	64,377	9.77	652	64,257	10.15	696	64,370	10.81
赤岡町	36	3,600	10.00	37	3,552	10.42	29	3,560	8.15
香我美町	39	6,400	6.09	57	6,396	8.91	48	6,418	7.48
土佐山田町	258	22,073	11.69	196	21,974	8.92	313	22,013	14.22
野市町	171	16,251	10.52	184	16,438	11.19	164	16,639	9.86
夜須町	45	4,607	9.77	50	4,580	10.92	51	4,528	11.26
香北町	22	5,814	3.78	38	5,810	6.54	42	5,789	7.26
吉川村	31	2,165	14.32	46	2,127	21.63	29	2,104	13.78
物部村	27	3,467	7.79	44	3,380	13.02	20	3,319	6.03
<b>後岡郡</b>	65	11,599	5.60	56	11,417	4.90	49	11,268	4.35
本山町	27	4,704	5.74	30	4,641	6.46	22	4,618	4.76
大豊町	38	6,895	5.51	26	6,776	3.84	27	6,650	4.06
<b>土佐郡</b>	65	9,937	6.54	57	9,809	5.81	68	9,677	7.03
鏡村	10	1,735	5.76	12	1,729	6.94	11	1,743	6.31
土佐山村	14	1,339	10.46	9	1,352	6.66	0	1,332	0
土佐町	33	5,358	6.16	29	5,255	5.52	41	5,194	7.89
<b>大川村</b>	<b>0</b>	<b>627</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>619</b>	<b>1.62</b>	<b>0</b>	<b>585</b>	<b>0</b>
本川村	8	878	9.11	6	854	7.03	16	823	19.44
<b>吾川郡</b>	382	51,268	7.45	395	51,037	7.74	460	50,890	9.04
伊野町	220	25,758	8.54	217	25,574	8.49	280	25,410	11.02
池川町	19	2,558	7.43	15	2,566	5.85	17	2,505	6.79
春野町	122	15,715	7.76	126	15,787	7.98	120	15,962	7.52
吾川村	9	3,433	2.62	8	3,386	2.36	11	3,329	3.30
吾北村	12	3,804	3.15	29	3,724	7.79	32	3,684	8.69
<b>高岡郡</b>	441	69,744	6.32	454	69,280	6.55	547	68,798	7.95
中土佐町	46	7,701	5.97	56	7,638	7.33	57	7,528	7.57
佐川町	120	15,246	7.87	126	15,187	8.30	145	15,168	9.56
越知町	44	7,799	5.64	47	7,738	6.07	64	7,658	8.36
窪川町	125	15,622	8.00	88	15,496	5.68	142	25,342	5.60
檜原町	11	4,649	2.37	34	4,629	7.34	24	4,612	5.20
大野見村	5	1,848	2.71	4	1,850	2.16	3	1,800	1.67
東津野村	14	3,017	4.64	19	2,973	6.39	35	2,966	11.80
葉山村	16	4,745	3.37	13	4,689	2.77	18	4,640	3.88
仁淀村	5	2,806	1.78	2	2,791	0.72	5	2,744	1.82
日高村	55	6,311	8.71	65	6,289	10.34	54	6,340	8.52
<b>幡多郡</b>	128	36,511	3.51	207	36,051	5.74	164	35,701	4.59
佐賀町	26	4,663	5.58	11	4,596	2.39	33	4,525	7.29
大正町	13	3,590	3.62	16	3,546	4.51	16	3,515	4.55
大方町	42	10,657	3.94	70	10,579	6.62	74	10,493	7.05
大月町	19	7,625	2.49	29	7,503	3.87	54	7,415	7.28
十和村	10	3,927	2.55	6	3,863	1.55	14	3,826	3.66
西土佐村	8	4,062	1.97	19	4,001	4.75	8	3,979	2.01
三原村	10	1,987	5.03	13	1,963	6.62	8	1,948	4.11

注：1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成10年～平成12年3月31日現在までの人口による。

表 2 - 9 市町村別・刑法犯認知件数および犯罪率の状況

市町村別	年次		
	平成13年		
総数	認知件数	人口	犯罪率
総数	12,941	817,869	15.82
<b>市部</b>	10,785	556,095	19.39
<b>高知市</b>	<b>7,841</b>	<b>325,320</b>	<b>24.10</b>
室戸市	307	20,614	14.89
安芸市	272	22,021	12.35
南国市	964	50,005	19.28
土佐市	322	31,034	10.38
須崎市	288	27,735	10.38
中村市	369	34,926	10.57
宿毛市	295	25,212	11.70
土佐清水市	127	19,228	6.60
<b>安芸郡</b>	217	22,408	9.68
東洋町	49	3,857	12.70
奈半利町	40	4,137	9.67
田野町	53	3,465	15.30
安田町	18	3,689	4.88
北川村	11	1,647	6.68
馬路村	6	1,272	4.72
芸西村	40	4,341	9.21
<b>香美郡</b>	763	64,363	11.85
赤岡町	80	3,573	22.39
香我美町	49	6,431	7.62
土佐山田町	328	21,855	15.01
野市町	180	16,909	10.65
夜須町	47	4,506	10.43
香北町	45	5,758	7.82
吉川村	17	2,093	8.12
物部村	17	3,238	5.25
<b>長岡郡</b>	53	11,085	4.78
本山町	22	4,560	4.82
大豊町	31	6,525	4.75
<b>土佐郡</b>	65	9,557	6.80
鏡村	8	1,748	4.58
土佐山村	14	1,313	10.66
土佐町	24	5,119	4.69
<b>大川村</b>	<b>5</b>	<b>577</b>	<b>8.67</b>
本川村	14	800	17.50
<b>吾川郡</b>	461	50,678	9.10
伊野町	236	25,170	9.38
池川町	15	2,460	6.10
春野町	172	16,101	10.68
吾川村	16	3,291	4.86
吾北村	22	3,656	6.02
<b>高岡郡</b>	420	68,232	6.16
中土佐町	23	7,483	3.07
佐川町	158	15,114	10.45
越知町	41	7,544	5.43
窪川町	77	15,152	5.08
檮原町	20	4,550	4.40
大野見村	7	1,788	3.91
東津野村	7	2,943	2.38
葉山村	15	4,618	3.25
仁淀村	14	2,696	5.19
日高村	58	6,344	9.14
<b>幡多郡</b>	177	35,451	4.99
佐賀町	21	4,468	4.70
天正町	12	3,505	3.42
大方町	79	10,501	7.52
大月町	11	7,346	1.50
十和村	30	3,760	7.98
西土佐村	19	3,942	4.82
三原村	5	1,929	2.59

注：1) 犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成 10 年～平成 12 年 3 月 31 日現在までの人口による。

人口数が最も多い高知市を見ると、平成 10 年の人口が 32 万 2 千 586 人に対し、認知件数が 7 千 646 件で犯罪率が 23.70 である。次いで平成 11 年の人口が 32 万 3 千 342 人に対し、認知件数が 7 千 266 件で犯罪率が 22.47、平成 12 年では、人口が 32 万 3 千 791 人に対し、認知件数が 7 千 742 件で犯罪率が 23.91。平成 13 年は、人口が 32 万 5 千 320 人に対し、認知件数が 7 千 841 件で犯罪率が 24.10 となっている。これから読み取れることは、平成 10 年を境に毎年人口が増加するにつれて、犯罪率も高くなってきている。

一方、人口数が最も少ない土佐郡大川村を見ると、平成 10 年の人口が 627 人に対し、認知件数が 0 件である。次いで平成 11 年の人口が 619 人に対し、認知件数が 1 件で犯罪率が 1.62。平成 12 年は、人口が 585 人に対し、認知件数が 0 件であり、平成 13 年は、人口が 577 人に対し、認知件数 5 件で犯罪率 8.67 となっている。これから読み取れることは、平成 13 年を除いて毎年人口が減少しているに従って、ほとんど犯罪率が低くなっている。このことから、人口の少ない地域と人口の多い地域では、格段に犯罪の認知件数と犯罪率の差が大きく異なってくる。よって、高知市と大川村を比較すると、高知市は、人口数と認知件数が多く、しかも犯罪率が高い。大川村は人口数と認知件数も少なく、犯罪率も低いので、大川村より高知市は犯罪が多いということが証明された。このように、検証した結果、市町村別でも同じく人口の多い地域には犯罪が発生しやすく、人口の少ない地域では犯罪が少ないということが考えられる。しかし、これは極端な例として、高知市と大川村のみを比較して述べてみてきた結果なので、一概には断言できない。そこで、先ほどの表 2 - 9 を用いて、平成 10 年～平成 13 年の人口と犯罪率の相関を分析して見ると、次のような相関結果が見られた。

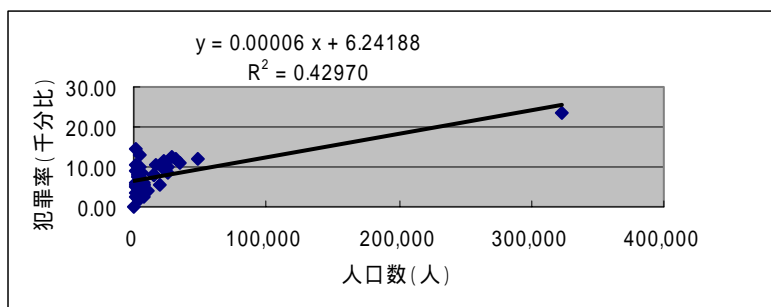


図 2 - 1 0 人口と犯罪率の関係 (平成 10 年)

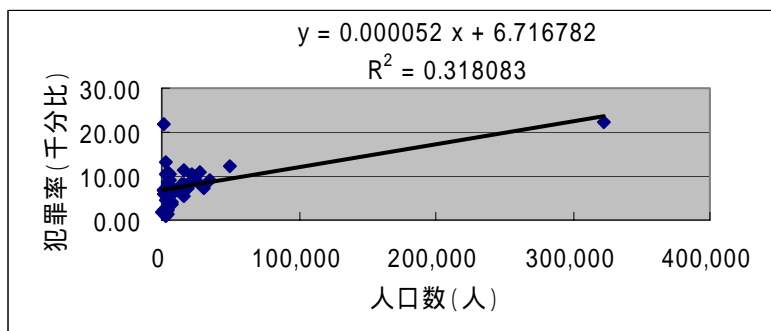


図 2 - 1 1 人口と犯罪率の関係 (平成 11 年)

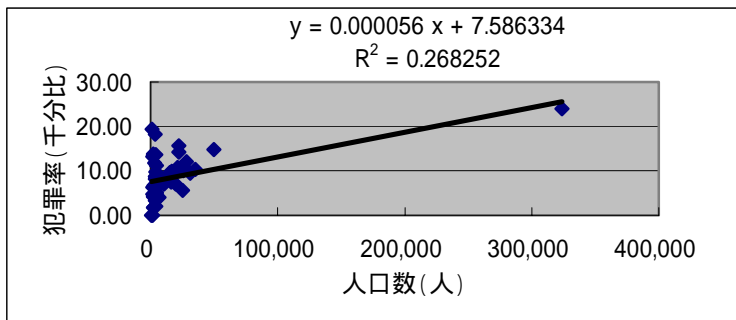


図 2 - 1 3 人口と犯罪率の関係（平成 12 年）

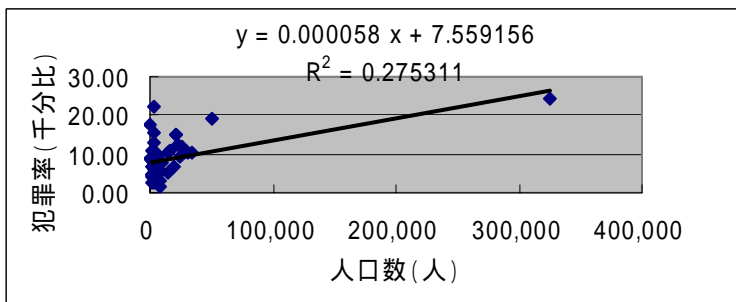


図 2 - 1 3 人口と犯罪率の関係（平成 13 年）

平成 10 年において、約 66%の相関があり、平成 11 年では約 56%の相関があった。平成 12 年になると、約 50%の相関になり、平成 13 年には、約 52%の相関となっている。このことから、人口と犯罪率の相関が徐々に下がってきていると考えられる。

したがって、人口と犯罪率の関係はあると思われたが、必ずしも人口が多い地域には犯罪が発生しやすいとは言い切れず、逆に人口が少ない地域には犯罪が発生しにくいとも限らないということが言える。

## 2.8 市町村別における犯罪率の平均数

上記で取り上げた表 2 - 9 を再度利用して、平成 10 年～平成 13 年までの犯罪率のみをピックアップし、犯罪率の平均数を求めた結果を表 2 - 10 にまとめてみた。この表は、市町村別において、犯罪率の最も高い地域と最も低い地域がどのようなになっているのかを分析するために作成したものである。

表 2 - 10 平成 10 年～平成 13 年までの犯罪率と犯罪率平均数

年次 市町村別	平成10年 犯罪率	平成11年 犯罪率	平成12年 犯罪率	平成13年 犯罪率	犯罪率 平均数
総数	14.65	14.02	15.53	15.82	15.00
<b>市部</b>	18.27	17.17	18.78	19.39	18.40
高知市	23.70	22.47	23.91	24.10	23.55
室戸市	9.78	10.28	10.80	14.89	11.44
安芸市	9.99	8.86	15.60	12.35	11.70
南国市	12.15	12.24	14.86	19.28	14.63
土佐市	12.24	7.25	9.47	10.38	9.83
須崎市	12.39	11.09	12.01	10.38	11.47
中村市	10.81	9.22	10.27	10.57	10.21
宿毛市	9.87	10.18	10.10	11.70	10.46
土佐清水市	5.71	7.16	7.00	6.60	6.62
<b>安芸郡</b>	7.92	7.94	11.27	9.68	9.20
東洋町	12.81	8.66	8.68	12.70	10.71
奈半利町	6.75	7.73	13.60	9.67	9.44
田野町	8.92	7.37	18.29	15.30	12.47
安田町	6.20	10.08	9.80	4.88	7.74
北川村	3.59	6.03	13.15	6.68	7.36
馬路村	5.50	2.37	4.71	4.72	4.32
芸西村	7.68	8.38	8.21	9.21	8.37
<b>香美郡</b>	9.77	10.15	10.81	11.85	10.65
赤岡町	10.00	10.42	8.15	22.39	12.74
香我美町	6.09	8.91	7.48	7.62	7.53
土佐山田町	11.69	8.92	14.22	15.01	12.46
野市町	10.52	11.19	9.86	10.65	10.55
夜須町	9.77	10.92	11.26	10.43	10.59
香北町	3.78	6.54	7.26	7.82	6.35
吉川村	14.32	21.63	13.78	8.12	14.46
物部村	7.79	13.02	6.03	5.25	8.02
<b>長岡郡</b>	5.60	4.90	4.35	4.78	4.91
本山町	5.74	6.46	4.76	4.82	5.45
大豊町	5.51	3.84	4.06	4.75	4.54
<b>土佐郡</b>	6.54	5.81	7.03	6.80	6.55
鏡村	5.76	6.94	6.31	4.58	5.90
土佐山村	10.46	6.66	0	10.66	6.94
土佐町	6.16	5.52	7.89	4.69	6.06
大川村	0	1.62	0	8.67	2.57
本川村	9.11	7.03	19.44	17.50	13.27
<b>吾川郡</b>	7.45	7.74	9.04	9.10	8.33
伊野町	8.54	8.49	11.02	9.38	9.36
池川町	7.43	5.85	6.79	6.10	6.54
春野町	7.76	7.98	7.52	10.68	8.49
吾川村	2.62	2.36	3.30	4.86	3.29
吾北村	3.15	7.79	8.69	6.02	6.41
<b>高岡郡</b>	6.32	6.55	7.95	6.16	6.75
中土佐町	5.97	7.33	7.57	3.07	5.99
佐川町	7.87	8.30	9.56	10.45	9.05
越知町	5.64	6.07	8.36	5.43	6.38
窪川町	8.00	5.68	5.60	5.08	6.09
檮原町	2.37	7.34	5.20	4.40	4.83
大野見村	2.71	2.16	1.67	3.91	2.61
東津野村	4.64	6.39	11.80	2.38	6.30
葉山村	3.37	2.77	3.88	3.25	3.32
仁淀村	1.78	0.72	1.82	5.19	2.38
日高村	8.71	10.34	8.52	9.14	9.18
<b>幡多郡</b>	3.51	5.74	4.59	4.99	4.71
佐賀町	5.58	2.39	7.29	4.70	4.99
大正町	36.21	4.51	4.55	3.42	12.17
大方町	3.94	6.62	7.05	7.52	6.28
大月町	2.49	3.87	7.28	1.50	3.78
十和村	2.55	1.55	3.66	7.98	3.93
西土佐村	1.97	4.75	2.01	4.82	3.39
三原村	5.03	6.62	4.11	2.59	4.59

注：1) 犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2) 人口は、住基人口記載の平成 13 年 3 月 31 日までの人口による。

3) 刑法犯認知件数は、犯罪統計書 平成 13 年による。



平成 10 年～平成 13 年までの犯罪率の平均数を見ると、最も高い地域は、犯罪率 23.55 の高知市である。一方、最も低い地域は、犯罪率 2.38 の高岡郡仁淀村である。高知市と仁淀村では、犯罪率の差が約 10 倍程になっている。このことから、仁淀村は高知市より治安が良い地域として捉えることができるだろう。さて、高知市の犯罪率の平均数 23.55 を上回っていればその年は犯罪が多く、下回っていれば犯罪がその年は少ないと言える。

平成 10 年～平成 13 年までの高知市の犯罪率をそれぞれ見ると、平成 10 年は 23.70、平成 11 年は 22.47、平成 12 年は 23.91、平成 13 年は 24.10 となっている。

これを次の表 2 - 11 で犯罪率平均数と照らして合わせて分かりやくまとめた。

表 2 - 11 4 年間の犯罪状況

高知市	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	犯罪率平均数
犯罪率	23.70	22.47	23.91	24.10	23.55
平均犯罪率の差	0.15	-1.08	0.36	-0.55	
犯罪状態					

平成 11 年と平成 13 年は犯罪率の平均数を下回っているの、この双方の年は犯罪が減少した。しかし、平成 10 年と平成 12 年は、犯罪率の平均数を上回っているの、これらの年は犯罪が増加したと言える。従って一貫して犯罪は年々増加したり、減少したりしている。このことから、犯罪率から考察すると今後は減少していく傾向にあるであろう。

一方、吾川郡仁淀村の犯罪率平均数は上記で述べたように 2.38 である。それぞれ平成 10 年から犯罪率を見ると、平成 10 年は 1.78、平成 11 年は 0.72 である。平成 12 年は、1.82、平成 13 年は 5.19 となっている。

これも同様に下記の表 2 - 12 にまとめた。

表 2 - 12 4 年間の犯罪状況

大野見村	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	犯罪率平均数
犯罪率	1.78	0.72	1.82	5.19	2.38
平均犯罪率の差	-0.6	-1.66	-0.56	2.81	
犯罪状態					

平成 10 年～平成 12 年までは、犯罪率の平均数を一貫して下回っているの、犯罪が少なかった年である。

しかし、平成 13 年には、犯罪率の平均数を上回っているの、犯罪が増加した年である。このことから、大野見村は犯罪が増加する傾向にあると思われる。

## 2.9 順位別から見た市町村別の犯罪率

ここでは、表 2 - 10 で求めた犯罪率の平均数の高い順に並びかえて、順位をつけた表 2 - 13 を新たに付け加えた。

表 2 - 13 市町村別 順位および犯罪率平均数（平成 10 年～平成 13 年）

犯罪率 順位	平成10年～平成13年 市町村別 犯 罪 率	犯罪率 順位	平成10年～平成13年 市町村別 犯 罪 率		
1	高知市	23.55	28	土佐山村	6.94
2	南国市	14.63	29	土佐清水市	6.62
3	吉川村	14.46	30	池川町	6.54
4	本川村	13.27	31	吾北村	6.41
5	赤岡町	12.74	32	越知町	6.38
6	田野町	12.47	33	香北町	6.35
7	土佐山田町	12.46	34	東津野村	6.30
8	大正町	12.17	35	大方町	6.28
9	安芸市	11.70	36	窪川町	6.09
10	須崎市	11.47	37	土佐町	6.06
11	室戸市	11.44	38	中土佐町	5.99
12	東洋町	10.71	39	鏡村	5.90
13	夜須町	10.59	40	本山町	5.45
14	野市町	10.55	41	佐賀町	4.99
15	宿毛市	10.46	42	檮原町	4.83
16	中村市	10.21	43	三原村	4.59
17	土佐市	9.83	44	大豊町	4.54
18	奈半利町	9.44	45	馬路村	4.32
19	伊野町	9.36	46	十和村	3.93
20	日高村	9.18	47	大月町	3.78
21	佐川町	9.05	48	西土佐村	3.39
22	春野町	8.49	49	葉山村	3.32
23	芸西村	8.37	50	吾川村	3.29
24	物部村	8.02	51	大野見村	2.61
25	安田町	7.74	52	大川村	2.57
26	香我美町	7.53	53	仁淀村	2.38
27	北川村	7.36			

注：1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成10年～平成13年3月31日現在までの人口による。

これを見ると、平成 10 年～13 年までのうち犯罪率が高い地域は、1 位の高知市である。次いで 2 位～5 位までをあげておくと、2 位は南国市、3 位は吉川村、4 位は本川村、5 位の赤岡町である。それぞれは、犯罪が高い地域であると特定できる。また、犯罪率の低い地域は、53 位の仁淀村である。

高知県は 9 つの市と 25 の町、19 の村から成り立っており、犯罪率の高い地域というのは人口数とともに多いことからして主に市に集中している。しかし、19 の村の内、時によって 2,000 人足らずの吉川村や 800 人くらいの本川村に犯罪率が多いということもある。

吉川村において考察してみると、吉川村は、南は海、北は小高い山に囲まれており、一戸当たりの宅地面積が広く豪勢な住宅が点在しているため、犯罪を起こしても逃走しやす

い場所にあると考えられるため、犯罪者に狙われやすい環境にあるのではないかと思われるからである。ところが、仁淀村のような地域は犯罪が少ない。それは、村の住人はあまり遠くへ外出することがあまり少なく、住人との連帯意識が根強いためであろう。一般に高知県は、海岸部の周辺地域に犯罪が発生しやすい傾向があり、山間部の周辺地域は犯罪が発生しにくい傾向にあると思われる。

## 第3章 犯罪の起こる都市環境要因

### 3.1 住宅における防犯環境

日本において住宅における防犯環境というのは、諸外国に比べ比較にならないほどである。それもそのはず、日本は海洋に囲まれた島国であり、単一民族ということもあって犯罪も少なく、生活の安全はすべて警察の力任せであるという傾向が強い。ことに、日本の警察力の優秀さと検挙率は格段に諸外国とは違うこともさることながらさらに、犯罪の発生件数などの低さから、犯罪に対する心構えがあまりないため安全で安心して暮らせていけることが当たり前であると思っている人々が多い。そのため犯罪についての認識が弱いと考えられる。つまり、防犯意識があまり強くないのが一般的な現状であろう。それに、都市化の進展とともに近隣とのコミュニケーションが希薄になっているのも防犯意識の低めている原因とも考えられる。このため、犯罪の被害にあった瞬間には、既に後の祭りでは後悔をするしかほかならないのである。

米国、英国では「セキュリティ・ファースト」すなわち、住みよい豊かな社会の第一条件は安全な社会、安心して暮らせる町であると、生活の場もまず安全な環境を最重視している。これは、すなわち社会的に防犯環境とうものが位置づけられているということになる。ところが、日本の社会は安全よりもむしろ住みやすいこと、利便性があること、そして安心を重視している社会が望まれているため、住宅における防犯環境は軽視されがちである。やはり、安心の前に安全がなければ意味がないように思えてならないのは私だけだろうか。

また、個人単位でも購入できる防犯センサーや防犯機器の普及とか、民間における警備サービス等の手段があるにもかかわらず、「自分の家は大丈夫だ」、「泥棒に入られる心配がない」などと思われがちで防犯環境を考えるよちもないといったことが多い。しかし、油断は大敵なのである。朝、ゴミを捨てるためにほんの数分だけだから、大丈夫だと思い込み玄関のドアを閉めずに出かけたところ、帰ってきたら空き巣に入られて現金が盗まれていたというケースもよくありがちなのである。そのような思い込みが危険なのである。こういったケースがあったとしても防犯環境が整っていないのは、こうした日本の社会やそうした防犯意識の低さからもあるだろうが、何もお金をかけて防犯に力を入れなくてもよいという甘い考え方、あるいは、安心感が日本国民には定着しているためであろう。

このような、定着がこれから何年も長続きするとなれば、犯罪者にとっては有効であり、なおかつ、かっこうのよいターゲットにされるのが落ちである。では、防犯環境はどう考えていくべきか。最も費用もかからず防犯が可能な方法として考えられることは、警察官が巡回連絡などの際に、建物の戸締まりや施錠など侵入盗の予防措置の状況を観察するなどして、防犯上の助言を行っていることが広く望まれることであるが、警察官の人員を考えるとこの方法はあまり有効ではないと思われる。そうすると、地域の連帯感を高めるとか、今一度、住宅における防犯環境というものを最重視する考え方が国民一人一人に必要ではないか。それとともに、住宅を建てる際などには、建築設計者や施工業者などが、防

犯に関する考慮をするために防犯に対する知識を持たなければならないであろう。

### 3.2 犯罪の起こる原因

犯罪の起こる要因には様々な環境や背景があり、正確に何がどう悪いのかということは一概に断定することは難しい面がある。それほど、犯罪というものが千差万別に存在するからである。だが、犯罪の起こる前には必ず何かすら、インフラを含め社会的な環境要因が密接に関係している。主に犯罪の起こる要因としては次のようなことが考えられる。

#### (1) 社会の犯罪抑止機能の低下と防犯意識のなさ

時代の変化に伴い、核家族増加の懸念が言われるなか、学校はもとより家庭や地域社会までの連帯意識が非常に希薄化している。そのことによって、地域が有してきた伝統的な犯罪抑止機能が低下して様々な犯罪を増加させている原因がある。さらに、犯罪の低年齢化にしても悪い事をしている子供を見たとしても、見てみぬふりをする大人達が増えてきている風潮が多い。このため、従来であれば抑止されていた犯罪や少年非行が多発することが考えられる。そして、テレビとかラジオとかニュース等の報道でも犯罪が増加しているという情報が流れているが、国民一人一人の犯罪に対する認識はあるものの、その反面で「自分だけは犯罪などにあうことはないから大丈夫だ、関係がない」と思っている人々がほとんどであろう。だから、防犯に対する意識のなさが犯罪者にとっては光栄である。と同時に犯罪の増加に繋がるのである。ことに、犯罪は住民一人一人のちょっとした心がけ、気くばり、挨拶などができるという環境があるだけで、犯罪が起きる前に未然に防ぐことが可能である。ところが、そういった環境づくりが今ではあまり見られることが少なく、また、犯罪防止に向けた取り組みがあまりなされてない事も犯罪の起こる一因と思われる。

#### (2) 犯罪を誘発するインフラ環境

主に、住宅等を狙う侵入盗や路上で起こるひったくりなどの犯罪は、防犯面の視点から見るとなれば、まだまだ、現在の道路や公園等のインフラ環境では不十分なところがある多々存在する、と言えるのではないか。例えば、道路や公園が暗く、見通しが悪い等、また、街路樹がおいしげり死角ができていたりといった事や照明設置が必要な箇所が存在する等の事が挙げられる。このため犯罪の起きやすい条件が整っていることが考えられる。

また、公共施設等の壁に落書き行為が行われている箇所が数多く存在する所がある。一度でも落書きが行われると、落書きは落書きを呼ぶこととなる。さらに、そこに無秩序に捨てられたゴミなどが散乱していると、ゴミがゴミを呼ぶ事となる恐れが非常に高いと考えられる。このため、犯罪がそのような箇所で起きないとは限らないのである。だから、そのような箇所で仮に犯罪が一旦発生するようなことがあれば、落書きやゴミのように犯罪が犯罪を呼ぶことになりかねないだろう。多くの犯罪がインフラ環境に問題があるとい

うわけではない、と思われるが住環境はもとより周辺の防犯機能の向上を高めていくことが求められるのである。ということは、見通しの確保ができていない箇所や死角が悪い、暗がりがある等といった事柄が存在するような場合は、危険きわまりない状態であると言えるので、犯罪が起こる要因として考えられる。

### 3.3 犯罪者に狙われやすい住宅

常習侵入窃盗犯の被疑者への調査・警視庁（生活安全部）によると、53%の泥棒が新興の個人住宅やアパートが中心の住宅街が狙いやすい家と答えている。次いで、ビルの中に色々の事務所や商店が入った雑居ビルが中心の街33%、古くからの個人住宅やアパートが中心の住宅地27%となっている。特に、狙いやすい住宅では、大通りから小さな通りに入った場所に建てられた家69%、小さな通りが交差した角の家22%である。

また、狙いやすい家の形態としては、2階建ての個人の家49%、平屋建ての個人の家31%、2階建て以下の木造アパート31%となっている。その理由として、泥棒しやすく、逃げやすい40%、警戒や警備（センサー等）が手薄で、入りやすい33%とのこと。

さらに、人通りが少なく、人目につきにくい56%、共働き、独身等が多く、留守家庭が多い36%、居住者相互に面識が少ないなど、発見されにくい31%などがあげられている<sup>1)</sup>。このことから、考察するに狙われやすい住宅というのは、古くからある個人住宅よりも新興住宅の個人住宅が狙われやすいと言える。

それは、古くからある個人住宅には地域の連帯感が存在するが、新興住宅の個人住宅に住んでいる人々には、あまり近所の人々との面識も薄く、古くからある個人住宅に比べ人間関係のつながりというものが少ない。しかも、地域ぐるみでの犯罪を予防するという活動が行われにくいということがある。そのため泥棒にとっては、好都合であるため狙いやすいのである。狙いやすい、狙いにくいを決定する要素として考えられる事は、近所付き合いが良ければ狙いにくく、反対に近所付き合いが希薄（良くない）であればあるほど狙いやすいのではないか。それは、泥棒が最も嫌うのは人の目であるからであろう。また、平屋建てに比べ一般に2階建ての個人の家が狙われやすい。というのも、泥棒からの立場を考えると、平屋建てなら1階にしか部屋がないので窓やドアの鍵がしまっている事も多く、それに鍵をこじあけていたり、窓を壊したりしていれば周りの人に気づかれやすく、住人に見つかる可能性が大である。だから、2階建てならば1階に住人がいても2階でひっそりと作業もできる。2階建ての住人なら、1階で鍵を掛けているので安心感に刈られるということもあるので、2階での鍵の掛け忘れや掛かっているドアや窓が多いにあるだろうし、見つかりにくいということも考えられるからだ。そして、共働きや独身等が多い家庭では、泥棒にとって好都合であろう。なぜなら、昼間は仕事や学校等で不在している住人が多く、そのため容易に家の中へ入りやすいからである。この他、植え込みや塀があり、見通しの悪い住宅も狙いの対象となるおそれが大いにあると思われる。

## 狙われやすい家

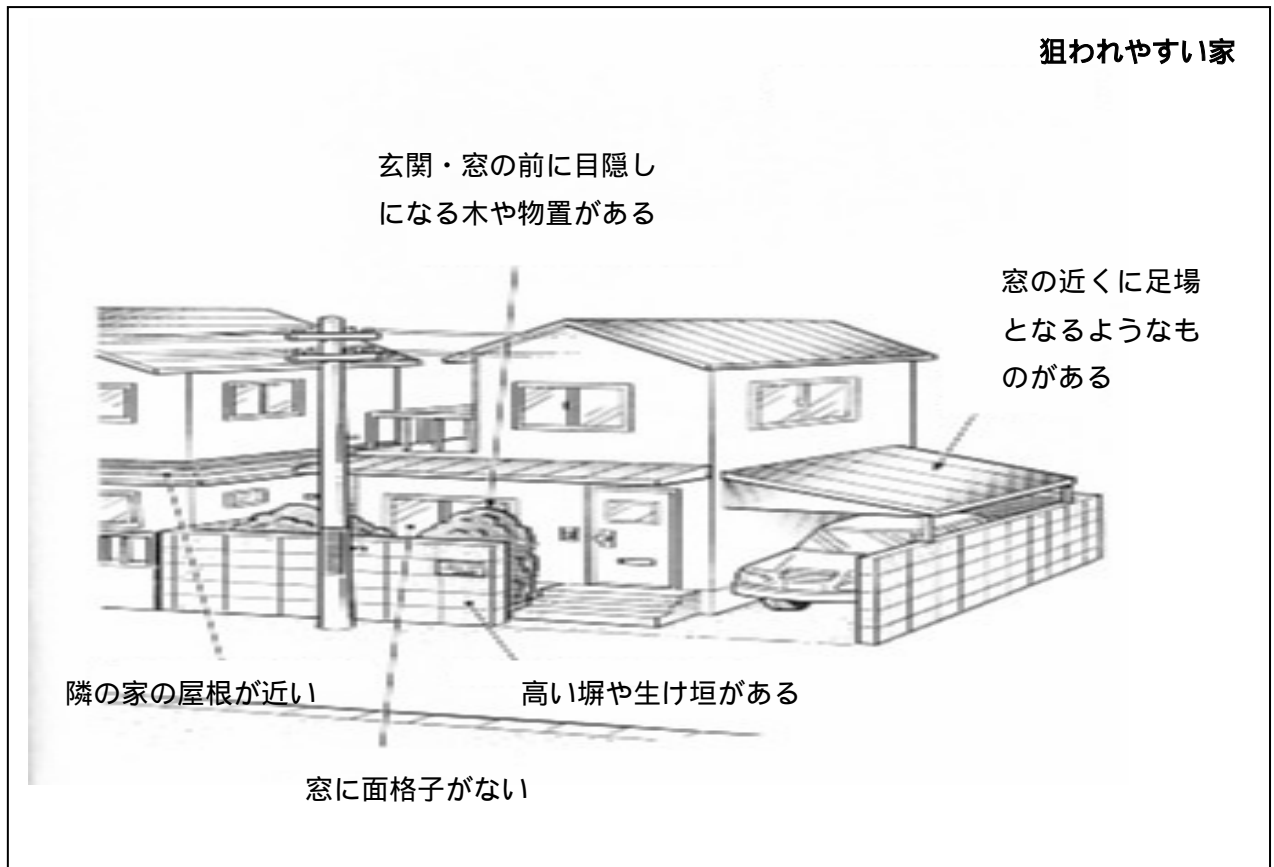


図 3 - 1 出典：中西 崇,危ない侵入者を防ぐ完全マニュアル,P.62 草思社 , 2001

### 3.4 犯罪者に狙われにくい住宅

狙われにくい住宅というのは、狙われやすい住宅の逆を考えればよい。例えば、塀や植え込みがある場合を考えると分かるように、これらは、泥棒にとって隠れることができる。すなわち、死角になりやすいので狙われやすい。そうすると、これらの塀や植え込みの死角になっていない住宅は狙われにくいということが言える。また、住宅を囲む高い塀などがあれば、侵入を困難にすることもあろうと思われる。ところが、見通しの悪い材質の塀などでは、これらの死角により、泥棒にとっては侵入した後の行動を隠してくれるアイテムとなってしまう。つまり、ゆいいつ狙われやすい住宅には死角というものが存在するのである。また、新興の個人住宅よりも古くからある個人住宅の方が狙われにくい。それは、古くからある個人住宅に住んでいる人々には、近所付き合いという人間関係の横のつながりというものが根強く残っているため、ほんの少しでも外出するときなどでも、近所の人々はお互いに声をかけあうという習慣があるので、自然と意識せずに地域ぐるみで防犯活動たるものができているからである。だから、泥棒にとっては非常にやっかいであるため狙いにくい。さらに、被害に遭わないための秘訣として、「常習侵入窃盗犯の被疑者の回答(警視庁調査)によると、犬を飼う 27%、防犯テレビカメラをつける 56%、防犯センサーをつける 36%、全てのドアや窓をツーロックにする 22%などがあげられる。被害防止

のための周囲の環境の回答として、足場に利用されるような箱や梯子を置かない62%、塀などは、中側が見通せるようにする47%、植木等を刈り込み、見えやすくする31%、姿を隠せるような物を放置しない31%などがあげられる<sup>2)</sup>。とされている。

これらのことから考察するに、犬を飼っている住宅や防犯設備の環境をしている住宅、あるいは、死角がないような住宅は狙われにくいのである。要するに、泥棒は人の目を気にするので、周囲に隠れる場所が少なければ狙いにくいのであろう。

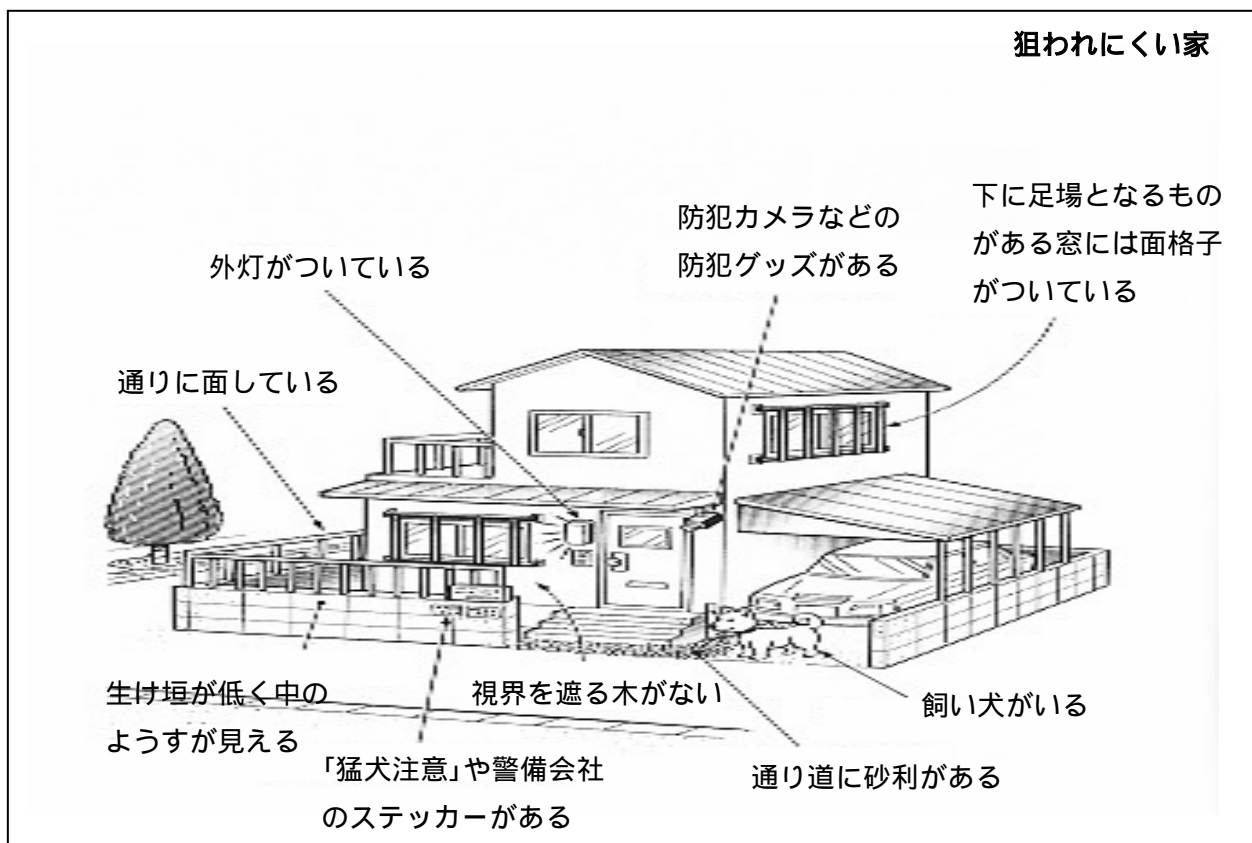


図 3 - 2 出典：中西 崇,危ない侵入者を防ぐ完全マニュアル,P.63 草思社, 2001

1) 警視庁（生活安全部）講演資料より構成,あなたの家は大丈夫？-こんな家が狙われる  
<http://www.secomtown.com/hs/doro45/doro-1b.asp> (2001.5) 取得

2) どんな時に諦める？-ドロボーの得意技と弱点  
<http://www.secomtown.com/hs/doro45/doro-4b.asp> (2001.5) 取得



### 3.5 侵入盗の多い住宅の種類

一戸建住宅と中高層住宅とその他の住宅では、一体どの住宅が侵入盗（空き巣ねらい・忍び込み・居空き）が多いのだろうか。それを示すグラフを見てみよう。

図3 - 3は侵入盗（空き巣ねらい・忍び込み・居空き）の発生件数（平成12年犯罪統計書）を用いてそれぞれの住宅のグラフを作成したものである。

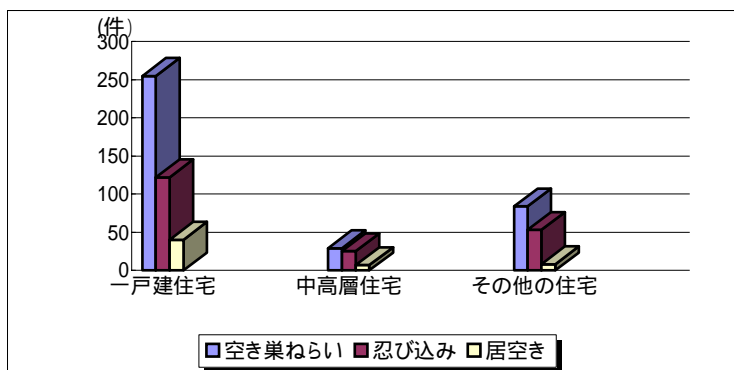


図3 - 3 住宅における侵入盗

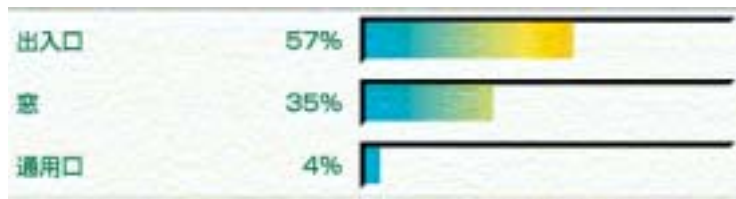
これを見ると、最も侵入盗が多いのは、一戸建住宅である。次いでその他の住宅で、最後に中高層住宅である。侵入盗の中でも、空き巣ねらいが最も多く、次いで忍び込み、居空きとなっている。

なぜ、中高層住宅よりも一戸建て住宅が多くその他の住宅が多いのか。考察するに、

1. 中高層住宅では高さが高いために外部からの侵入がしにくいからである。
2. 逃走する際に通路が1箇所か2箇所に限られているため、付近の住民に見られやすい。
3. 仮に、中高層住宅で侵入に成功したものの、急に住人が帰宅すれば逃げ場を失うことにもなるし、隠れる場所がないため見つけやすい。このことから、その他の住宅ならこれらの難関はあまりないだろうと思われるので侵入しやすいからであろう。

### 3.6 戸建て住宅への侵入口





侵入口について（都市防犯研究センター <http://www.jusri.or.jp/>）

戸建て住宅の侵入口を見ると、平屋建て住宅を含めて1階から侵入をするのが89%を占めており、2階以上が11%である。その中で、最も侵入口で狙われやすいのが、「掃き出し窓」で、次いで「腰高窓」、「高窓」となっている<sup>1)</sup>。

また、通用口より一般に出入口が狙われやすい。このことから、侵入盗犯にとって1階からの侵入は容易いことから、住宅への防犯性を高める住環境が問われるのである。

---

1) 「掃き出し窓」とは、床面の市から設けられた窓をいう。

「腰高窓」とは、床面に立ったとき腰の高さの位置から設けられた窓をいう。

「高窓」とは、天井に近い位置に、主として採光用に設けられた窓をいう。

## 第4章 窃盗犯罪の動向と様々な考察

### 4.1 増加傾向を見せる窃盗犯

窃盗犯は大きく分けて次の3つに分類される。侵入盗、乗り物盗、非侵入盗である。図4-1を見るとこの中で、乗り物盗は認知件数が平成10年から徐々に減少している。これは、乗り物盗に対しての防犯登録義務化に伴って良い結果をもたらしたのではないだろうか。ところが、こういった乗り物盗が減少した裏で、侵入盗が増加している傾向を示している。非侵入盗も平成4年から平成5年にかけてはいざんと向であったが、その後、増加しはじめ、平成8年に一時減少したものの増加傾向の一途を辿っている。

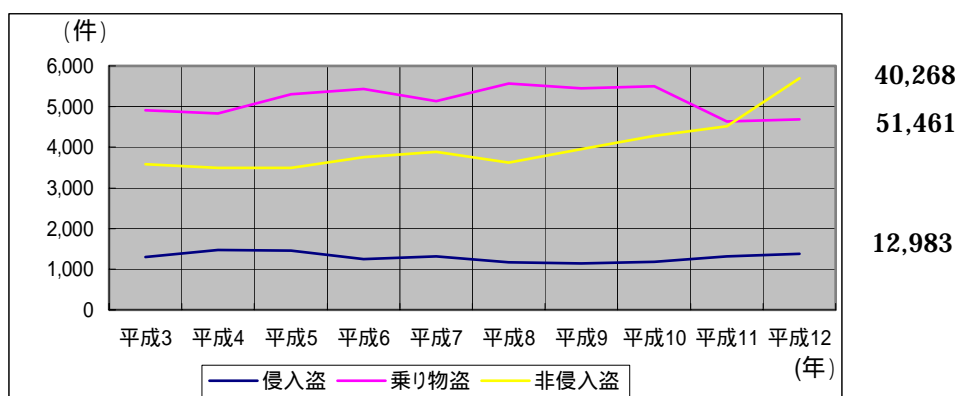


図4-1 高知県の窃盗犯手口別認知件数の推移  
(平成12年・犯罪統計書より過去10年間の認知件数を用いて作成)

### 4.2 高知県(市町村別)における窃盗犯の状況

刑法犯の中でも、罪種別によると最も多いのは窃盗である。そこで、高知県における窃盗犯のみを対象を絞り込み、犯罪率を求め、その結果を分かりやすくするため地図に色分けをし、そこから何が言えるのか考察してみる。窃盗犯の犯罪率(千分比)は、平成10年から平成13年までを求めているが、今回、地図に色分けをしているのは、最新のデータ平成13年のみである。犯罪率の算式は、第2章(2.3.1)を参照。

以下は、求めた結果(表4-3・表4-4)である。

表4-3 平成10年～平成13年の市町村別における窃盗犯の犯罪率

年次 市町村別	平成10年			平成11年			平成12年		
	認知件数	人口	犯罪率	認知件数	人口	犯罪率	認知件数	人口	犯罪率
高知市	6,859	322,586	21.26	6,568	323,342	20.31	7,128	323,791	22.01
室戸市	191	21,683	8.81	211	21,311	9.90	216	20,917	10.33
安芸市	211	22,518	9.37	179	22,351	8.01	306	22,179	13.80
南国市	537	48,710	11.02	565	49,273	11.47	688	49,676	13.85
土佐市	366	31,451	11.64	205	31,303	6.55	273	31,166	8.76
須崎市	329	28,483	11.55	278	28,232	9.85	301	27,971	10.76
中村市	355	35,441	10.02	294	35,463	8.29	335	35,259	9.50
宿毛市	235	25,440	9.24	248	25,450	9.74	226	25,449	8.88
土佐清水市	110	19,952	5.51	134	19,693	6.80	131	19,428	6.74
東洋町	48	3,981	12.06	29	3,927	7.38	31	3,916	7.92
奈半利町	27	4,299	6.28	31	4,267	7.27	53	4,190	12.65
田野町	30	3,586	8.37	26	3,527	7.37	64	3,500	18.29
安田町	22	3,873	5.68	38	3,870	9.82	37	3,775	9.80
北川村	5	1,671	2.99	10	1,659	6.03	20	1,673	11.95
馬路村	6	1,273	4.71	3	1,265	2.37	6	1,274	4.71
芸西村	34	4,429	7.68	36	4,415	8.15	36	4,384	8.21
赤岡町	32	3,600	8.89	36	3,552	10.14	24	3,560	6.74
香我美町	36	6,400	5.63	55	6,396	8.60	46	6,418	7.17
土佐山田町	249	22,073	11.28	169	21,974	7.69	286	22,013	12.99
野市町	161	16,251	9.91	175	16,438	10.65	154	16,639	9.26
夜須町	44	4,607	9.55	46	4,580	10.04	49	4,528	10.82
香北町	21	5,814	3.61	36	5,810	6.20	37	5,789	6.39
吉川村	30	2,165	13.86	46	2,127	21.63	29	2,104	13.78
物部村	27	3,467	7.79	42	3,380	12.43	18	3,319	5.42
本山町	21	4,704	4.46	27	4,641	5.82	22	4,618	4.76
大豊町	34	6,895	4.93	25	6,776	3.69	26	6,650	3.91
鏡村	10	1,735	5.76	11	1,729	6.36	11	1,743	6.31
土佐山村	13	1,339	9.71	8	1,352	5.92	0	1,332	0
土佐町	23	5,358	4.29	28	5,255	5.33	41	5,194	7.89
大川村	0	627	0	1	619	1.62	0	585	0
本川村	6	878	6.83	5	854	5.85	16	823	19.44
伊野町	203	25,758	7.88	186	25,574	7.27	256	25,410	10.07
池川町	19	2,558	7.43	12	2,566	4.68	17	2,505	6.79
春野町	110	15,715	7.00	118	15,787	7.47	116	15,962	7.27
吾川村	9	3,433	2.62	4	3,386	1.18	11	3,329	3.30
吾北村	9	3,804	2.37	27	3,724	7.25	30	3,684	8.14
中土佐町	43	7,701	5.58	53	7,638	6.94	53	7,528	7.04
佐川町	113	15,246	7.41	99	15,187	6.52	141	15,168	9.30
越知町	40	7,799	5.13	45	7,738	5.82	62	7,658	8.10
窪川町	117	15,622	7.49	81	15,496	5.23	138	25,342	5.45
檮原町	11	4,649	2.37	33	4,629	7.13	24	4,612	5.20
大野見村	5	1,848	2.71	3	1,850	1.62	3	1,800	1.67
東津野村	12	3,017	3.98	17	2,973	5.72	33	2,966	11.13
葉山村	14	4,745	2.95	13	4,689	2.77	17	4,640	3.66
仁淀村	5	2,806	1.78	1	2,791	0.36	3	2,744	1.09
日高村	51	6,311	8.08	56	6,289	8.90	49	6,340	7.73
佐賀町	25	4,663	5.36	10	4,596	2.18	31	4,525	6.85
大正町	13	3,590	3.62	16	3,546	4.51	16	3,515	4.55
大方町	41	10,657	3.85	69	10,579	6.52	73	10,493	6.96
大月町	16	7,625	2.10	28	7,503	3.73	51	7,415	6.88
十和村	10	3,927	2.55	6	3,863	1.55	14	3,826	3.66
西土佐村	8	4,062	1.97	16	4,001	4.00	8	3,979	2.01
三原村	10	1,987	5.03	13	1,963	6.62	8	1,948	4.11

注：1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2) 犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成10年～平成12年3月31日現在まで人口による。

表4-3・表4-4から読み取れることは、平成10年～平成13年の市町村別における窃盗犯の犯罪率の年間通して、最も犯罪率が高いのは高知市で、最も犯罪率が低いのは、葉山村である。

表 4 - 4 平成 13 年の市町村別における窃盗犯の犯罪率

市町村別	平成 13年		
	認知件数	人口	犯罪率
高知市	7,129	325,320	21.91
室戸市	276	20,614	13.39
安芸市	215	22,021	9.76
南国市	804	50,005	16.08
土佐市	291	31,034	9.38
須崎市	271	27,735	9.77
中村市	329	34,926	9.42
宿毛市	245	25,212	9.72
土佐清水市	101	19,228	5.25
東洋町	41	3,857	10.63
奈半利町	31	4,137	7.49
田野町	47	3,465	13.56
安田町	17	3,689	4.61
北川村	11	1,647	6.68
馬路村	6	1,272	4.72
芸西村	28	4,341	6.45
赤岡町	67	3,573	18.75
香我美町	44	6,431	6.84
土佐山田町	270	21,855	12.35
野市町	156	16,909	9.23
夜須町	43	4,506	9.54
香北町	37	5,758	6.43
吉川村	17	2,093	8.12
物部村	15	3,238	4.63
本山町	18	4,560	3.95
大豊町	26	6,525	3.98
鏡村	6	1,748	3.43
土佐山村	7	1,313	5.33
土佐町	19	5,119	3.71
大川村	5	577	8.67
本川村	13	800	16.25
伊野町	218	25,170	8.66
池川町	15	2,460	6.10
春野町	154	16,101	9.56
吾川村	16	3,291	4.86
吾北村	22	3,656	6.02
中土佐町	22	7,483	2.94
佐川町	150	15,114	9.92
越知町	40	7,544	5.30
窪川町	73	15,152	4.82
檮原町	20	4,550	4.40
大野見村	7	1,788	3.91
東津野村	7	2,943	2.38
葉山村	13	4,618	2.82
仁淀村	14	2,696	5.19
日高村	46	6,344	7.25
佐賀町	18	4,468	4.03
大正町	11	3,505	3.14
大方町	72	10,501	6.86
大月町	7	7,346	0.95
十和村	28	3,760	7.45
西土佐村	14	3,942	3.55
三原村	5	1,929	2.59

注：1）犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2）犯罪率算出に用いた人口は、住基人口記載の平成 13 年 3 月 31 日現在までの人口による。

下の図4-2は、平成13年・窃盗犯の犯罪率を地図上に色分けをしたものである。

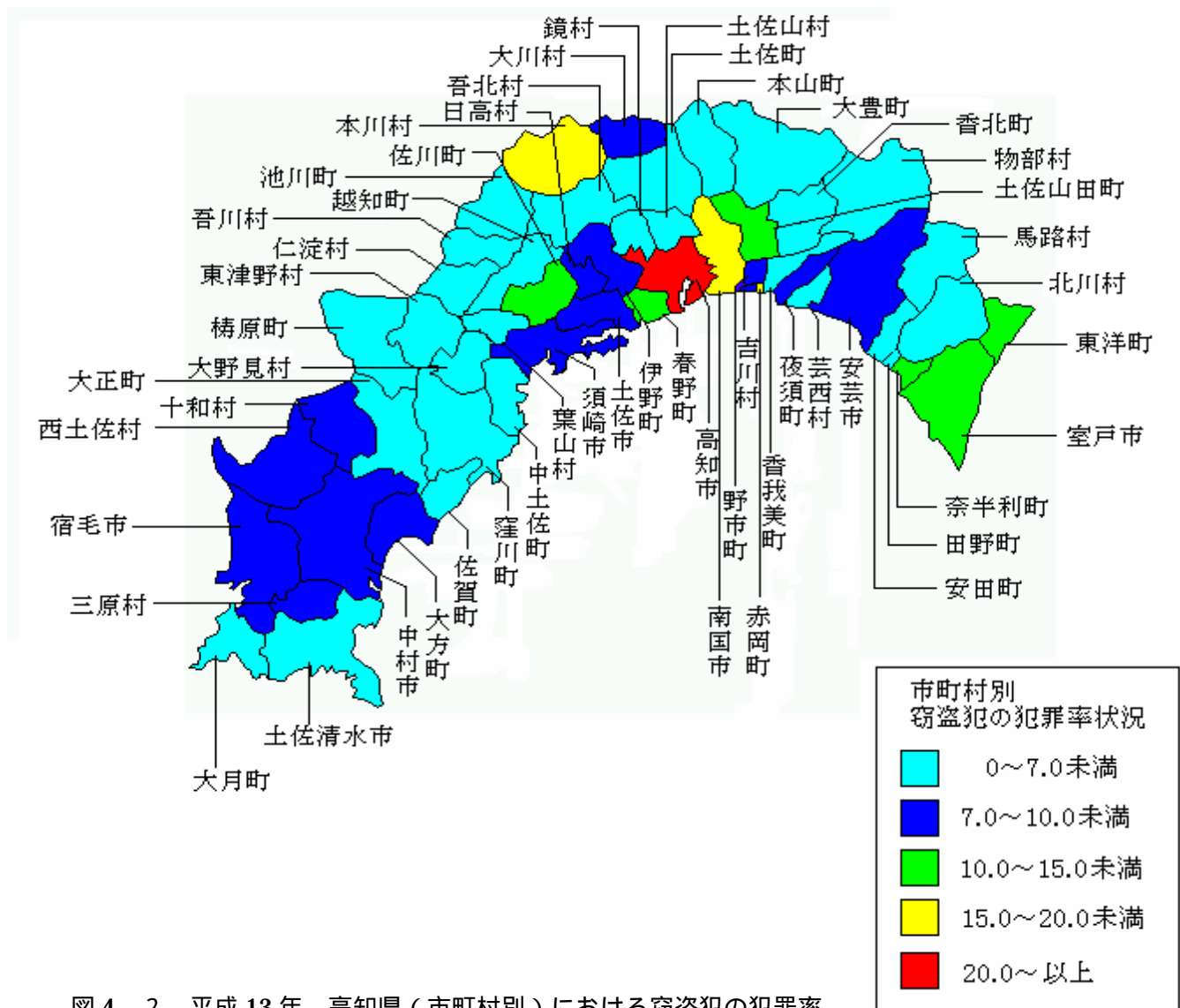


図4-2 平成13年 高知県(市町村別)における窃盗犯の犯罪率

色分けをするとすぐ窃盗犯の犯罪率がどの程度あるのかがよく分かる。高知県全体を見ると、水色で示した犯罪率0~7.0未満がよく目立っている。次いで青色で示した犯罪率7.0~10.0未満の地域が西部地方の宿毛市、西土佐村、中村市、大方町、十和村、三原村となっている。次いで、高知市周辺の西方向にかけて葉山村、須崎市、土佐市、伊野町である。このほか、山間部にあたる大川村等となっている。黄色で示した犯罪率15.0~20.0未満と高くなっている地域は、野市町と本川村のみである。最も犯罪率が高い赤色で示した20.0以上の地域は、人口が多い高知市のみである。

このことから、人口が多い地域ほど犯罪率が高くなるということでもなく逆に人口が少なくても犯罪率は高くなることもありえる。そして、高知市周辺において犯罪率が高くなっており、それとともに広がっている。また、東部方面が再び犯罪率が高くなっている傾向が伺える。また、高知県（市町村別）は水色で示した地域が多いことが見られたので治安が良い地域が数多く存在する。それらの地域のうち犯罪率が最も低かった大月町は（平成 13 年）特に治安が良いということが言える。

### 4.3 高知市内における各地域の窃盗犯の犯罪率

窃盗犯の犯罪率について最も高かったのは高知市であった。そこで、さらに的を絞って高知市内における各地域のより詳細な窃盗犯の犯罪率を分析してみた（平成 13 年）結果から考察をしてみる。

なお、窃盗犯の犯罪率を知るために事前に高知県警察本部にて特別に情報公開させてもらった交番・駐在所単位別の窃盗（認知）件数と所別地区の人口を用いて犯罪率（千分比）を求め、さらに図 4 - 2 同様に地図上に色分けしている。犯罪率の算式は、2 章 2.3（2.3.1）を参照。

以下、高知市内における各地域の所別地区についてそれぞれ述べてみる。

高知市内には、交番 18 箇所（駅前・帯屋町・上町・旭・山ノ端・はりまや・中央公園・下知・一宮・高須・秦泉寺・初月・南署・梅ノ辻・長浜・三里・朝倉・鴨田）と駐在所 8 箇所（五台山・塚ノ原・桂浜・西分・諸木・小石木・介良・大津）合わせて 26 箇所が点在している。では、犯罪率を求めた結果を見てみよう。

下の表 4 - 5 は、高知市内（交番駐在所別）の窃盗件数、所別地区の人口及び犯罪率の結果とあわせて世帯数を表したものである。

表 4 - 5 高知市内（交番駐在所別）の犯罪率結果

所別地区	交番駐在所名	窃盗件数	総件数	人口	犯罪率	総犯罪率	世帯数
高知市街	駅前	891	3305	21,567	41.31	46.43	10,196
	帯屋町	432		4,023	107.38		2,266
	上町	194		6,496	29.86		2,782
	旭	343		11,635	29.48		5,169
	山ノ端	212		8,969	23.64		4,142
	はりまや	387		6,407	60.40		2,894
	下知	265		10,682	24.81		5,307
	中央公園	581		1,397	415.89		821
五台山	五台山	51	51	3,148	16.20	16.20	1,123
一宮	一宮	389	389	26,351	14.76	14.76	10,657
高須	高須	252	252	13,760	18.31	18.31	6,072
介良	介良	154	154	24,677	6.24	6.24	4,805
秦泉寺	秦泉寺	319	319	18,539	17.21	17.21	7,792
初月	初月	289	289	24,188	11.95	11.95	9,259
塚ノ原	塚ノ原	71	71	7,914	8.97	8.97	2,724
梅ノ辻	南署・梅ノ辻	532	532	29,011	18.34	18.34	13,677
三里	三里	202	202	13,666	14.78	14.78	5,165
桂浜	桂浜	15	15	1,310	11.45	11.45	516
長浜	長浜	260	260	26,397	9.85	9.85	9,590
大津	大津	185	185	11,240	16.46	16.46	4,448
朝倉	朝倉	625	625	27,734	22.54	22.54	12,260
西分	西分	40	40	2,821	14.18	14.18	947
諸木	諸木	48	48	5,361	8.95	8.95	1,759
鴨田	鴨田	357	357	33,150	10.77	10.77	13,372
小石木	小石木	123	123	2,719	45.24	45.24	1,322

注： 1 ) 犯罪率は、人口 1,000 人当たりの認知件数である。

2 ) 犯罪率算出に用いた所別地区の人口は、総務庁統計局「国勢調査報告」平成 12 年 10 月 1 日現在までの人口によるものである。

3 ) 世帯数は、総務庁統計局「国勢調査報告」平成 12 年によるものである。

4 ) 窃盗件数に用いた件数データは平成 13 年のもので、添付資料 1（交番・駐在所別の認知件数）を参照。

5 ) 所別地区は、添付資料 2 を参照。



続いて上記の表 4 - 5 の犯罪率の結果をまとめて地図に色分けをしたものが、図 4 - 3 高知市内の所別地区の犯罪率状況である。なお、犯罪率は総犯罪率を用いて色分け区分してある。

### 高知市内の地図

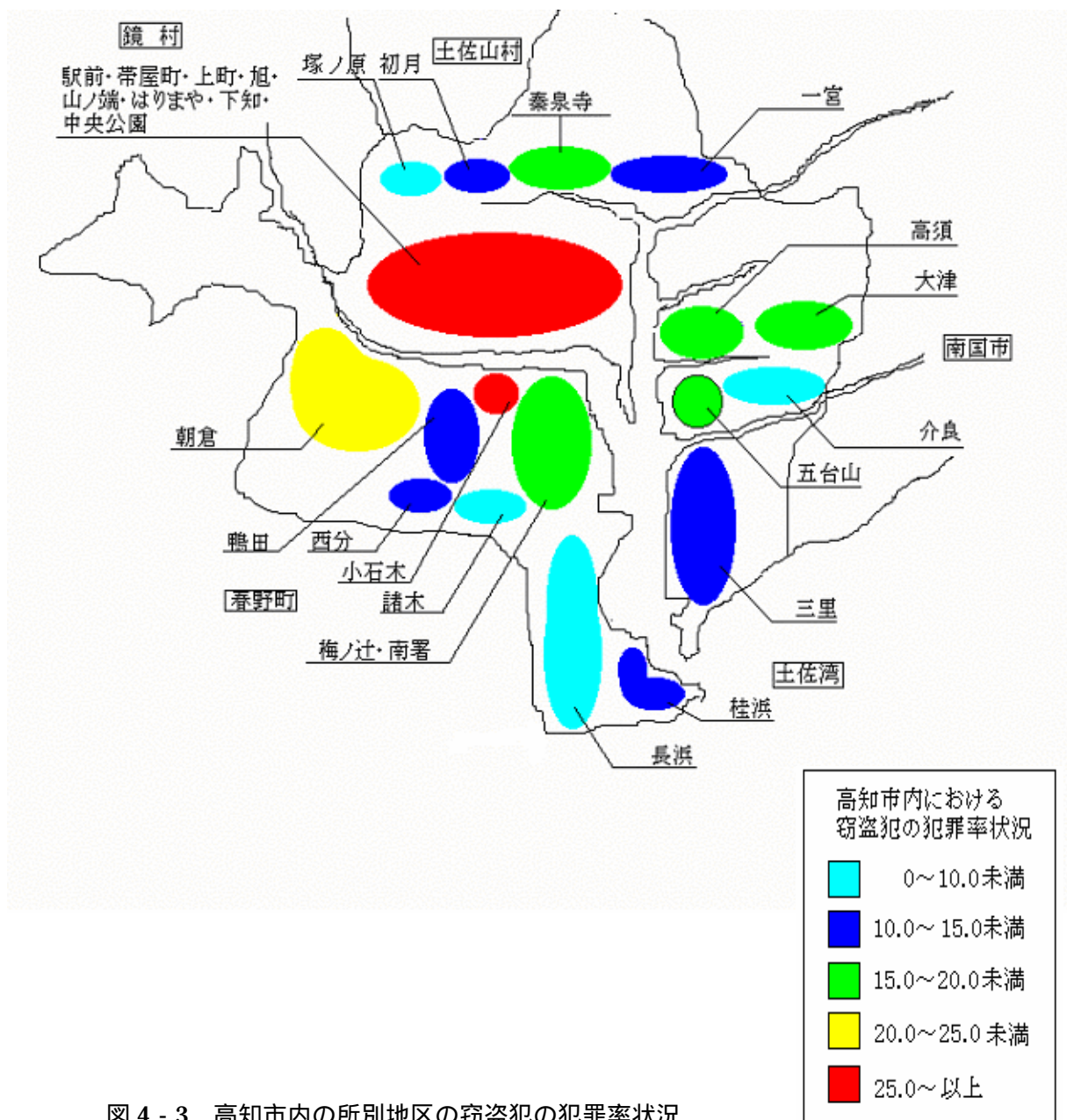


図 4 - 3 高知市内の所別地区の窃盗犯の犯罪率状況

色分け区分をした高知市内の交番駐在所（所別地区）における平成13年の窃盗犯の犯罪率について見ると、赤色で示した犯罪率25.0以上は、高知市街の地区と小石木地区が極めて高いということが分かる。次いで、黄色で示した犯罪率20.0～25.0未満は、朝倉地区のみである。

また、高知市街から離れば離れるほど犯罪率が必ずしも低くなるというわけでもなく、地区によっては、緑色で示した犯罪率15.0～20.0が点在するのである。そして、高知市街周辺を取り囲むように海岸沿いから、水色で示した犯罪率0～10.0未満と青色で示した犯罪率10.0～15.0未満が数多く見られる。水色で示した地区は、塚ノ原・諸木・長浜・介良の4地区となっており、青色で示した地区は、西部・鴨田・桂浜・三里・初月・一宮の6地区となっている。

このうち、表4-5から読み取れるように、犯罪率が最も低いのは介良地区のみである。したがって、高知市内で唯一犯罪が少ない地区の1つであろうと思われる。なぜ、介良地区だけが犯罪率が低いのか。これについては、5章からその他の地区と比較して述べてみる。

#### 4.4 所別地区の人口と犯罪率の関係

犯罪は意図して人口と関係してくるのが一般的であろうと思われる、人口がいなければ当然、起きないはずである。そこで、表4-5の所別地区の人口及び犯罪率の結果を用いて、所別地区の人口と犯罪率の関係を分析してみる。分析した結果が、図4-4である。

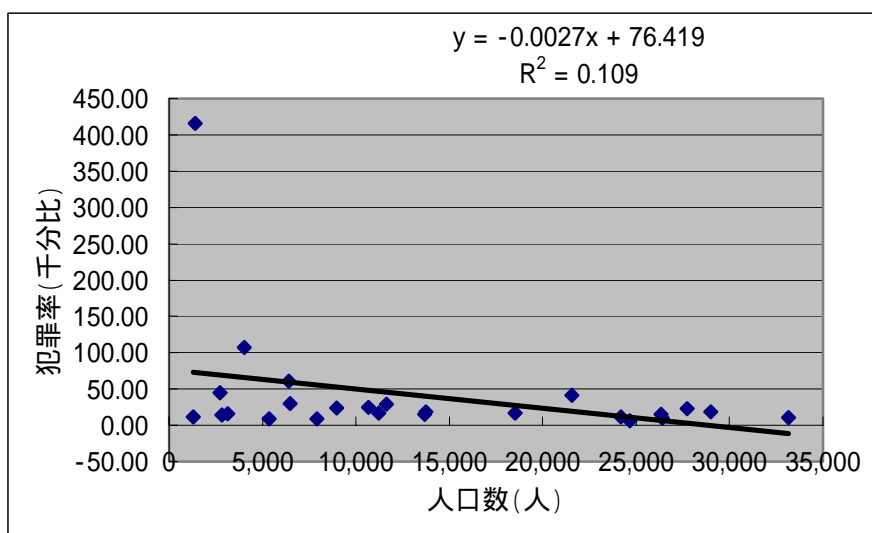


図4-4 所別地区の人口と犯罪率の相関図

所別地区の人口と犯罪率の関係を分析した結果、約33%程度の相関しか見られなかった。このことから、所別地区の人口と犯罪率の関係はあまり関係がないことが考えられる。

#### 4.5 所別地区の人口密度と犯罪率の関係

所別地区の人口と犯罪率の関係には相関が見られなかったため、次に所別地区の人口密度で犯罪率との関係を分析してみることにした。分析に用いた表4-6であり、分析結果が図4-5である。

表4-6 人口密度と犯罪率

所別地区	交番駐在所名	人口	面積(k㎡)	人口密度(k㎡)	人口密度(k㎡)	犯罪率
高知市街	駅前	21,567	3.98	5413	5591	46.43
	帯屋町	4,023	1.18	3401		
	上町	6,496	0.86	7571		
	旭	11,635	2.17	5364		
	山ノ端	8,969	1.28	7029		
	はりまや	6,407	0.97	6592		
	下知	10,682	2.04	5241		
	中央公園	1,397	0.25	5566		
五台山	五台山	3,148	5.55	568	568	16.20
一宮	一宮	26,351	14.69	1794	1794	14.76
高須	高須	13,760	3.72	3701	3701	18.31
介良	介良	24,677	5.22	4726	4726	6.24
秦泉寺	秦泉寺	18,539	18.55	1000	1000	17.21
初月	初月	24,188	11.08	2184	2184	11.95
塚ノ原	塚ノ原	7,914	3.10	2550	2550	8.97
梅ノ辻	南署・梅ノ辻	29,011	6.93	4189	4189	18.34
三里	三里	13,666	9.65	1417	1417	14.78
桂浜	桂浜	1,310	0.96	1363	1363	11.45
長浜	長浜	26,397	12.01	2199	2199	9.85
大津	大津	11,240	4.85	2316	2316	16.46
朝倉	朝倉	27,734	24.49	1133	1133	22.54
西分	西分	2,821	14.43	195	195	14.18
諸木	諸木	5,361	7.23	741	741	8.95
鴨田	鴨田	33,150	7.94	4175	4175	10.77
小石木	小石木	2,719	1.59	1711	1711	45.24

注：1) 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2) 犯罪率算出に用いた所別地区の人口は、総務庁統計局「国勢調査報告」

平成12年10月1日現在までの人口によるものである。

3) 面積は、高知市町名一覧表(パンフレット)によるものである。

4) 人口密度は、3)を用いて計算したものである。

5) 窃盗件数に用いた件数データは平成13年のもので、添付資料1(交番・駐在所別の認知件数)を参照。

6) 所別地区は、添付資料2を参照。

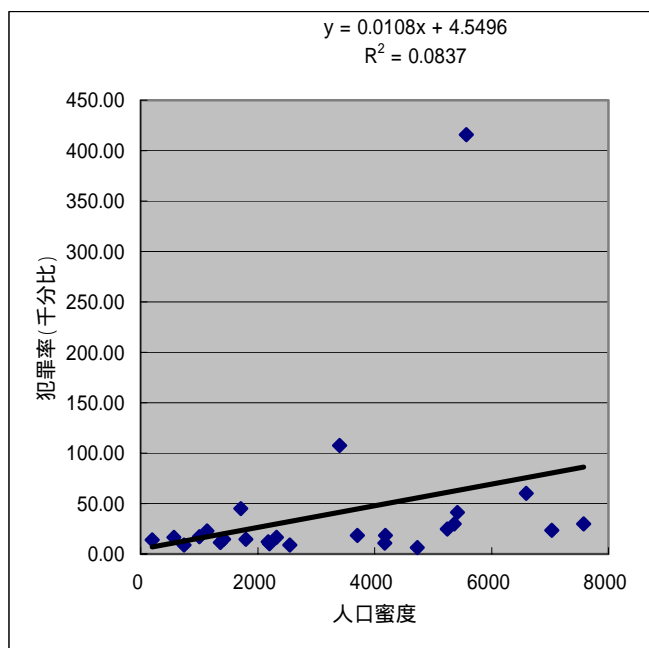


図 4 - 5 人口密度と犯罪率の関係

人口密度と犯罪率の関係を分析してみた結果の図 4 - 5 を見ると、約 28% と相関が低く殆どないことが分かる。

このことから、人口密度が高くなるとも、犯罪率にはあまり関係がないことが考えられる。

#### 4.6 世帯数の密度と犯罪率の関係

所別地区の人口と犯罪率の関係や人口密度と犯罪率の関係を分析してきたが、相関があまり見られなかった。では、一体何が関係してくるのだろうか。窃盗犯の立場になって考えてみると、窃盗する対象物がなければ窃盗はしないと思われる。

そこで、窃盗する対象を考えた場合、人口ではなく住宅の数に関係があるのではないかと想定してみると、世帯数の密度と犯罪率の関係が考えられる。では、再び先ほどの表 4 - 5 の世帯数を用いて、世帯数の密度と犯罪率に相関があるのか分析してみることにした。以下は分析に用いた表 4 - 6 と分析結果を表した図 4 - 6 である。

表 4 - 6 世帯数の密度と犯罪率の関係

所別地区	交番駐在所名	世帯数	面積(km <sup>2</sup> )	世帯/Km <sup>2</sup>	犯罪率
高知市街	駅前	10196	3.98	2638	46.43
	帯屋町	2266	1.18		
	上町	2782	0.86		
	旭	5169	2.17		
	山ノ端	4142	1.28		
	はりまや	2894	0.97		
	下知	5307	2.04		
	中央公園	821	0.25		
五台山	五台山	1123	5.55	203	16.20
一宮	一宮	10657	14.69	726	14.76
高須	高須	6072	3.72	1633	18.31
介良	介良	4805	5.22	920	6.24
秦泉寺	秦泉寺	7792	18.55	420	17.21
初月	初月	9259	11.08	836	11.95
	塚ノ原	2724	3.10	878	8.97
梅ノ辻	南署・梅ノ辻	13677	6.93	1975	18.34
三里	三里	5165	9.65	535	14.78
桂浜	桂浜	516	0.96	537	11.45
長浜	長浜	9590	12.01	799	9.85
大津	大津	4448	4.85	917	16.46
朝倉	朝倉	12260	24.49	501	22.54
鴨田	西分	947	14.43	66	14.18
	諸木	1759	7.23	243	8.95
	鴨田	13372	7.94	1684	10.77
	小石木	1322	1.59	832	45.24

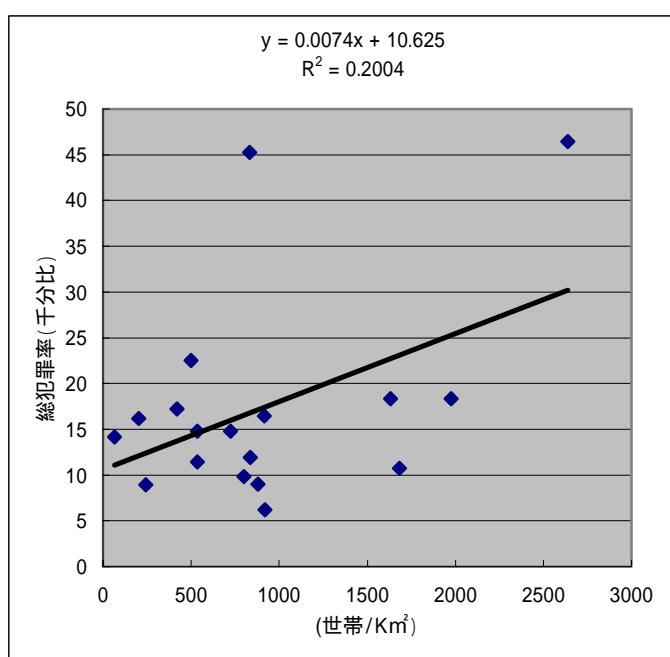


図 4 - 6 世帯数の密度と犯罪率の相関図

図 4 - 6 を見ると、世帯数の密度（世帯数/Km<sup>2</sup>）と犯罪率の関係は約 45%の相関が見られた。

これは、介良地区のように世帯数の密度が高いにも関わらず犯罪率が著しく低い地区が混在しているからだと考えられる。

また、同程度の他地区に比べてかなり犯罪率が低い介良地区のような地区が、他地域とどう異なっているのか、現地踏査等によって地区の特徴を把握する。

#### 4.7 飼い犬の数と犯罪率の関係

次に一般的に住宅等において防犯に関連すると思われる事柄として、番犬（飼い犬の数）がある。そこで、飼い犬の数と犯罪率には相関があるのかどうか分析してみる。分析した結果が、表 4 - 8 と図 4 - 11 である。

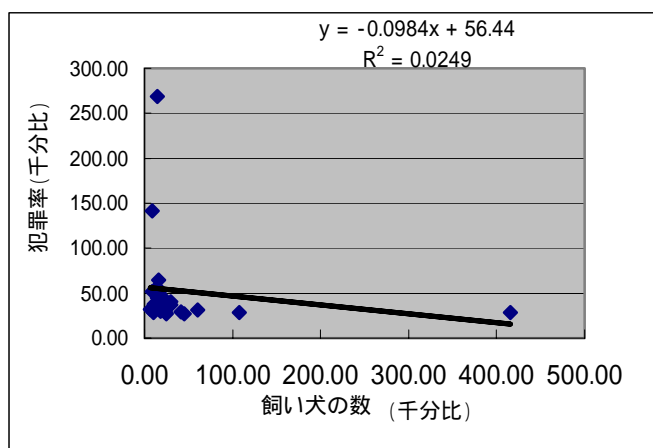
表 4 - 8 平成 13 年 地区ごとの犯罪率と飼い犬の数の関係

所別地区	交番駐在所名	犬の登録数	飼い犬の割合	犯罪率
高知市街	駅前	627	29.07	41.31
	帯屋町	114	28.34	107.38
	上町	239	36.79	29.86
	旭	472	40.57	29.48
	山ノ端	258	28.77	23.64
	はりまや	199	31.06	60.40
	下知	287	26.87	24.81
	中央公園	40	28.63	415.89
五台山	五台山	204	64.80	16.20
一宮	一宮	1,178	44.70	14.76
高須	高須	410	29.80	18.31
介良	介良	784	31.77	6.24
秦泉寺	秦泉寺	972	52.43	17.21
初月	初月	1,301	53.79	11.95
塚ノ原	塚ノ原	408	51.55	8.97
梅ノ辻	南署・梅ノ辻	884	30.47	18.34
三里	三里	764	55.91	14.78
桂浜	桂浜	67	51.15	11.45
長浜	長浜	758	28.72	9.85
大津	大津	554	49.29	16.46
朝倉	朝倉	1,204	43.41	22.54
西分	西分	758	268.70	14.18
諸木	諸木	758	141.39	8.95
鴨田	鴨田	1,244	37.53	10.77
小石木	小石木	74	27.22	45.24

注：1）犬の数は、平成 14 年の高知市保健所の登録数による。

2）犬の割合は、人口 1,000 人（千分比）で求めている。

3）西部・諸木地区は、長浜地区に含まれるため犬の登録数は同じである。



飼い犬の数と犯罪率の関係を分析した結果、図 4 - 11 を見ると、飼い犬の数と犯罪率の相関は、約 14%で殆どない。

そして、飼い犬の数が増加しても、犯罪率には影響がないことを表している。このことから、飼い犬は犯罪率には殆ど相関がないという事が言える。

図 4 - 11 飼い犬の数と犯罪率の相関図

## 第5章 現地踏査から見た様々な考察

### 5.1 夜間の明るさは窃盗件数（犯）と関係があるのか

4章4.3の窃盗犯の犯罪率を色分けした地域において、水色で示した地区は、塚ノ原・諸木・長浜・介良の4地区あり、青色で示した地区は、西部・鴨田・桂浜・三里・初月・一宮の6地区となっていた。この地区のうち、介良地区は唯一犯罪率が低かった。そこで、介良地区と青色で示した6地区の中から例えとして1地区選定し、防犯に関連すると思われる事柄を取り上げて、両地区にある団地の安全性を比較し、様々な考察を試みる。6地区の中から選定した地区は、一宮地区としてみる。それでは、夜間の明るさによって窃盗件数に関係してくるのかを知るため、実際に現地踏査を行い、それぞれの団地を防犯面の視点から捉えた場合どうであるのか、団地の防犯診断書となるものを作成し、調査をしている。と同時に、その地区の団地にある防犯灯の数（電球のワット数）をかぞえ、設置間隔や道路幅を測っている。これらの調査した結果の数値を用いて、照度計算を行い、明るさと窃盗件数に関係があるのかどうか、考察してみる。それでは、まず照明と犯罪の関係や防犯灯の種類の特徴等から順次述べていくことにする。

### 5.2 照明と犯罪の関係

私達が今日でもこれから将来に渡っても望むものは、住宅にしる、路上にしる、公園、駐車場等にしても、まず安全であることではなければならない。また、家族、財産、自分自身含めその他全てにも当てはまることでもあろう。当然、夜間における夜道の安全と安心の防犯について考えたならば、適切な照明の明るさが必要不可欠であると言える。それによって安全が保障されることもありえる。しかし、照明そのものが安全を保障してくれるという根拠がある訳ではない。なぜなら、例えば、「照明がある明るい街と照明のあまりない暗い街とどっちの方が犯罪が多いだろうか」と質問をした場合、多くの人は、「照明のない暗い街の方が断然犯罪が多いに決まっている」という答えが返ってくるに違いない。だが時に、理屈をよくこねるような人は、「それは違う。照明のある明るい街の方だ」と答えるのかもしれない。それもそのはず、明かりが多ければ多いほど、人も集まりやすく犯罪も増えるということを前提としておそく考えるとしたら、照明と犯罪の正の相関関係を導き出してしまうということがあるから。しかし、私はそう考えない。やはり、照明のあまりない街の方が犯罪が多いと考えるからだ。照明と犯罪の関係について明確な主張はなかなかできるわけでもないが、少なくとも、照明が明るいとは犯罪企図者にとっては犯罪をするという行為自体に抵抗が生ずる事が言えるのではないか。それを証明せよと言われるとかなり奥深い分野まで手を広げなくてはならないので、時間の都合上無理に等しいが、照明の設置は、明るさによって犯罪が減少するということが考えられるのである。

参照：第6章6.5(3)夜間による照明と侵入盗犯

## (1) 照明に関する事項<目的>

屋外照明とは、屋根や天井のない開かれた場所に取り付ける照明である。屋外照明の目的は、その場所の性質、周辺の照明環境に応じて夜間、

- (1) 通行・歩行・交通・作業などの安全性や確実性を確保する
- (2) 犯罪を防止する
- (3) 安心感のある快適な視環境を整える
- (4) 楽しく華やかな視環境を造る

ことなどがある。

屋外照明を設ける場合に大切なことは、その場所の照明環境や自然環境に十分な注意を払い、それらをできるだけ損なわないように照明を計画することである。なぜなら、例えば、照明が明るすぎると眩しく、前方に何があるのか認識できなくなるし、樹木や建物の後部に強い影を作るおそれがあり、犯罪者達が隠れる暗い場所を作り出す可能性がある。言い換えれば、犯罪者を導きさえするし、照明の明かり自体が犯罪者の手助けをする、あるいは、手伝いをしているということになる。このことから、本来なら安全や安心感を与えてくれる照明が逆に安全を危うくすることにもなりかねないので、照明を設置するときは十分に考慮しなければならないのである。

また、人々が頻繁に通行するような場所や資材や機器を屋外で保管するような場所では、夜間の歩行、通行のための最低限度の安全性を確保することが主要な目的となる、と同時に路上犯罪や窃盗、公共物の破損やらくがき等の防止をすることが目的になる。街路、公園、自動車道路、あるいは屋外の建設作業などの照明は、その交通状況や作業状況に応じて、安全でなければならない。そして、容易に「もの」が見えるといった快適な視環境を造ることが目的となる。さらに、商店街、広場、交通の発着場、スポーツ施設、文化プラザなどの照明では、これらの場所で人々がより快適に楽しむことができるようにすることが目的となる。従って照明は、目的とその場に応じた環境に合うよう適切な考え方で設けることが非常に大切である。

## (2) 照明条件の確保

照明の目的を達成するためには、最低限ものが容易に見えることができなければならない。言わば、視覚が必要とする最低の照明レベルを確保しなければならないということになる。たとえ照明があっても明るさが十分でなければ安心とはいえない。だから、照明が周辺環境や天空の環境にも損なわないよう、光が漏れないようにすることが重要である。

また、歩行者のための一般的な照明は、街路、公園、駅前広場、商店街などに設けられるため、必要な照度は、日本工業規格（JIS）、照明学会基準などに定められているほか、国際照明委員会（CIE）による国際的な推奨価値が定められている。

参考として、日本工業規格（JIS）で定められている照度の基準を示しておく。



表 5 - 1 通路、広場、公園の照度基準値

場 所		照 度 lx
通路（地上）	アーケード、商店街（繁華）*1	200～750
	アーケード、商店街（一般）*1	100～300
	商店街（繁華）	30～100
	商店街（一般）	10～50
	市街地	5～30
	住宅地	1～10
交通関係広場	駅前広場、空港広場（交通量大）	10～75
	駅前広場（一般）	2～30
公 園	主な場所	5～30
	その他の場所	1～10

\*1深夜には、1/10～1/20の照度の残置燈を設置する。

備考：1.本表は、主として歩行者のための公共施設について規定したものである。

2.主として自動車交通を対象にした照明については、下記の基準による。

（イ）車交通の用に供する道路は、JIS Z9111（道路照明基準）

（ロ）自動車交通の用に供するトンネルは、JIS Z9116（トンネル照度基準）

（ハ）横断歩道は、JIS Z9114（横断歩道照明基準）

3.通路には階段を含む。

出典：JIS Z9110-1979 付表9より

表 5 - 1 の規格は、通路・広場・公園以外の分野も含め、事務室、工場からほとんどあらゆる照明分野の基礎的な照度基準値を規定しているため、照度の値はあらゆる条件に適用できるよう範囲（例：5～10ルクス）で示されている。

これに対して、（社）日本防犯設備協会による街路などの使用状況（夜間における歩行者交通の多少）に応じた安全上必要な照度の値を規定している。また、全国防犯協会連合会によると、防犯灯の推奨照度については少なくとも0.5ルクス以上の鉛直面照度（水平面照度の場合、3ルクス）を確保することを推奨している。さらに、人から危害を加えられそうになった場合、危険を回避するために必要な距離は4メートルとされており、犯罪企図者は10メートル先から自分の顔が識別されることを気にするといわれている。

参考に表 5 - 2、表 5 - 3 に示しておく。

\* 水平面照度：道路面上の明るさを表す。

鉛直面照度：路面から1.5mの高さの明るさを表す。

表 5 - 2 観測距離と必要照度

観測距離	人の見え方	必要な明るさ(鉛直面照度)
4 m	顔の向きが分かる	0.5 ルクス
	目・口・鼻の位置がわかる	1.0 ルクス
	誰であるか分かる	1.8 ルクス
10m	顔の向きが分かる	1.5 ルクス
	目・口・鼻の位置がわかる	2.1 ルクス
	誰であるかが分かる	5.0 ルクス

出典：「防犯照明ガイド」平成 8 年 9 月 (社)日本防犯設備協会

表 5 - 3 防犯灯の推奨照度

クラス	水平面照度 (平均値)	鉛直面照度 (最小値)	照明の効果
A	5 ルクス	1 ルクス	4 m 先の歩行者の顔の概要が識別できる。
B	3 ルクス	0.5 ルクス	4 m 先の歩行者の挙動や姿勢などが分かる。

出典：「防犯照明ガイド」平成 8 年 9 月 (社)日本防犯設備協会

### 5.3 防犯灯の種類と特徴

主な防犯灯の種類と特徴、色の見え方は、次の通りである。

#### 蛍光ランプ

防犯灯として最も一般的に使われているタイプで、光色は白色である。蛍光ランプは 20 ワットであり、ランプの価格、電気料金はともに安価である。また、照明器具がコンパクトで高効率のタイプもある。ランプの目安は、2 年程度となっている。



## 蛍光水銀ランプ

蛍光ランプについて多く、一般的に主要幹線道路でよく使われている。光色は青白色である。超寿命で高出力であり、寒冷地にも向いている。ランプの交換の目安は、2年半程度である



## 5.4 一宮地区と介良地区の犯罪状況

下記は、一宮地区と介良地区の過去4年間（平成10年～平成13年）の窃盗件数<sup>1)</sup>の推移並びに、犯罪率（千分比）の発生推移を示したものである。

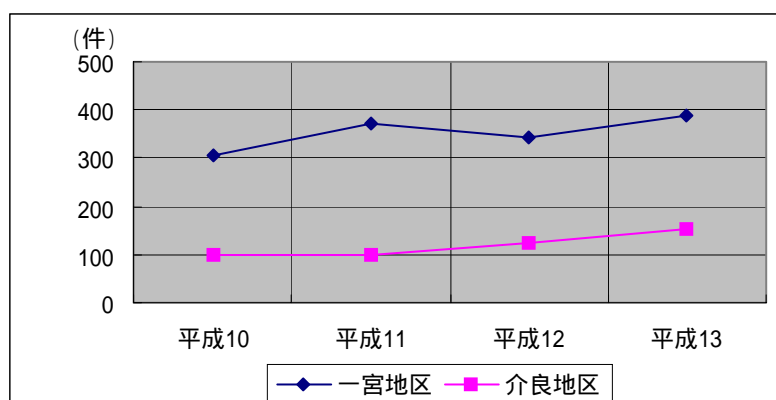
表5-4 過去4年間の窃盗件数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
一宮地区	306	371	341	389
介良地区	100	99	124	154

注意:1) 窃盗件数は交番・駐在所による。

平成14 1月～4月	
一宮地区	102
介良地区	33

参考までに平成14年1月～4月までの窃盗件数のデータも付け加えておく。



1) 件数に用いたデータは添付資料1（交番・駐在所別の認知件数）を参照。

図 5 - 1 過去 4 年間の窃盗件数と推移

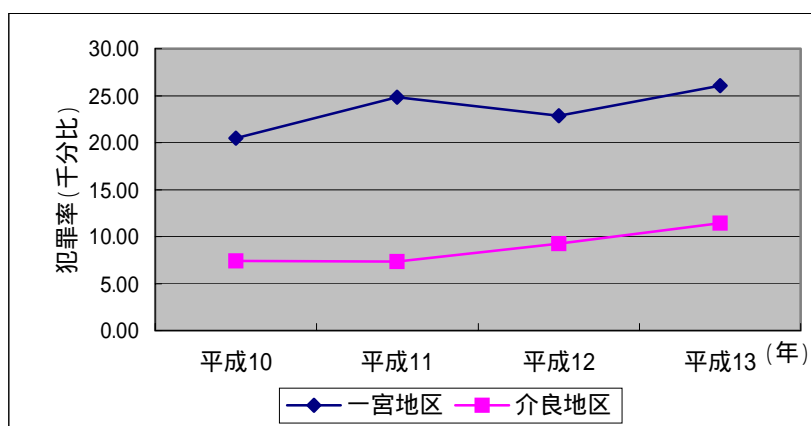


図 5 - 2 過去 4 年間・窃盗の犯罪率

表 5 - 4 と図 5 - 2 の推移とグラフの双方を照らし合わせて見ると分かるように、一宮地区は平成 12 年においては一時減少が生じたが、その後、窃盗件数が毎年増加している傾向を示している。一方、介良地区では、平成 10 年と平成 11 年を比較して見ると、僅か 1 件だけ減少しているもののその後、毎年増加している傾向が見られる。一方、窃盗の犯罪率を見ても同様のことが言える。

## 5.5 安全・安心の定義と市民意識

「安全」と「安心」という言葉は、似ているようで似ていない。実は、日本語のニュアンスが違っているのである。「安全」をある辞書で引くと、「危険がなく安心なこと、傷病などの生命にかかわる心配、物の盗難・破損などの心配がないこと、また、そのさま」とあり、例として「安全な場所で遊ぼう」「家内の安全を祈る」とある。また、別の辞書で「安全」の「安」の意味を引くと心配がない、とあり「全」の意味は備わる、そろっているとある。このことから、「安全」は、「心配がなく備わっている」ことだと定義できよう。つまり、「安全」は周辺環境(状況)を示していることだと思われる。次に、「安心」もある辞書で引くと、「心配がなく、心が落ち着いていること」とある。例として「列車で行く方が安心だ」「病気が治って安心した」とある。「安心」は例文から分かるように、心に関して用いられている言葉のようである。従って、「安心」は読んで字の如く、心が安定している、つまり、不安や心配がなく落ち着いている」と定義することができる。

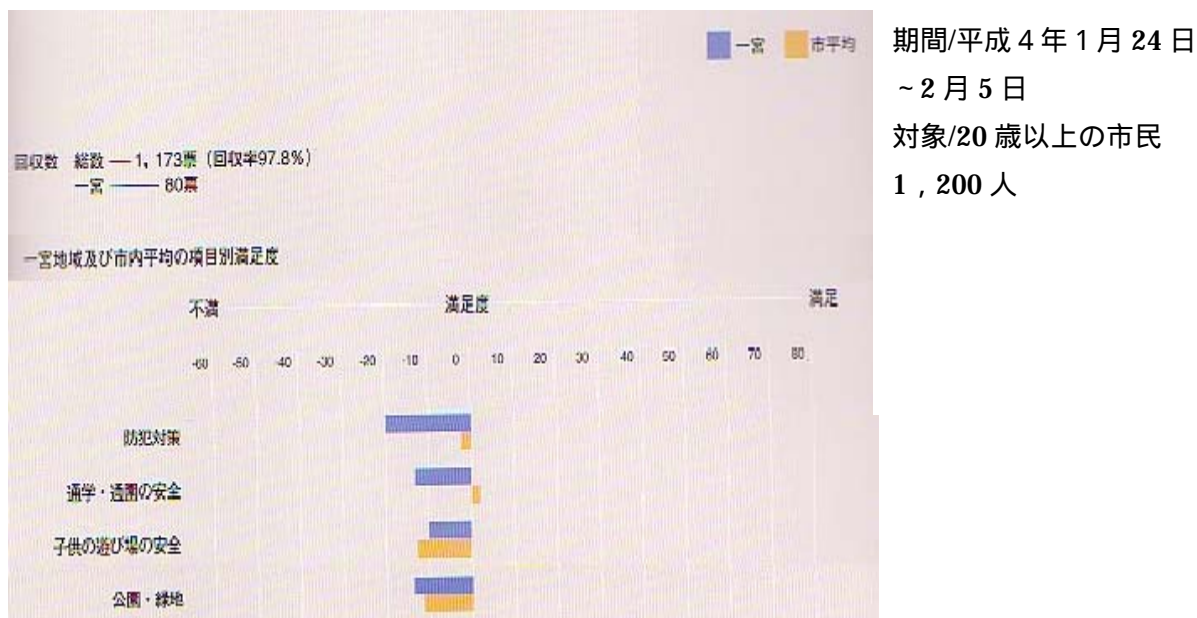
これを都市計画上で捉えると、「安全」は堤防を高くするとか、避難路をつくるとか、施設で頑張るといった意味が強く、「安心」は地域社会で異常な災害などが起きたときに、安

全な施設措置が講じられているかである<sup>1)</sup>。そうすると、「安全」と「安心」はきっても切り離せない関係と言える。なぜ、言えるのか。それは、仮に災害などには強い「安全」な構造で建てられた住宅に住んでいたとしても、周辺環境が悪く、コミュニティが育っていないようでは、「安心」して住めない、つまり、住みにくいということが考えられる。従って、「安全」と「安心」はどちらか一方が欠けてくると、もはや住みにくい環境を作ってしまうかねない。だから、「安全」と「安心」は、都市づくり、街づくりにおいて非常に重要な条件である。

次に、市民意識から見た生活環境の状況を見てみよう。下記の表5-5・表5-6は、平成4年の高知市の調査によるもので古いデータであるが、市民の意識がどうであったのかがよく分かる。そこで、これからの防犯に対する意識の参考として挙げておきたい。一宮地区と介良地区の防犯対策の意識を比較してみると、両地区ともに不満になっている。つまり、平成4年の時点でこのような意識があるという事は、現在はもっと不満度が増加しているのではないかと思われる。

なぜなら、人口増加に伴い犯罪も増加しているという事実があるからである。また、一宮地区は、通学・通勤の安全、子供の遊び場の安全、公園・緑地にしても全て満足度がマイナスを示している。一方、介良地区は、通学・通勤の安全の不満度を除いて、その他は満足度がプラスを示している。このことから、一宮地区は生活環境にあまり満足がいていなく、不満度が多い。介良地区は生活環境に一応満足しているということが考えられる。

表5-5 平成4年の市民意識調査



出典：高知市地区整備計画07 一宮・布師田

1) 伊藤 滋「市民参加の都市計画」、早稲田大学理工総研シリーズ8、1996年P.130~P.134

表 5 - 6 平成 4 年の市民意識調査



期間/平成 4 年 1 月 24 日  
 ~ 2 月 5 日  
 対象/20 歳以上の市民  
 1,200 人

出典：高知市地区整備計画 06 介良・大津

## 5.6 一宮地区と介良地区にある団地の特徴及び防犯診断結果

次に、現地踏査をふまえた双方の地区にある団地の特徴・防犯診断結果について述べてみる。

### 1. 一宮地区にある住宅団地

一宮地区にある住宅団地には、ミロク団地・緑ヶ岡団地・くれない団地・逢坂平団地・東団地・トーメン団地（トーメン東山台ニュータウン）・一宮妙見団地・ハイ谷団地・営林局団地・南鍋島団地の計 10 団地が存在する。

#### (1) ミロク団地

ミロク団地は、全体的に急斜面の道路が多く、入りくんだ道が存在する。住宅数は 139 戸建っているに対して、防犯灯の数は、12 個と少なく、電球は 20 ワットを使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置されている。器具の取り付け間隔は不規則に取り付けられている箇所があり、電柱に約 30～40 メートル間隔で設置されている。住宅地内の道路幅は 4 メートルと車両が通行するに適度である。さらに、周囲の住宅等から見晴らしがよく眺めが良い。防犯面の視点から見ると管理の行き届いていない駐車場、空き地等があり、周辺住民の利用が少ないような、草や木々が生い茂った魅力の乏しい公園があり、植栽で人目に付きにくい箇所が存在する。

## (2) 緑ヶ岡団地

緑ヶ岡団地は、住宅数が 196 戸建っているに対して、防犯灯の数は 33 個で 20 ワットの電球を使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置されている。住宅地内の道路幅が 4 メートルあり、屈折した道路と袋小路が存在する。器具の取り付け間隔はこの団地でも不規則に取り付けられている箇所が見受けられ、電柱に約 30～40 メートル間隔で設置されている。また、防犯面の視点から見ると電球が切れているなど、故障している防犯灯があり、団地の維持管理が問われる。さらに、管理の行き届いていない駐車場と空き家が数多く存在し、住宅においては、塀の上に生け垣化された美しい花々を植え込んだ鉢が見られ、その団地ならではの雰囲気をかもしだしてほのぼのする。しかし植栽で人目に付きにくい箇所が存在する。

## (3) くれない団地

くれない団地は、住宅数が 93 戸建っているに対して、規模が小さいためか、あるいは、防犯灯をつける余裕がなかったのかどうか分からないが、防犯灯の数はわずか 7 個しかなく 20 ワットの電球を使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置され、所によっては 4 メートル位置にも存在する。住宅地内の道路幅は 4 メートルと広く、器具の取り付け間隔は不規則に取り付けられている箇所が多く、電柱に約 30～40 メートル間隔で設置されている。防犯面の視点から見ると夜道は暗く、懐中電灯がないと一人歩きはままならない状態がありそう。また、袋小路の入り口の住宅があり、見通しの悪い塀や隣地との間に見通しの効かない塀や樹木が存在する。しかし、周囲の住宅等から見晴らしがよく、ゴミもなく綺麗である。

## (4) 逢坂平団地

逢坂平団地は、坂道が非常に多く住宅と住宅の間があまりなく箱に詰められたようにぎゅうぎゅう詰の団地である。しかし、狭いから良くないというわけでもなく、隣近所との親近感があって良いのかもしれない。住宅数は 163 戸建ってあるに対して、防犯灯の数が 43 個あり、20 ワットの電球が使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置されている。道幅は、狭い箇所を除くと住宅地内では 4 メートルあり、器具の取り付け間隔は不規則に取り付けられている箇所があり、電柱に約 30～40 メートル間隔で設置されている。

一方、防犯面の視点から見ると、住宅から隣の住宅へ伝って渡ることができるようで危険である。また、出入り口や窓が目の届きにくい位置にある住宅が存在し、道幅が狭く車両一台がやっと通行できるような所が見受けられる。そして、所によっては防犯灯の必要な箇所が見られる。



#### (5) 東団地

東団地はトーメン団地のすぐ北隣に隣接する団地で、大きな急斜面の坂道が非常に多く、車両の上りがきつい。一戸あたりの宅地面積が30坪くらいの住宅が数多く存在し、住宅と住宅の隙間が狭い。また、袋小路になっている住宅があり、屈折した道路や狭隘な道路が見受けられ、初めて訪れた人は道に迷ってしまう可能性が高い。住宅数は249戸建っているに対して、防犯灯の数は16個と住宅が多いわりに少なく、20ワットの電球を使用しており、地上から5メートルの位置に設置されている。器具の取り付け間隔は不規則に取り付けられている箇所があり、電柱に約30～40メートル間隔で設置されている。住宅地内の道路幅は4メートルである。防犯面の視点から見ると、死角が多く、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木があり、管理の行き届いていない駐車場がある。しかし、周囲の住宅等から見晴らしがよい。

#### (6) トーメン団地（トーメン東山台ニュータウン）

トーメン団地は、東団地と同じように急斜面の坂道が非常に多く、屈折した道路や袋小路が数多く存在し、初めて訪れた人は迷いやすい道となっている。また、住宅と住宅の間隔が広く保たれているが、角地に住宅がある所では、死角ができやすくなっている。住宅数は361戸建っていてかなり多く、宅地面積が一戸あたり60坪くらいで平均的に広く、防犯灯の数は31個しかない。また、バスが通っている。住宅地内の道路幅は、4メートルあり、器具の取り付け間隔は電柱に約30～40メートル間隔でとほぼ整っていて、20ワットの電球を使用しており、地上から5メートルの位置に設置されている。防犯面の視点から見ると、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木があり、植栽で人目に付きにくいところがある。また、管理の行き届いていない駐車場と草木が生い茂り薄暗く、周辺住民の利用が少ない公園と、広々とした明るい管理の行き届いた公園の2つが存在する。周囲の住宅等から見える景色がよく見晴らしがよい。

#### (7) 一宮妙見団地

一宮妙見団地は、坂が多く、団地の裏手が山に囲まれ、高速自動車道が通っている。住宅数は118戸建っているに対して、防犯灯の数が19個と20ワットの電球を使用しており、地上から5メートルの位置に設置されている。住宅地内の道幅は3.6メートルとやや狭く、袋小路がある。器具の取り付け間隔は、不規則に取り付けられている箇所が存在し、電柱に約30～40メートル間隔で設置されている。防犯面の視点から見ると、ブロック塀のフェンスや生け垣化になっている住宅が多く、花と緑があふれているが、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木が存在し、また、植栽で人目に付きにくいところある。そして、管理の行き届いていない空き地がある。しかし、中には警備の加入してある印を示すシールが住宅に張られているので防犯に対する意識をしていることも考えられる。

#### (8) ハイ谷団地

ハイ谷団地は、北側に山があるためちょうど団地を囲むようになっている。そのため、袋小路が数多く存在し、住宅地内の道幅も 3.6 メートルしかなく狭隘で車両の通行がしにくい。住宅数は 72 戸建っているのに対して、防犯灯の数が 17 個あり、電球は 20 ワットを使用しており、地上から 4.5 メートルの位置に設置されている。器具の取り付け間隔は、不規則に取り付けられている箇所があり、電柱に約 30～40 メートル間隔で設置されている。

一方、防犯面の視点から見ると周囲の見通しが悪く、防犯灯のない箇所が存在し、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木がある。また、ブロック塀のフェンスや生け垣化が見られ、ゴミの放置もなく綺麗な団地だが、管理の行き届いていない駐車場や空き地等が見受けられた。

#### (9) 営林局団地

営林局団地は、建物の形態や高さが整っている団地であるが、幅員の狭小な道路が多く、車両の行きがちがいにくく道幅は 3.4 メートルである。住宅数は 88 戸建っており、防犯灯の数は 17 個で、20 ワットの電球を使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置され、器具の取り付け間隔は、電柱に約 30 メートル間隔で設置にされている。防犯面の視点から見ると周囲の見通しはよく、住宅の中にはブロック塀のフェンスや生け垣化されており、ゴミの放置もなく綺麗である。しかし、管理の行き届いていない駐車場があり、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木がある。また、隣の住宅へ伝って渡っていくことができるくらい住宅と住宅の隙間が狭い状態で連なって建っているため、犯罪を誘発するおそれと考えられる。

#### (10) 南鍋島団地

南鍋島団地は、住宅数が 68 戸建っており、道幅が 3.2 メートルと営林局団地よりも 20 センチも狭く狭小な道路であるが、この団地も建物の形態や高さが整っている。防犯灯の数は 19 個であり、器具の取り付け間隔は、電柱に約 30 メートル間隔で、20 ワットの電球を使用しており、地上から 5 メートルの位置に設置されている。防犯面の視点から見ると周囲の見通しはよく、ブロック塀のフェンスや生け垣化されている。しかし、植栽で人目に付きにくい箇所がある。さらに、管理の行き届いていない駐車所と空き地が存在する。

## 2. 介良地区にある住宅団地

介良地区には、古くからある住宅団地と市街化の進展による新しくできた住宅団地が混在している地域である。住宅団地には、一定整備をした新興住宅地である潮見台ニュータウン・中野団地・宮前団地・横堀団地の計4団地が存在する。

### (1) 潮見台ニュータウン

潮見台ニュータウンは、急な坂は多いが建物の形態や高さが整った団地で、地区計画により良好な住環境が確保されており、テニスコートや公園、アスレチック施設などがあり、週末には子供達や家族ずれの姿が見られる。また、スーパー、診療所、小学校などの施設もあり、バスターミナルも存在し、利便性がよい。住宅数が1,127戸とかなり多く、歩道も設置されている。防犯灯の数は、253個と幹線道路を照らす水銀灯83個ある。器具の取り付け間隔は、電柱に約30~40メートル間隔で全ての電柱に設置されている。所によっては、防犯灯と水銀灯を交互に設置している箇所もある。また、電球は防犯灯20ワットで地上から5メートルの位置に設置され、水銀灯は100ワットを使用しており、地上から7~8メートルの位置で設置されていた。

住宅地内の道幅は、5.5メートルとニュータウンというだけあって広く、車両の行き交いもスムーズで、路上駐車もできるくらいである。

防犯面の視点から見ると、周囲の住宅から見晴らしがよく、広い宅地でブロックや塀のフェンスもあり、生け垣化されており、花と緑あふれる住宅が多く、住宅と住宅の間が十分あり、見通しがよく明るい魅力のある公園があり、治安がよいことが伺える。

### (2) 中野団地

中野団地は、土地区画整理事業が実施されており、建物の形態や高さが整って周囲の見通しがよくスーパー、病院などもあることから便利な団地である。住宅数は、540戸と多く、防犯灯の数は、50個で、電球は20ワットを使用しており、地上から5メートルの位置で設置されている。器具の取り付け間隔は、約30~40メートル間隔でと設置されており、道幅は、住宅地内では3メートルの箇所と4メートルの箇所が存在する。防犯面の視点から見ると、団地内には介良駐在所が存在し、何かあればすぐに連絡ができることから事後対応の容易性に繋がるだろうし、安心して暮らせそうである。また、周囲の見通しがよく、隣地との間に見通しの効かない塀や樹木がある。さらに、周辺住民の利用の少ない公園が存在し、草が生い茂っているので、小さな子供達にとっては少し危険が潜んでいるかもしれない。

### (3) 横堀団地

横堀団地は、道幅の広い箇所に緑豊かな花壇とロータリーがあり、大きな団地内用のスピーカーが備えられていて、建物の形態や高さが整った団地である。住宅数が 226 戸に対して、防犯灯の数は 69 個あり、電球は 20 ワットを使用しており、地上から 4.5 メートルの位置で設置されている。器具の取り付け間隔は、約 30～40 メートル間隔で取り付けられている。住宅地内の道幅は 3.2 メートルと狭く、車両の行き交いには苦勞をする。防犯面の視点から見ると、植栽で人目に付きにくいところがあること、管理の行き届いていない駐車場、空き家などが見られる。しかし、住宅の中には防犯ライト（威嚇ライト）を使用している所もあるので防犯意識があるように思われる。

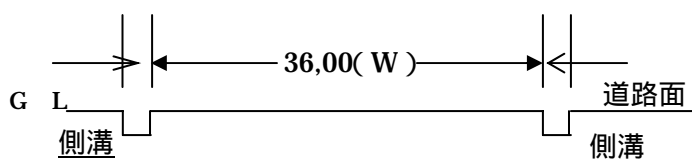
### (4) 宮前団地

宮前団地は、裏手に大きな山に囲まれ朝峯神社のお宮が存在し、住宅の前を介良川が流れている。また、堤防があるため路上駐車をすることが可能な団地である。住宅数は、83 戸あるのに対して、防犯灯の数はわずか 11 個しかない。住宅地内の道幅は、3 メートルでかなり狭小である。電球は 20 ワットを使用しており、地上から 4.5 メートルの位置で設置されている。器具の設置間隔は 30～40 メートルの間隔で電柱に不規則に取り付けられている。防犯面の視点から見ると、管理の行き届いていない駐車場、空き家などがある。また、防犯灯の数が少なく夜間は薄暗い。

以上が、それぞれ団地の特徴等を取り上げた結果である。

注：1) 住戸数は会社等を除いて、アパート・マンション等は一戸と数えている。

2) 道幅は以下(例)のように測定している。



3) 防犯診断には、財団法人 都市防犯研究センター (<http://www.jusri.or.jp>) の防犯チェックを参考に自己作成し、現地踏査したものである。(下記の表 5 - 7 を参照)

表 5 - 7 防犯診断に用いたチェック表

団地の防犯診断チェック
<input type="checkbox"/> 周囲の見通し（死角の有無や照明の有無など）が悪い。
<input type="checkbox"/> ブロック塀のフェンス・生け垣化ある。
<input type="checkbox"/> 狭隘道路の整備が不十分。
<input type="checkbox"/> 狭い土地で塀がある。
<input type="checkbox"/> ゴミの放置がある。
<input type="checkbox"/> 曲折した道路や幅員の狭い道路がある。
<input type="checkbox"/> 隣地との間に見通しの効かない塀や樹木がある。
<input type="checkbox"/> 周辺住民の利用が少ない公園、魅力の乏しい公園がある。
<input type="checkbox"/> 路上駐車しやすい。
<input type="checkbox"/> 周囲の住宅等から見晴らしがよい。
<input type="checkbox"/> 建物の形態や高さが整った団地である。
<input type="checkbox"/> 管理の行き届いていない駐車場、空き地等がある。
<input type="checkbox"/> 植栽で人目に付きにくいところがある。（窓等）
その他：気づいた点

次に、照度計算を行うためにそれぞれ団地の防犯灯の数、道路幅等を分かりやすく表 5 - 8 にまとめておく。

表 5 - 8 現地踏査による一宮地区・介良地区の団地結果

一宮地区/団地名	防犯灯数(灯)	ワット数	道路幅	器具取付間隔	灯高	住宅数(戸)
ミロク団地	12	20W	4m	約30~40m	5m	139
緑ヶ丘団地	33	20W	4m	約30~40m	5m	196
くれない団地	7	20W	4m	約30~40m	4m/5m	93
逢坂平団地	43	20W	4m	約30~40m	5m	163
東団地	16	20W	4m	約30~40m	5m	249
トーマン東山台ニュータウン	31	20W	4m	約30~40m	5m	361
一宮妙見団地	19	20W	3.6m	約30~40m	5m	118
ハイ谷団地	19	20W	3.6m	約30~40m	4.5m	72
営林局団地	17	20W	3.4m	約30m	5m	88
南鍋島団地	19	20W	3.2m	約30m	5m	68
良介地区/団地名	防犯灯(灯)	ワット数	道路幅	器具取付間隔	灯高	住宅数(戸)
潮見台ニュータウン	防犯灯253	20W	5.5m	約30~40m	5m	1147
	水銀灯83	100W	5.5m	約30~40m	7~8m	
中野団地	50	20W	3m/4m	約30~40m	5m	540
横堀団地	69	20W	3.2m	約30~40m	4.5m	226
宮前団地	11	20W	3m	約30~40m	4.5m	83

注:1) 道路幅は主要幹線道路を除いて、住宅地内の道路を測定している。

2) 住戸数は会社等を除いて、アパート・マンション等は一戸として数えている。

## 5.7 照度の計算方法

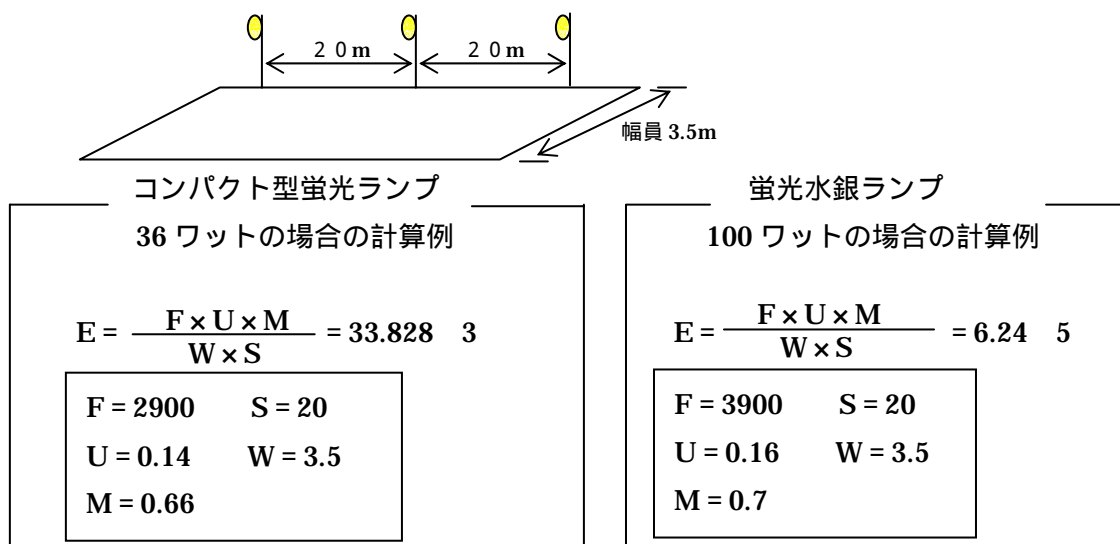
照度の計算方法と計算例を以下に示しておく。

$$E(\text{水平面照度}) = \frac{F(\text{光束}) \times U(\text{照明率}) \times M(\text{保守率})}{W(\text{道路幅}) \times S(\text{器具取付間隔})}$$

(「防犯照明ガイド」(社)日本防犯設備協会、平成8年9月)

	F(光束:lm)	W(道路幅)	U(照明率)	M(保守率)
蛍光ランプ 20ワット	1230	3.5m	0.14	0.7
		6.0m	0.24	
コンパクト型 蛍光ランプ 36ワット	2900	3.5m	0.14	0.66
		6.0m	0.24	
蛍光水銀ランプ 100ワット	3900	3.5m	0.16	0.7
		6.0m	0.26	
高圧ナトリウム ランプ 40ワット	3200	3.5m	0.20	0.72
		6.0m	0.32	

例えば、幅員 3.5m の道路に 20m 間隔で「36 ワット蛍光ランプ」を設置した場合は、水平照度 3 以上となり、「クラス B」の明るさを確保される。「100 ワット蛍光水銀ランプを設置した場合は、水平照度が 5 以上となり、「クラス A」の明るさを確保される。



クラス A、クラス B というのは防犯灯の推奨照度のことである。(表 5 - 3 を参照)

### 5.8 照度計算による明るさと窃盗件数の関係考察

表 5 - 8 を用いて、双方の地区にある団地の照度計算を求めてみる。それでは、日本防犯設備協会による水平照度計算を参考に、双方の地区にある各団地の照度を求めて考察してみるが、団地内の防犯灯の設置間隔が不規則な箇所が見られたので 30m と仮定してみた。

#### 1. 一宮地区 (設置間隔 30m と仮定した場合)

##### (1) ミロク団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

##### (2) 緑ヶ岡団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(3) くれない団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(4) 逢坂平団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(5) 東団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(6) トーメン東山台ニュータウン

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(7) 一宮妙見団地

$$F = 1230 \quad U = 0.144 \quad M = 0.7 \quad W = 3.6 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(8) ハイ谷団地

$$F = 1230 \quad U = 0.144 \quad M = 0.7 \quad W = 3.6 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(9) 営林局団地

$$F = 1230 \quad U = 0.136 \quad M = 0.7 \quad W = 3.4 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$



(10) 南鍋島団地

$$F = 1230 \quad U = 0.132 \quad M = 0.7 \quad W = 3.2 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

2. 介良地区 (設置間隔 30m と仮定した場合)

(1) 潮見台ニュータウン

$$(\text{防犯灯}) \quad F = 1230 \quad U = 0.22 \quad M = 0.7 \quad W = 5.5 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

$$(\text{水銀灯}) \quad F = 3900 \quad U = 0.24 \quad M = 0.7 \quad W = 5.5 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 3.971 \quad (3.970909) \quad 3$$

(2) 中野団地

$$F = 1230 \quad U = 0.16 \quad M = 0.7 \quad W = 3.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

$$F = 1230 \quad U = 0.12 \quad M = 0.7 \quad W = 4.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(3) 横堀団地

$$F = 1230 \quad U = 0.128 \quad M = 0.7 \quad W = 3.2 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

(4) 宮前団地

$$F = 1230 \quad U = 0.12 \quad M = 0.7 \quad W = 3.0 \quad S = 30$$

$$E = \frac{F \times U \times M}{W \times S} = 1.148 \quad 1$$

注：1) 器具の取り付け間隔は、全て 30m と仮定して求めている。

2) 中野団地は、道幅 3m, 4m の照度を共に求めている。

水平面照度計算を求めたところ、潮見台ニュータウンの照度（水銀灯）は 3.9709093 以上となり、その他すべての団地の照度は 1.148 という結果になった。

このことから防犯灯の推奨照度からすると、潮見台ニュータウンは照度が 3 以上なので「クラス B」の明るさが確保されているということになる。その他の団地は、「クラス A」、「クラス B」ともにどちらにも当てはまらないことから、一宮地区・介良地区（潮見台ニュータウンを除く）の全ての団地にある防犯灯は明るさが確保されているとは言えない。さらに、防犯灯の設置が不規則な箇所が見られたために、設置間隔を全て 30m として仮定して求めた結果であるが、設置間隔を 35m、40m と仮定し、照度計算を行っても「クラス A」、「クラス B」ともに当てはまらず結果は同じであった。（添付資料 3・団地の照度計算 35m、40m 仮定を参照）従って、新たな住宅団地を築く場合には、防犯灯を設置する基準として、必ず推奨照度を満たしていることが望ましいと考えられる。なお一般的には、道路に照明施設を設置する場合、技術的基準については、「道路照明施設設置基準（建設省都市局）」に定められているが、防犯という側面はない。このことから、道路照明を設置する場合には防犯面を考慮することが必要である。ことに、一宮地区の住宅団地と介良地区の住宅団地の照度を比較するにあたり、介良地区の住宅団地には、防犯灯の推奨照度が含まれていたことからして、介良地区は多少なりとも窃盗件数を抑えることできたのではないかとも思われる。

一方、一宮地区は防犯灯の推奨照度である明るさが満たされていなかったため、夜間は薄暗い団地が多いようである。そのため、窃盗犯には有利な条件を与えていると考えられる。だから、一宮地区の住宅団地と介良地区の住宅団地において、窃盗件数に差が生じるのである。このことから、夜間の明るさは窃盗件数（犯）を抑制する効果があったとも言えるだろう。

## 5.9 防犯灯の数と窃盗件数（犯）の関係考察

住宅における防犯灯の数から見て考察した場合はどうであるのか。下の表5-9は、一宮地区・介良地区の住宅に対する防犯灯の割合を出して、まとめたものである。

表5-9 一宮地区・介良地区の住宅に対する防犯灯の割合

	団地名	防犯灯数(灯)	住宅数(戸)	防犯灯の割合(%)	地区平均(%)
一宮地区	ミロク団地	12	139	8.63	17.21
	緑ヶ丘団地	33	196	16.84	
	くれない団地	7	93	7.53	
	逢坂平団地	43	163	26.38	
	東団地	16	249	6.43	
	トーマン東山台ニュータウン	31	361	8.59	
	一宮妙見団地	19	118	16.10	
	ハイ谷団地	19	72	26.39	
	営林局団地	17	88	19.32	
	南鍋島団地	19	68	27.94	
	その他の住宅地	926	3684	25.14	
合計数	1142	5231			
介良地区	潮見台ニュータウン	336	1147	29.29	24.70
	中野団地	50	540	9.26	
	横堀団地	69	226	30.53	
	宮前団地	11	83	13.25	
	その他の住宅地	360	874	41.19	
	合計数	826	2870		

注:1)潮見台ニュータウンは防犯灯と水銀灯共にを足して計算している。

一宮地区の団地において、住宅に対して防犯灯の割合が最も高いのは、住宅数68戸に対して防犯灯の割合が27.94%の南鍋島団地である。次いで、住宅数72戸に対して26.39%のハイ谷団地、となっている。防犯灯の割合が最も低いのは、住宅数249戸に対して6.43%の東団地である。次いで、住宅数93戸に対して7.53%のくれない団地となっている。

一方、介良地区の団地において、住宅に対して防犯灯の割合が最も高いのは、意外にも住宅数226戸に対して30.53%の横堀団地である。次いで、住宅数1147戸に対して29.29%の潮見台ニュータウンとなっている。

一宮地区と介良地区の防犯灯の地区平均を比較してみると、一宮地区では、17.21%、介良地区では、24.70%となっている。加えて一宮地区と介良地区の防犯灯の平均割合が、7.49%の差がある。

ところで、平成13年における双方の地区の窃盗件数を見ると、一宮地区389件、介良地区154件(表5-4参照)となっている。このことから、考察するに一宮地区は防犯灯の地区平均の割合が介良地区よりも低いので、窃盗件数が多いと言える。これに対して、介良地区は防犯灯の平均割合が一宮地区よりも高いので、窃盗件数が少ないと言える。

同様に、平成13年のみにおける双方の地区の犯罪率(図5-2参照)を捉えて、防犯灯の平均割合と比較して見ると、一宮地区の犯罪率は26.05で、防犯灯の平均割合は17.21%となっており、介良地区の犯罪率は11.46で、防犯灯の平均割合は24.70%となっている。

このことから、防犯灯の平均割合が介良地区に比べ一宮地区は低いので、犯罪率が高く、逆に介良地区は一宮地区より防犯灯の平均割合が高いため、犯罪率が低いということが言える。つまり、防犯灯の数は犯罪率にも大きく影響してくるということが考えられる。

一宮地区と介良地区の住宅を対象として比較してきた結果上述のようなことが得られたのである。この結果からすると、防犯灯の数は犯罪率にも影響してくるという考えが正しいとするならば、防犯灯の数を増やすことにより、犯罪率が低くなるのではないかと、ひいては犯罪の減少にも繋がり、明るい街づくり、都市づくりに貢献してくるのではないかとと思われる。そうすると、人々が犯罪を抑制するというように、犯罪が起きる前に事前の抑制になる。つまりは、都市環境そのものが犯罪を抑制しているということになるであろう。

### 5.10 門扉数と窃盗件数（犯）の関係考察

照明と犯罪の関係、照度計算、防犯灯の割合を見て考察してきたが、次は、住宅の門扉数によって考察してみる。ここでは、一宮地区・介良地区において、住宅の門扉の有無によって窃盗件数に影響があるのかどうかを調べるために、現地踏査によって門扉を数えた結果を挙げている。加えて、双方地区の住宅戸数に対して、門扉が何パーセントの割合で存在しているのか、あるいは、地区の門扉数の平均割合はどのくらい存在しているのかを含めて解析している。それによって、窃盗件数が門扉数に関係しているのかを述べてみたい。私の推論する限り、門扉数は窃盗件数に関係してくると思われる。なぜなら、窃盗犯の立場を考えた場合、多少なりとも門扉があるとやはり侵入しづらいと考えるからである。だから、門扉数が多い地区であれば窃盗件数が少なく、反対に門扉数が少ない地区であれば窃盗件数が高いと言えるのではないかと、と思われる。それでは、窃盗件数と門扉数がどうであったのか、見てみよう。以下の表 5 - 10 は、一宮地区・介良地区の住宅に対する門扉有の割合を示している。

表 5 - 10 一宮地区・介良地区の住宅に対する門扉有の割合

	団地名	住宅数(戸)	門扉有(個)	門扉無(個)	門扉有の割合	地区平均(%)
一宮地区	ミロク団地	139	84	55	60.43	74.55
	緑ヶ丘団地	196	137	59	69.90	
	くれない団地	93	75	18	80.65	
	逢坂平団地	163	101	62	61.96	
	東団地	249	160	89	64.26	
	トーマン東山台ニュータウン	361	298	63	82.55	
	一宮妙見団地	118	114	4	96.61	
	ハイ谷団地	72	31	41	43.06	
	営林局団地	88	77	11	87.50	
	南鍋島団地	68	67	1	98.53	
その他の住宅地	3684					
介良地区	潮見台ニュータウン	1147	1081	66	94.25	87.19
	中野団地	540	502	38	92.96	
	横堀団地	226	169	57	86.75	
	宮前団地	83	72	11	74.78	
	その他の住宅地	874				

注:1) 門扉には、アコーディオン門扉、片引き門扉等もあるが、鎖も全てを含めて数えている。

一宮地区の団地で門扉の割合が最も高いのは、住宅数 68 戸に対して、98.53%の南鍋島団地である。次いで、住宅数 118 戸に対して、96.61%の一宮妙見団地となっている。

門扉の割合が最も低いのは、住宅数 72 戸に対して、43.06%のハイ谷団地である。次いで、住宅数 139 戸に対して、60.43%のミロク団地となっている。住宅数の少ない団地が門扉の割合が低くなるということでもなく、逆に住宅数が多い団地であるから、門扉の割合が高くなるということでもないことが分かる。これは、団地における宅地面積によるものと思われる。例えば、宅地面積が狭いにも関わらず門扉があるとすれば、車両を駐車する際に門扉が邪魔で駐車しづらくなる可能性があると考えられるし、また、駐車した場合、門扉の開け閉めができない状態がある場合も多いと考えられ、それによって門扉は必要でないと思われるからである。

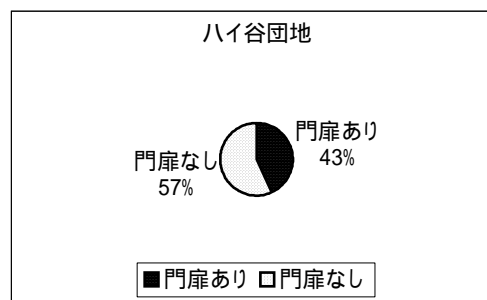
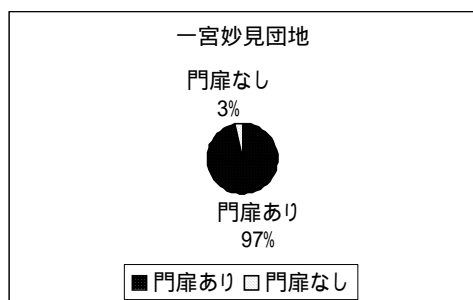
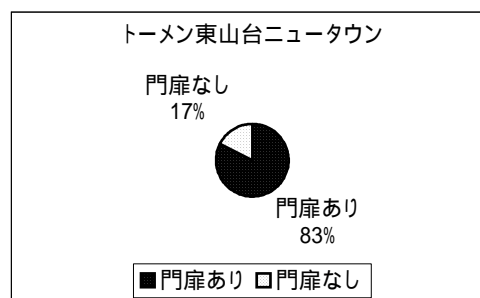
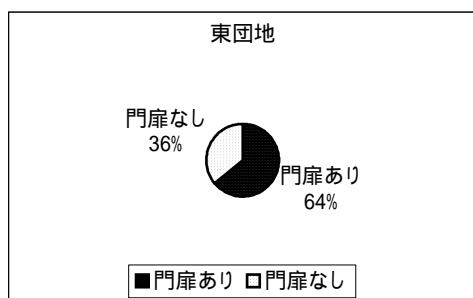
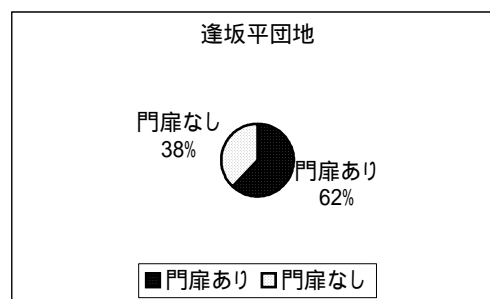
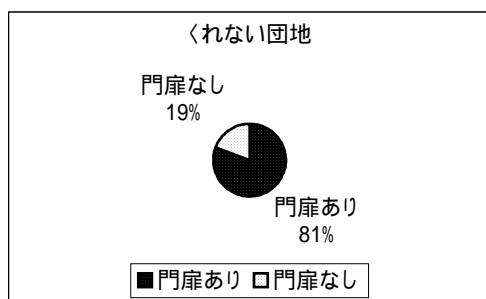
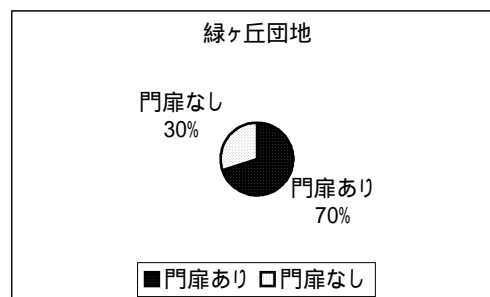
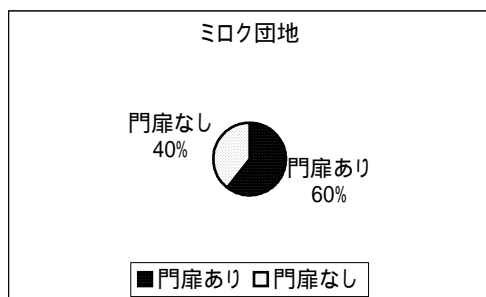
一方、介良地区の団地を見ると、門扉の割合が最も高いのは、住宅数 1147 戸に対して、94.25%の潮見台ニュータウンである。次いで、住宅数 540 戸に対して、92.96%となっている。

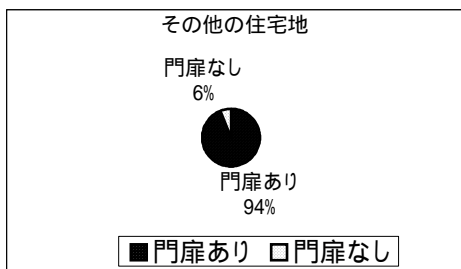
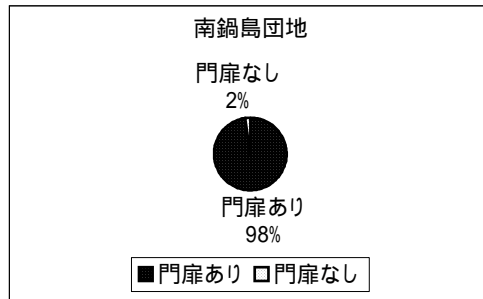
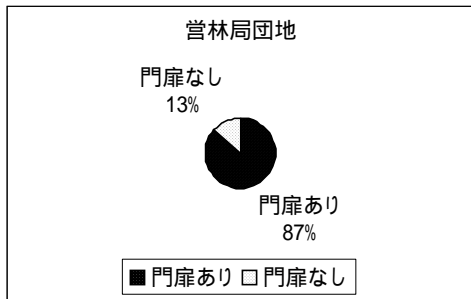
門扉の割合が最も低いのは、住宅数 83 戸に対して、74.78%の宮前団地で、次いで、住宅数 226 戸に対して、86.75%の横堀団地となっている。

双方地区の平均を比較して見ると、一宮地区では 74.55%となっており、介良地区では、87.19%と非常に高いということが分かる。門扉の割合の差が 12.64%もある。加えて、介良地区の団地の全ては、門扉の割合が 70%を超えている。このことから、考察するに一宮地区の平均よりも介良地区の平均が高いので窃盗件数が少ないと考えられる。

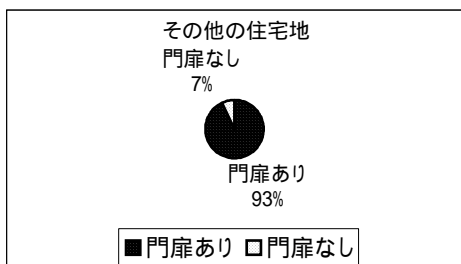
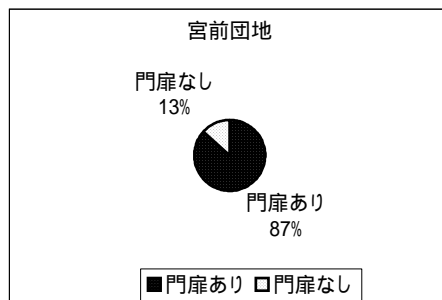
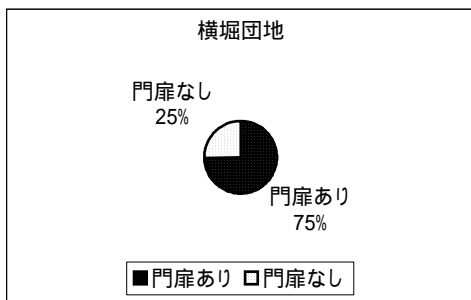
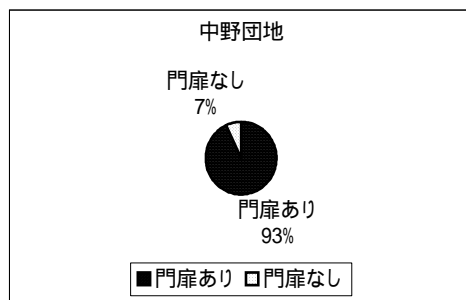
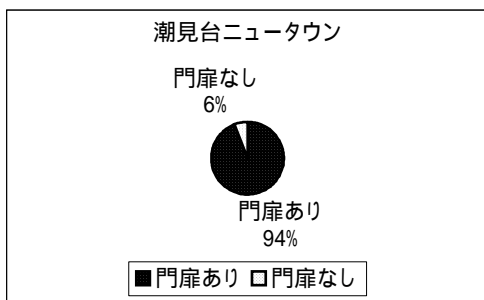
下図は双方地区の団地による門扉の割合を示している。

### 一宮地区・門扉の割合





介良地区・門扉の割合



下記の写真は、現地踏査した地区に設置してあった門扉の一例を示す。

### アコーディオン門扉



### 両開き門扉



### 片開き門



### 扉ゲート式門扉





片引き門扉



## 第6章 防犯対策

### 6.1 防犯診断からの防犯対策

ここでは、第5章において、一宮地区・介良地区にある住宅団地の防犯に関連する事柄を現地踏査（防犯診断）した結果から考えられる防犯対策を述べてみたい<sup>1)</sup>。下記の表6-1は、防犯面の視点から見て危険な箇所と問題要素挙げて総まとめにしたものである。

表6-1 住宅団地の防犯診断結果の総まとめ

箇所	問題要素
隣棟間隔	隣棟間隔が狭いと、隣の住宅等のベランダ等から伝って侵入されるケースが多くなる。
塀・柵	塀は敷地内に不審者等を侵入させにくくする効果があるが、見通しが悪いと死角を作ることにも繋がり、上階への足場として利用される恐れがある。
植栽等	隣地との間に見通しの効かない植栽や樹木等があると、それらが死角となって侵入を誘発させてしまう可能性が高くなってしまい、ターゲットにされやすい。また、窓等が植栽で人目につきにくい場合は、そこから侵入経路として利用されやすい。
駐車場・路上駐車	路上駐車が多いと、緊急車のさまたげになる。また、死角を作ることにもなり、犯罪者が待ち伏せに利用することがありえる。
空き地	雑草が伸び放題になっている管理の行き届いていないような空き地は、ゴミの不法投棄をされるだけでなく、場合によっては犯行の下見に活用される恐れがある。また、隣接する建物等への侵入経路になることが考えられる。
公園	草木や雑草が伸び放題で、周辺住民の利用が少ない公園は、団地の魅力を乏しくするばかりでなく犯罪の起こりやすい場所になってしまう恐れがある。
景観	周囲の住宅等からの見晴らしがよくなく、建物の形態や高さの整っていない団地などは、管理が行き届いていない悪い印象与えてしまい、犯罪企図者を接近させてしまう。
道路形態・幅員	見通しのきかない道路は、見ずらいだけでなく死角を生み出し、犯罪が起きる可能性がある。また、狭隘な道路や袋小路の存在する道路等は、災害時の避難・消火・救出の障害にもつながってしまう。
門扉	門扉は、不審者を侵入させないような効果があるが、周囲からから目が届くような構造や高さになっていないと、扉の上から手を伸ばして扉越しに錠が外され、侵入されることがあると思われる。
防犯灯	電球が切れていても交換怠ったりすると照明を設置している意味をもち、照明が不十分になったり、照度が適切でないと夜間は薄暗くなる。また、防犯灯が適切な箇所に設置されていない場合が多いと、それによって犯罪発生の危険性が高くなる。

以上のことから、次のような表6-2の防犯対策を考察した。

<sup>1)</sup> 防犯診断をした住宅団地の名称は取り扱わないことにしてある。

表 6 - 2 防犯診断から基づく防犯対策

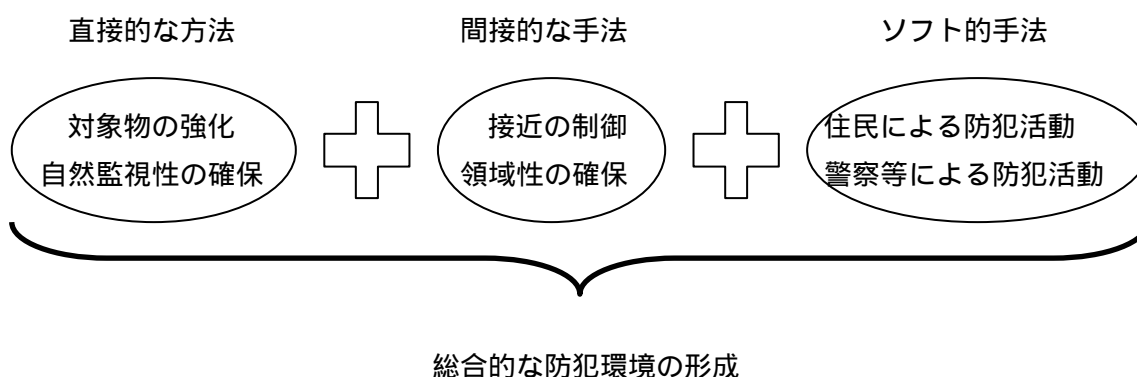
箇所	防犯対策
隣棟間隔	敷地境界からは、できる限り離して建物を建てるのが望ましく、隣地境界に塀や柵を設置するなどの工夫を施し、侵入者のさまたげになるものを置く。例えば、植木鉢、棘のある植物など。
塀・柵	まずもって、見通しをよくする。塀は、見通しがきかない場合が多く、上方への足場になりやすいと思われるので、柵または生け垣と併用するなどの工夫をこらせば侵入者を容易に近づきにくくできるであろう。
植栽等	植栽等を植える際には、樹木の高さ・間隔を配慮すると同時に植種の剪定をはじめ将来の繁茂を考慮し、定期的に剪定を行うとともに、周辺からの見通しをよくする。
駐車場・路上駐車	駐車場は、侵入者が身を隠すような場所にならないように、住宅周辺から見通しのきく位置に設置し、建物等の出入り口が死角にならないようにする。路上駐車は、駐車禁止のシールや看板等を設置したり、交通等の障害をきたさない程度に駐車しなければいけない。
空き地	空き地も公園と同じく、管理する者がしっかりと管理をし、雑草やゴミ等をなくす。そして、長期間空き地を利用しない場合などは見通しのよい柵や鎖をつける。
公園	魅力的な公園を保つためにも公園を管理する者をしっかりと住民が把握する。緑化する場合などは、樹種等緑の質や植樹をする位置等の配置方法にも留意する。また、道路や近くの住宅周辺から見通しを確保するために、低木や高木とのバランスを考えて配置する視認性が確保される。
景観	周囲の住宅等からの見晴らしがよくない場合は、周辺環境が整備されるように開発整備を進めたり、町内会や自治会等の話し合いをし、管理が行き届くようにする。さらに、花壇を設置し、緑を増やすなどの活動である程度は良くなると思われる。
道路形態・幅員	狭隘道路の場合は、区画整理等による面整備を行うことや、電柱の移設、後退等を行えばよい。
門扉	周辺からの視線が届くような位置に設置したり、乗り越えられないような高さにする。また、錠の位置や種類、扉の構造に留意することが望ましいであろう。
防犯灯	適切な設置を試みるために、防犯上必要な箇所を定め、増設・改善をするなど路上に極端な明暗ができないよう配置する。夜間において周囲から人の行動が視認できるよう照度の度合いをあげる。このことにより周辺環境が明るくなり、不安がなくなる。

以上の点から、防犯対策には様々な工夫が必要不可欠となる。今回の研究において、門扉と防犯灯・道路状況について詳しく考察すると、門扉は土地によって住宅が狭小なために設置できないことが見られたが、一宮地区・介良地区の門扉の割合結果を見て分かった通り、窃盗犯との抑制効果があると思われたので、できるだけ門扉は設置してあることが望ましい。そして、門扉の設置においては、必ず周辺からの視線が届くような位置にするとなお防犯性も向上するし、加えて錠を施すなどの工夫によって不審者を接近させないことに繋がるのではないだろうか。また、防犯灯においては、一宮地区とならびに介良地区の（潮見台ニュータウン）を除いてその他の地域に関しても防犯設備協会が推奨する照度が基準を満たしていなかったこと、設置基準が明らかに不規則であったことなど、防犯に対して留意されていないなどの問題が多々見られた。さらに、道路状況においては、狭隘な個所や袋小路が見られたことしたから、防犯を問わず防災に向けても早急に整備が求められることが考えられる。今後新しく住宅等を開発する場合には、防犯灯の設置基準を定め、明るさなどの確保が十分保てるよう留意した都市設計にしていかなければならないと思われる。

## 6.2 防犯環境設計

防犯環境設計とは、建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）により犯罪を予防するところであり、住民や警察、地方自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）と合わせて総合的な防犯環境の形成を見指すという考え方である。

防犯環境設計には、4つの手法がある。そのうち直接的な手法と間接的な手法に分けられる。直接的な手法には、「対象物の強化」と「接近の制御」、間接的な手法には、「自然監視性の確保」と「領域性の確保」がある。これらの手法をそれぞれ組み合わせて実施するものである。



以下はそれぞれの手法説明と適用例を示す。

#### 直接的な手法

- ・ 対象物の強化

出入口や窓の錠や扉に工夫をこらし、また、ガラス等を強化して建物に侵入されにくいように防ぐ。

ガラスの飛散防止

- ・ 接近の制御

柵やシャッターを付けたり、建物の窓など侵入口に接近できないように侵入の足場をなくすなどして侵入経路を遮断する。

手すり・塀等の高さ

#### 間接的な手法

- ・ 自然監視性の確保

暗がりを改善するために防犯灯をつけたり、周囲からの見通しを確保するために死角を除去して、多くの人々の目が自然といき届くような環境をつくる。

周辺道路通行中の車両、人からの視認性の確保

照明設置の検討

死角を削減する

街路樹の設置箇所の検討

- ・ 領域性の確保

住宅やその周辺の環境を魅力的にしたり利用を活発にして、人々が屋外活動交流を促すような活動を展開し、部外者が侵入しにくい環境をつくる。

自動販売機・公衆トイレ・公衆電話・植栽・ベンチ・ゴミ箱・灰皿などの設置箇所  
検討

清掃・整理整頓

床面に凹凸をつける（浮浪者・スケボー等対策）

- ・ ソフト的手法

##### 民間による防犯活動

自衛警備組織の設立

防犯意識の向上

警備会社間の連携強化

##### 警察・地方自治体などによる防犯活動

警察・消防との定期交流

交番の誘致

### 6.3 ピッキング被害からの対策

ここ最近よく耳にする犯罪のひとつにピッキングというものがある。このピッキングとはどのような意味であるか、また、どのような犯罪であるのかを警察の方から犯行のパターン、ピッキング被害からの身を守る対策などについて聞ききとりした内容を以下にまとめてみた。

#### (1) ピッキングとは

ピッキングとは本来、鍵をなくした顧客の為に鍵の専門業者が用いるピック、テンションといった特殊な針金状の金属棒を鍵穴に差し込んで錠を開ける手口の事である。ピッキングを使うと1～3秒で開けることができ、こじ開けられた錠前には何の痕跡も残らないことが多く、被害者は、「なぜ玄関の錠が開けられたんだろう。」と分からないのが実情である。

#### (2) 犯行のパターン

ピッキングでの検挙事例を見た場合、そのほとんどが外国人の複数人により敢行している。その一般的な例として、犯人は3～4人のグループを形成し、仕事等で長時間家を開ける昼間に、都市部の駅等の周辺で大通りから中に入った高層マンションに狙いを付けて、1階出入口付近に見張りが立ち、他の者が上階の玄関出入口のドア錠をピッキングにより解錠して犯行に及んでいる。高層マンションであれば、連続犯行が可能であり、留守宅の部屋がのきなみ被害にあったこともあるようである。

また、最近では、物色中に帰宅した家人に発見されるや、電気コード等で家人の手足を縛りタオルを口の中に押し込んだ上、目隠しをし、さらに物色して逃走するという居直り強盗事件も発生しており凶悪化の傾向が見られている。

#### (3) ピッキング被害対策

ピッキングによる犯行は、関東地方を中心に拡散している傾向にある。最近では、交通網の発達により、犯罪が広域化、スピード化している。従って、ピッキングを使用する窃盗集団が新天地を求めて高知県にもやってきて犯行を敢行する恐れが考えられるので、油断は禁物である。ピッキング被害からの対策であるが、その前段として空き巣狙い等の泥棒から守るために誰でもが普段からできるちょっとした気配りが大事である。ほとんどの人が、「なんだそんなことか」と思われるかもしれないが、ちょっとした気配りができていないのが現実である。

空き巣狙い等の被害に遭う約半分が鍵のかけ忘れである。空き巣狙いの犯行時間は非常に短く、わずか10分程度である。従って、「ちょっとそこまで」と、つい鍵をかけなかった時に狙われている。そのため、まずすることは、すべてのドアや窓に、鍵をこまめにかける習慣をつけること。次に、多額の現金は、家の中に保管せず、また、通帳・印鑑・キ

キャッシュカードは施錠設備のある場所に、別々に保管しておくこと。

この2点がきちんとできていれば、自分自身が知らず知らずのうちに犯罪を防いでいると言えるのだ。

ピッキングによる未然防止対策は、先に述べたことを踏まえ、まず、「ツーロック・ワンブザー」と呼ばれているように、ドアや窓には、補助錠を設置し、さらに防犯ブザーを取り付けておけば、泥棒よけには絶大な効果がある。

一般的に、ピッキングを含めた空き巣狙い等の侵入窃盗は、侵入するまでに時間がかかると犯行をあきらめることが多いと言われている。つまり補助錠は、まさに侵入までの時間を長引かせる絶好の防犯器具で、泥棒は、これがついている箇所からの侵入を嫌がる。

そして、もう1つの対策として、ピッキングに強い錠を取り付けること。また、財団法人全国防犯連合会では、錠前全体の防犯性能を評価する制度であるPC認定制度(優良住宅用開きとびら錠の型式認定に関する規定)を加え、シリンダー(鍵穴周辺の円筒部)のみを対象として耐ピッキング性能だけを評価するCP-C認定制度を始めており、CP-C認定のピッキングに強い錠を取り付けることが対策の1つになると述べている。

CP-C認定制度は、昭和55年に創設された錠前全体の防犯性能を評価するCP認定制度(優良住宅用開きとびら錠の型式認定に関する規定)に加え、シリンダーのみの性能を評価するもの。つまり、CP錠の差し替え用シリンダー錠の型式認定の事である。

参考までにシリンダーの種類と特徴を挙げておく<sup>1)</sup>。

#### シリンダーの種類と特徴



美和ロック(株)URシリンダー

型式/URDA(-J)・CY型式認定番号00-01号

#### 特徴

回転式のタンブラーとロックンバーを組み合わせる独自のサイドバー方式を採用したロータリーシリンダー(U9シリンダー)をさらにリバーシブルキー式にしたもの。鍵違い数は約1000万通り。



美和ロック(株)JNシリンダー

型式/JUDA・CY型式認定番号00-02号

#### 特徴

キーに対して4方向から多数のピンタンブラー作用させる方式の高品質ピンシリンダー。リバーシブル式で、通称(ディンプルキー)と呼ばれているタイプ。鍵違い数は約172億通り。

1) 「CP-C」錠型式認定ニュース [http://www.bohan.or.jp/cp-c\\_01.htm](http://www.bohan.or.jp/cp-c_01.htm) (2000.5) 取得

## 6.4 侵入盗の実態（被害に遭いやすい事例）および対策

警察、警備会社などから被害の実態の状態を尋ねた結果とそして、今まで調査してきた内容を総括して、侵入盗の実態（被害に遭いやすい事例）と対策などを挙げ考察してみる。

### （１） 事例その１

戸建て住宅の場合、侵入犯が侵入方法として利用するのが、隣の住宅から隣の住宅へ伝ってのベランダである。そして、ガラスを破り、侵入するケースがある。また、隣接する住宅との境界にあるブロック塀が植栽によって人から視認しにくい箇所や、人の身が隠れることができるくらいの高さがあるブロック塀などは犯罪を誘発し、非常に狙われやすい。下記に写真を順次載せておく。

写真１：家の高さが同一であり、容易に飛び渡る事ができる



写真２：隣の家の階段から容易に移動ができ侵入しやすい





写真 3：植栽によって見えにくい箇所



写真 4：高さのあるブロック塀



対策を、考察してみると

住宅を建てる際には、必ず境界線を挟んで住宅と住宅の距離が満たされ、かつ建築基準法によって問題等がなければ建築許可の承認を得て着工してよいという規定がある。しかしながら、他人が容易に侵入できない住宅を建てなければならないといったような法的による規定はない。防犯上の観点から、不法侵入者に対する防止抑制を施す建築の配慮を地区計画（例、塀や柵の高さや材質などを規定することなど）に盛り込む必要があるのではないだろうか。

確かに、住宅を建てるにはそこに住むことの利便性、快適性などが問われるのであるが、人の生命や財産を守ることは、何も警察に頼るだけでなく地域住民と共に個人々が防犯意識を高める必要がある。そういったことも配慮すれば、より安全で快適な生活環境が望められると思われる。

また、植栽にしても植えれば、植えるだけで緑が豊富で美しいというものでもなく、しっかりと剪定した形をしなければ意味がないようである。花に蝶、糞に蝇ではないが、植栽が生い茂っていると、犯罪企図者に狙われる確立が高くなるであろうし、犯罪を誘発する恐れがある。ことに剪定の整っていない植栽に犯罪者といっても過言ではない。だから、植栽を植えるとなれば、人から視認しにくくならないような工夫を施したり、定期的に剪定することが望まれる。そうすることによって、死角ができにくいことからして、人から容易に視認しやすくもなり、犯罪が起きる前に抑制することができるであろう。ことに、これは住環境だけに関わらず、公園の植え込み、街路樹などにも同じことが言えるのである。

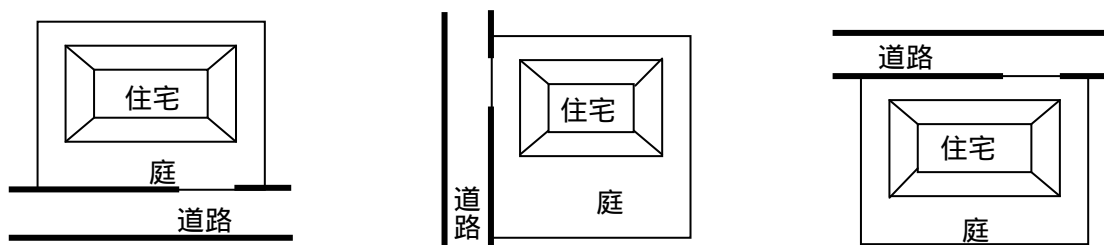
## (2) 事例その2 (戸建て住宅の配置パターンと防犯対策)

侵入盗犯は、ピッキングによる侵入か一般的に窓ガラスを破っての侵入を試みることが多いため、住戸の配置環境の違いによって狙われるものもと考えられる。一般に、住宅を建てる際には、日当たりの良い部屋を確保するために、南側に庭と部屋を配置し、採光を充分取り入れるために窓を大きくする傾向が強い。それに対し、北側にはあまり採光とは関係がないため、便所や浴室などといった水周りに関する部屋を配置する事が多く、窓もそれほど大きくなく、少ない。

道路が敷地の南側にある場合(下図の )などは、通行人や正面に建ってある住宅などの住人に見られることがあるため、プライバシーを確保したいために、樹木で覆ったりし、塀を高くするなどの工夫をして他人からの目を遮っていることが多い。

前面の道路が敷地の南側でない場合(下図の と )などは、南側の住宅と直接的に面するため、互いに侵入盗に対する目を光らせる住宅や部屋の配置になっていることがよくある。しかし、住宅と住宅の建ってある間隔が狭いため、隣りの住宅部屋が見えることなどから、それを気にして締め切った状態にしていることが多いと考えられる。

前面道路と住宅と庭の配置パターン



道路が南側にある場合      道路が東側又は西側にある場合      道路が北側にある場合  
 このことから、住環境を踏まえて防犯対策を考察すると

1階の窓からの侵入を防ぐには、

住宅地内の庭や敷地内空地に侵入されないよう工夫をこらす。

塀や植栽等を低くし公道からの見通しをよくする。

隣接物等を考慮し、容易に窓に近づきにくくする。

ガラスの強化、格子等を施し、窓に関わる部位の防犯を強化する。

近隣する住人に目が届くような部屋の配置をする。

などの検討をする必要があるだろう。

上階の窓からの侵入は、樋や植木バルコニーを支える柱等が容易に登りやすくなっているとか、公道から見えにくい場所にある隣地境界の塀などを足場にし、隣の住宅からベランダを伝って侵入するケースがある。上階の窓からの侵入を防ぐには、

上述の ~ に加え、

ガスボンベ・ゴミ箱などが足場にならないように工夫をこらす。

隣のベランダなどから伝ってこられないようにする。

公共の電柱も利用されないようにする。

などのことが必要である。

## 6.5 犯罪者の行動と心理

### (1) 交通手段は侵入盗犯によって異なる

犯行現場への交通手段は侵入盗犯によって大きく異なっている。特に空き巣ねらいでは自転車が多く利用されている。考察するに、都市部では自動車が多く利用されると思われるが、高知県では小さな路地とか自動車では通りにくい道が数多く存在する。だから、自転車で点々とあたりを搜索する方が犯罪者にとっても効率がよく、また、自転車ならば、住宅周辺をうろろうしていても自動車とは違い、怪しまれるという心配が少ないと考えられる。このため、居空き、忍び込みを見ても自転車が圧倒的に多い。

この他、自己所有の自動車、その他（徒歩など）が用いられている。

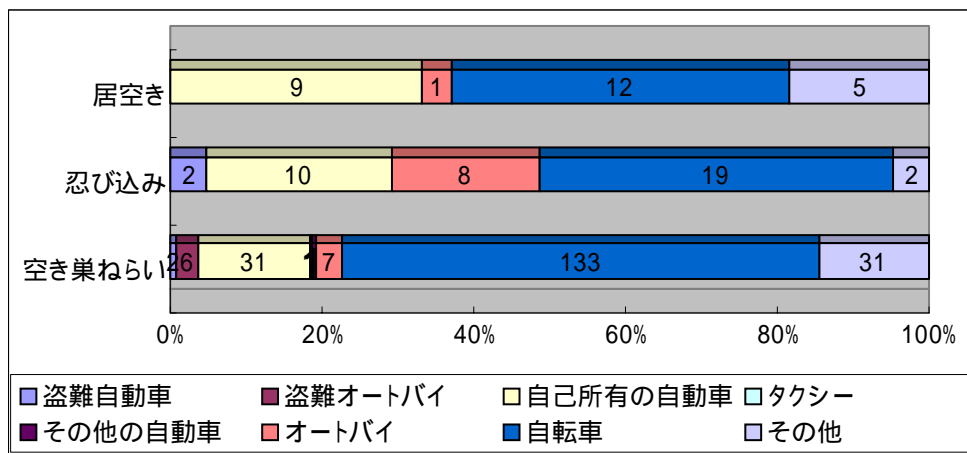


図 6 - 1 侵入盗犯の交通手段（平成 12 年 犯罪統計書のデータより作成）

## (2) 「空き巣ねらい」被疑者の聞き取り調査(35人)

「空き巣ねらい」被疑者に対する聞き取り調査・警視庁によると、狙う住宅やその周辺を約半数の泥棒が下見をしている。留守の確認は、「玄関のインターホーンで呼んでみる」が46%で、破りやすい窓のトップは「掃き出し窓」の49%となっている。また、犯行をあきらめた理由として、「近所の人に声をかけられたり、ジロジロ見られた」が63%である。このことから考察するに、窓の変更をし、合わせガラスや強化ガラスを用いたりすれば少しは防犯対策になるのではないか。また、地域住民が互いに周囲に対しての防犯の目を光らせるといったこと、住民相互の連帯感を強めることなど、地域の防犯に関心を持ったまちづくりが今後はよりいっそう求められことが重要になってくるのではないかと示しているだろう。

### 「空き巣ねらい」被疑者の聞き取り調査(35人) 参考

事前に下見をした；「下見した」	54%
下見で気にすること；「人通りや人目は少ないか」(54%の内、複数回答で47%)	
留守の確認方法；「玄関のインターホーンで呼んでみる」	46%
侵入方法；「窓ガラスを破り、手を差し込んでクレセントを外す」	40%
最も破りやすい窓；「掃きだし窓」	49%
窓を破る時に注意すること；「なるべく音をたてないように破る」	46%
侵入をあきらめる時間；「5分以内」	68%
物色にかかる時間；「5分以内」	43%
犯行をあきらめた理由；「近所の人に声をかけられたり、ジロジロ見られた」	63%

表 6 - 3 出典：『「空き巣狙い」被疑者に対する調査』平成8年 警視庁

## (3) 夜間による照明と侵入盗犯

都市防犯研究センターによると、夜間による照明の明るさと犯罪が関係しているという調査分析や照明を改善したことで犯罪が減少したという調査報告がいくつかあると言われている。だから、照明と犯罪は関係しているのである。また、夜間の犯罪を防止するために市民が望んでいる対策のうち、最も要望の強いものが「防犯灯を設置する」であり、「警察官のパトロール」を上回っていると、さえ言われている。

照明と犯罪の関係があることを参考に示しておく。

参考：夜間の侵入盗犯の行動と心理

夜間に盗みを「やりやすい」ための条件；「街灯がなく暗い」	77%
夜間の犯行時に道路照明が気になる；	67%
犯行時「気になる」明るさの程度；「10m位離れて自分の顔が分かる」	63%
気になる明るさの種類；「街灯の明かり」	88%
「やりやすい」明るさ；「薄弱い光が部分的に点いている」	80%

表 6 - 4 出典：「犯罪者の行動分析～侵入盗犯（一般住宅対象）版～」

平成 4 年（財）社会安全研究財団

これを見ると分かるように、照明と犯罪の関係はあるということを示していると言える。

## 6.6 犯罪等のない地域社会を目指して

### （１）安全・安心まちづくりの推進

近年、道路、公園等の公共施設や共同住宅等の住居における犯罪が増加していることから警察庁では平成12年2月「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定して、自治体、施設の管理者、関係業界団体等と連携して、見通しや明るさの確保等犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。なお、13年度には、全国10 地区をモデル地区に選定し、街頭緊急通報装置（スーパー防犯灯）（注1）を整備することとしている。

また、共同住宅におけるピッキング用具を使用した侵入盗等の犯罪が急増していることから、13年3月、犯罪防止に配慮した共同住宅の普及の実効性を高める観点から、国土交通省と共同して「共同住宅に係る防犯上の留意事項」を策定し、犯罪防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅の普及を図っている。

（注1）街頭緊急通報装置（スーパー防犯灯）とは、防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、連絡用モニターカメラ、インターホン等を装備し、緊急時に警察に直接通報することができる装置である。

〔事例〕特定非営利活動法人（NPO 法人）である広島県マンション協会では、10年10月に「マンション防犯設計自主基準」を定め、会員企業が供給するマンションはすべてこの基準に基づいて設計することとするとともに、（社）広島県防犯連合会が11 年7 月から実施している「防犯モデルマンション登録制度」に積極的に登録することとし、マンションの防犯性能の向上に努めている。13年 8 月現在、21棟のマンションが防犯モデルマンションとして登録を受けている（広島）<sup>1)</sup>。

1) 警視庁「警察白書 平成 13 年版」、2001 年（修正抜粋）

## 第7章 まとめ

本研究では、全国の犯罪情勢を把握して、高知県の治安状態を分析した。それとともに犯罪の中でも特に身近な生活場面で発生する窃盗犯を対象に取り上げ、窃盗犯罪の発生率の現況を割り出した。そして、その割り出された発生量に関係する要因にはどのようなものがあるか現地踏査をし、犯罪のない安全な都市づくりにむけて考察したものである。

以上の調査研究をまとめると以下のとおりである。

1. 高知県の刑法犯の犯罪率は都道府県別で比較して26位(平成13年)で、全国平均より若干良いが、地方圏の県のみで比較してみると治安はあまり良い状態とは言えない。
2. 高知県の治安状態を市町村別(刑法犯・平成13年)に見ると、高知市の犯罪率が最も高く、最も犯罪率が低かったのは大月町である。
3. 窃盗犯の犯罪率(平成13年)を市町村別で見ると、犯罪率が最も高いのは、高知市で、最も低いのは大月町である。
4. 所別(高知県警管内の交番・駐在所・派出所別)地区の人口と犯罪率の関係はあまり相関がない。
5. 世帯数の密度と犯罪率の関係は多少の相関が見られた。
6. 飼い犬の数と犯罪率の関係は殆ど相関がなく、影響がない。
7. 高知市内の中では、介良地区が最も犯罪率が低く、他の地区(一宮地区)と比較すると、介良地区は一宮地区よりも防犯に関連する事柄が多く、治安が良い地区であることがうかがえた。
8. 道路照明の明るさは、窃盗件数に関係があり、防犯灯の数を増やすことや、照度水準を高めることによって犯罪抑制に繋がると思われる。
9. 介良地区の住宅団地は一宮地区の住宅団地よりも市街地の整備状況がよく整っていること、門扉がよくついていること、見通しがよかったことなどから、介良地区の方が窃盗犯には狙われにくい傾向があったとも考えられる。
10. 防犯対策をするにあたって、日頃から防犯意識を高揚に努めることや警察はもとより住民・自治体等の各種組織と連携を密にするなどの防犯活動を推進していくことも必要だと言われているが、各地区において窃盗犯に狙われにくく、侵入されにくい住宅にするためにも、住環境の整備をすることが必要である。

以上の点から、今後の課題として、新たな都市づくりにおいては、防犯の視点を盛り込む必要性が大いにある。犯罪を未然に防止するためにも、暗い場所や道路には防犯灯を設置する義務付けをしたり、防犯協会が推奨するような照明の度合にし、周辺環境ができるだけ明るくなるよう創意工夫をするといったことを考慮していかなければならないと考えられる。

なお、今回、良い相関は得られなかったが、窃盗犯罪に関係があると思われる都市における住宅地の形状・形態等の実態調査を十分に実施し、これらが窃盗犯罪等にどのような関係にあるのか、十分研究を進める必要があると思われる。

## 引用・参考文献

- 1) 伊藤 滋「市民参加の都市計画」、早稲田大学理工総研シリーズ8、1996年  
P.130～P.134
  - 2) オスカー・ニューマン(1972年)「まもりやすい住空間(湯川利和他訳1976年)」、鹿島出版会
  - 3) ぎょうせい、安全・安心まちづくり研究会「安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり編～」2000年
  - 4) ぎょうせい、安全・安心まちづくり研究会「安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり実践手法編～」2001年
  - 5) 小宮 信夫「NPOによるセミフォーマルな犯罪統制 ボランティア・コミュニティ・commons」、平成13年
  - 6) 高知県警察本部、安全・安心まちづくり研究会「治安に関する不安感等の調査報告書(抄)」、平成14年 8月
  - 7) 警察庁「警察白書 平成13年版」、2001年
  - 8) 警察庁「警察白書 平成14年版」、2002年
  - 9) 高知県警察本部「犯罪統計書 平成12年」
  - 10) 高知県警察本部「犯罪統計書 平成13年」
  - 11) 齋藤裕美「集合住宅団地における犯罪不安感に影響を及ぼす要因の研究」『都市計画論文集 26』、91
  - 12) 中西 崇「危ない侵入者を防ぐ安全マニュアル」 草思社、2001年
  - 13) 中村 攻「子どもはどこで犯罪にっているか 犯罪空間の実情・要因・対策」 晶文社、2000年
  - 14) 南国警察署、南国地区地域安全協会「地域安全白書」、平成13年
  - 15) 法務省「犯罪白書 平成13年版」、2001年
  - 16) 法務省「犯罪白書 平成14年版」、2002年
  - 17) マヌ都市建築研究所取締役主席研究員、山本俊哉、防犯設計基本と実践  
「多様な仕掛けで犯罪抑止」 NIKKEI ARCHITECTURE 2002.12.9 P.130～P.134
  - 18) 三船康道+まちづくりコラボレーション「まちづくりキーワード事典」、学芸出版社
  - 19) 横矢真里ほか「子どもを犯罪・事故から守る安心マニュアル」学習研究所、2001年、  
P.126～P.127
  - 20) 湯川 利和「不安な高層・安心な高層(犯罪空間学序説)」、学芸出版社、昭和62年4月
- 財団法人 都市防犯研センター <http://sv.jusri.or.jp/> (2000.7) 取得  
セキュリティアドバイス [http://www.sok.co.jp/advice/vol\\_4/page\\_2.html](http://www.sok.co.jp/advice/vol_4/page_2.html) (2000.10) 取得

## 謝 辞

本研究の実施にあたり、高知県の犯罪状況の特別資料等を開示して頂くために、何度も足を運ばせて頂き大変ご迷惑をおかけしました高知県警察本部（統計課）、高知署（生活安全課）、南署（生活安全課）、山田署、各所地域の交番・駐在所の皆様方をはじめ、必要とする資料を快く引き受け協力して下さいました高知市保健所、高知県健康福祉部薬務衛生課、高知県企画振興部統計課ご担当の方々、そして、知的刺激と助言を与えて下さった総合警備保障（株）高知支社及び論文構成等においてご指導を賜った大谷英二教授並びに轟朝幸助教授、ならびに諸先生方に心から感謝いたします。

また、私の研究のために、惜しみない助力と助言をして参考著書等を推薦して下さい、そして四六時中時間の許す限り一緒に研究に没頭して頂き、最後まで未熟な私を見捨てず終始丁寧たる御指導を承りました荒木英昭教授には深謝し、ここに厚く御礼を申し上げます。